

第百二十八回
国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第五号

平成五年十二月二十七日(月曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

十二月二十四日

辞任

志苦 裕君

補欠選任

堀 利和君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

本岡 昭次君

下稲葉耕吉君

関根 則之君

松浦 功君

一井 淳治君

上野 雄文君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 之久君

吉川 春子君

委員

岡 利定君

鎌田 要人君

久世 公堯君

坂野 重信君

清水 達雄君

鈴木 貞敏君

永田 良雄君

植崎 泰昌君

星野 朋市君

村上 正邦君

森山 眞弓君

会田 長栄君

岩本 久人君

川橋 幸子君

委員以外の議員

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

角田 義一君

堀 利和君

峰崎 直樹君

渡辺 四郎君

猪熊 重二君

続 訓弘君

寺澤 芳男君

中村 鋭一君

直嶋 正行君

聴濤 弘君

下村 泰君

橋本 敦君

堀込 征雄君

前田 武志君

三原 朝彦君

太田 昭宏君

川端 達夫君

細川 護熙君

羽田 孜君

三ヶ月 章君

藤井 裕久君

赤松 良子君

大内 啓伍君

畑 英次郎君

熊谷 弘君

伊藤 茂君

神崎 武法君

坂口 力君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

警察庁刑事局長

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

防衛庁参事官

防衛施設庁総務部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

大蔵省主税局長

国税庁次長

文部大臣官房長

厚生大臣官房総務審議官

農林水産大臣官房長

農林水産省経済局長

運輸大臣官房長

運輸省鉄道局長

運輸省自動車交通局長

運輸省航空局長

建設大臣官房長

建設省建設経済局長

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

自治省行政局選挙部長

環境庁長官

国務大臣

政治改革大臣

武村 正義君

石田幸四郎君

上原 康助君

愛知 和男君

久保田真苗君

江田 五月君

広中和歌子君

山花 貞夫君

大出 峻郎君

阪田 雅裕君

垣見 隆君

八木 俊道君

田中 一昭君

高島 有終君

太田 眞弘君

草津 辰夫君

濱崎 恭生君

則定 衛君

小川 是君

三浦 正顯君

吉田 茂君

佐々木典夫君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一

号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法案第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法案第三号)及び政党政助成法案(閣法案第四号)(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参議院第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○下種葉耕吉君 本格的質疑に入ります前に、私の意見を申し上げまして総理の御見解をただしたい、このように思います。

総理は、御就任以来四カ月を過ぎました。本日に御苦労さまであると思います。

きょうの新聞を読みますと、政治改革法案の審議というのが前面に出ているために外交関係の日程等が組めなくて対外的に大変問題を起している、特に対米関係においてそうであるというふうなことが報ぜられております。

国内のだけに問題を取り上げてみしても、九州を中心とする大水害がございました。百年ぶりとも言われているわけでございます。私も現地に参りましていろいろ拝見させていただきました。国は国としていろいろ対策をとっておられるのはよくわかるわけでございますけれども、被害をこうむった方々のお一人お一人のところまでなかなか手が届かない。やはり、もう自分のことは自分で。余り頼れない。橋だとか道路だとかそういうものはできますけれども、自分の生活の身近に被害をこうむったことの回復というのはやっぱり自分でやらなくちゃならない、大変だというふうな認識が強いわけでございます。

さらにまた、青森、岩手などを中心としたしましお米の大凶作がございました。これも、私は現地に参りまして農家の方々をお回りしましていろいろお会いいたしました。その中で、化学肥料や農薬を使わないいわゆる自然農法の田んぼが、あぜ一つ違つて、大変そういうふうな中でもいい成果を上げていたということは非常に強い印象を

受けたわけでございますが、それはそれとして、もう全国的に大変な被害を受けておられる。東北の方々はよく出稼ぎに行かれる方が多いわけでございますけれども、ことは出稼ぎに行く先がない、あるいは仮にあつても大変条件が悪い、労働条件がきつ以上に給与が悪い、そういうふうなことで本当に血みどろの生活との闘いをなさつておられるということでございます。

そういうふうな農家の方々に、さらにガット・ウルグアイ・ラウンドの問題に絡みましてお米の輸入の道が開かれた。果たして自分たちはどういふふうにして今からの農業をやっていくべきか、どういふふうかと大変不安を抱いておられます。それと同時に、政府の施策に対する怒りというふうなものも私どもは感じてまいりました。

加えて、申し上げるまでもございませんが、日本全土を覆う大不況でございます。景気は物すごく悪くございまして。失業者はどんどんふえております。破産の企業もふえています。報道によりますと、国税局の中で中小企業の社長さんが自殺なさつたというふうなところまで進んでいるわけでございます。ボーナスは下がって、そして政府が予算の編成を先送りしたというふうなことで一日のうちに株が六百数十円も下がるというふうな状態を招いているわけでございます。

いろいろ経済企画庁から数字をお示しになります、全体として日本の景気の先行きに明るさが見受けられませんが、私も政治家は、まさにこのようなきこそ、お一人お一人の国民の幸せを願ひ、家庭の円満を願ひ、幸福を願ひ、そして国家社会のために一生懸命努力するというのが政治家の本来の姿であると思うのでございます。

そこで、総理にお伺いしたいんですけれども、まさにそのような状態でございますが、政府が何ができるか。いろいろおっしゃっております。二十四日の日に政治改革法案の年内成立の見通しが立たなくなったというところでおわび会見がございました。その中で経済対策の問題についてお触れになっておられますけれども、私も拝見いた

しまして具体的にひしひしと感ずるものがあの中にはございませぬ。やはり、今政府がなすべきことは、何といつても一日も早くそういうふうな不況に対する対策を立てることで、これが大きな流れではなからうかと思うんです。

細川さん細川さんということで、総理になられた。何かやっていたらだるだらう、もう古い今までの体制は嫌だ、何とか細川さんに期待したい、それが国民の声であつたと思うのでございます。しかし、細川さんは私たちのことをわかつてくれているんだらうか、私たちの血のじむような苦しきというものがおわかりなんだらうか。政府は果たして何をやっていくつもりなんだらうか。早く予算をつくってほしい、一日も早くやつてほしい、これが願いではなからうかと私は思うのでございます。

反面、うがった見方をする人がおります。その人の話を伺いますと、細川さんは本当は予算を一日も早くつくりたいのだらう、しかし八頭立ての馬車ではなかなかまともでない、税制一つにしてもそう、果たして所得税減税をやるのかやらないのか、やるとすればどれぐらいの規模でいつやるのか、それが見えてこない。

あるいは、赤字国債の発行はしない、こういうふうにおっしゃっていた。ところが、赤字国債の発行はしないという言葉の前に、垂れ流しの赤字国債の発行はやらないという言葉が入つてきた。要するに、子孫に借金を残すような赤字国債の発行はやらないということだらう。じゃ、そうでない赤字国債は発行するのじゃないのか、それもないやうのかどうか。

あるいは消費税の問題も出ております。消費税上げるんだらうか上げないんだらうか。これも政府内で大変な対立がある。だからそういうふうなことでは予算を組むにも予算が組めない。だから外向けに格好いい政治改革、政治改革、政治改革という言葉を続けて時間稼ぎしているんじゃないか、そういうふうな意見すらあるわけでございます。

私はやはり、日本の将来を展望し、高い立場から国家国民のためにいかにあるべきかということが政府の果たさなければならぬ最大の責務だと思ひます。

そういうふうな意味では、私も、政治改革法案、これはもう大変大切な法案で一日も早く成立させたいという気持ちでございます。しかし、それと同時に、今申し上げました喫緊の問題について総理がどのような決断を示されるのか。あしたからでも結構です。いかがでございますようか、総理の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(細川護熙君) おっしゃることはいろいろ私もそのような御意見を耳にいたしておりましたし、よく私も今の御指摘がございましたように点につきまして認識をいたしているつもりでございます。

冷夏、あるいは災害、円高、そうしたものが続いてまいりました。あるいはまた、米の問題についてウルグアイ・ラウンドがあつたような姿で決着をしたことによつて生産農家の方々も大変懸念を持っております。何よりも当面のこの深刻な不況について、多くの国民の方々が大変先行きに懸念を抱いておられるということにつきまして十二分に承知をしております。

そうした問題につきまして政府としてできる限り万全の体制で取り組んでいきたい、その気持ちは強く持つておりますし、今までもできる限りそのときどきに應じて政府として可能な対策を講じてきたつもりでございますが、今後とも第三次補正の適切な執行、あるいはまた来年度の当初予算におきましてできる限り景気に配慮した予算というものを組むことによつて必ず国民の皆様方の御期待にこたえられるようなところでございまして、このように思つておるところでございます。予算の編成が年を越して、税制の問題について減税は一体どうなるのかといったようなお話もございましたが、この問題につきましては、確にお話がございましたように与党の中でもいろいろ

ろと論議があることは事実でございますが、しかしこの問題にできる限り、今、政府・与党の協議会というものを開いておりますし、そこにおきまして早急に結論を得まして、税制改正大綱の策定、それからまた予算の編成、そうした作業にしっかりと取り組んでまいりたい、このように思っているところでございます。

十五カ月間の切れ目のない予算を組むことによつて景気対策には御心配のないような状況というものをつくり出していく、こういうことを申し上げているわけでございます。政治改革の法案というものを優先するために景気対策をなおざりにしているということは決してございせん、両方とも現下の我が国の状況におきまして極めて重要な課題であるというふうに思っているところでございます。決して景気対策に手を抜くというようなことなく、今申し上げたような切れ目のない景気刺激というものを考えていくことによつて御安心をいただけるような状況というものを御出していくとともに、ぜひ本委員会におきまして御審議をいただいております政治改革法案につきまして、一日も早くこの法案を上げていただいて、そしてさらに景気対策に向けて万全の体制がとれますように御理解と御協力をいただきたいと思います。

○下稲葉耕吉君 ただいま総理のお話を承りました。私は非常に残念なんです。お話はお話として承りますけれども、具体的な内容というものが何にもございせん。

予算編成がおくれますね。今のままの状態ですと編成自身が二月にずれ込まざるを得ないと思ひます。そうしますと、国会にいつ提案されるんですか。暫定予算必至でございましょう。

総理も官房長官も知事の御経験がございまして、国の予算が決まらなくて都道府県、市町村の予算が決まりますか。先般も、二、三人の知事あるいは市長さんが私のところに来まして、細川さんは知事さんをやつていてわかつているんでしようか、私も予算が組めませんと言つて

すよ。予算が組めるのは、国の直轄事業なら組めますよ。しかし、補助金にしたつて交付税に決まっています。都道府県に落ちるのはいつですか、額が決まっています。ことしいっぱいの半分はできませんよ。動きませんよ、仮に予算が立つたとしても、口先で幾らおっしゃつても、現実にはそういうふうな状態なんです。

十五カ月予算とおっしゃいました。予算は単年度ですよ。三月まで決まった予算というのは、それは繰越明許だ何だかんだありでしようけれども、日本の予算というのは単年度契約ですよ。だから、三月に入つて予算が決まった、第三次が決まったとしたら、執行できますか。実務的にそういうふうな問題を抱えていきますと、口で幾らうまいことを言うてもなかなか動きません。その辺のところは十分おわかりだろうと思つて、そういうふうなところに対する国民の不安というのが現実に出てきているんです。

きょうは政治改革法案の論議でございまして、この問題は後でまたいろいろ分野で御議論いただくことにはなりますが、今の御答弁を伺つて多くの国民の方々は本当に不安を募らせ、あるいは怒りを持たれるんじゃないかと思つて、改めて申し上げておきますけれども、この委員会でも終わつたら、あしたからでも本格予算を組まれることを強く希望いたしておきます。

次に移ります。政治改革法案が参議院にやつてまいりまして、いよいよ実質的な審議が始まりました。二内閣五カ年かかつて今日まで来たんだとおっしゃる。おっしゃるとおりでございまして。それほど大切な法案でございまして。しかし、認識していただきたことは、参議院でこの政治改革法案の審議が始まったのは二十四日、同僚の松浦議員の質問九十分だけでございまして、今から本格的な審議が始まるわけでございまして。

衆議院のことだからもう参議院はいいかげんにしてくれ、もう引き継がれた三項目だけやつてくれ、こういうふうな意見もございまして。これはと

んでもない間違いでございまして。なるほど衆議院の選挙制度もございまして、これはごく一部でございまして。四法案の中の一部でございまして。しかも、その制度自身も参議院に深いかわり合いを持つております。ほかの法案というのは全部参議院にもろにかぶりますし、のみならず、都道府県の首長、議員全部にかかわる法律、国民に全部かわる法律でございまして。そういうふうな意味で本当に大切な法案、重い法案でございまして。

出口を先に決めてくれなんて暴論がございまして、けれども、とんでもない話でございまして。十分審議していただいて、その中からいい法律をお互いにつくろうじゃないかと。修正なりなんなりしようじゃないかと。総理、修正に応じられますか。

○国務大臣(細川護熙君) 既に参議院に送られてから四十日ほど経過したわけでございまして、もちろんその間補正予算の審議とかいろいろございまして。しかし、とにかく四十日余り経過して、先般、松浦議員がトップバッターで御質問に立たれたわけでございまして、お話をございまして、積極的に前向きな御議論が本委員会においてもなされることを強く願つているところでございまして。御議論の積み重ねというものを政府としても尊重してまいりたいことは当然であると、このように思つております。

○下稲葉耕吉君 政治と金にまつわる問題で総理御自身の問題がいろいろ取りざたされております。いわゆる佐川問題に絡んでいろいろ出てまいります。いずれこの問題につきましては私も同僚議員から詳しくお尋ねしたいと思ひます。きょうはこの問題につきましてはお伺ひいたします。

そこで、実りある御審議とおっしゃいましたので、実りある御審議の中身に入りたいと思ひます。衆議院における審議の状況、それから本院におきます本会議あるいは予算委員会の中で総理、山花大臣、自治大臣の御答弁を伺つておりますと、私はどうも基本的な出発点が我々の認識と違

う、間違つていらっしゃるんじゃないか。

と申しますのは、私どもは常に大所高所から天下国家のために果たしていかにあるべきかというのが判断の基礎にあるわけでございまして。もちろん総理がそうでないとおっしゃっているわけではございせん。そういうふうな角度から見ますと、この政治改革法案の内容自身ももつと高い立場から、と申しますのは、日本の憲政が始つてもう百年越しているわけですが、そういうふうな長い伝統を踏まえ、そして日本の将来を展望し、国会というのはいかにあるべきかというふうな角度から検討する、これが入口であらうと思つております。ところが、先ほど申し上げました御答弁を検討させていただきますと、まず衆議院の選挙制度改革ありきというふうな印象がどうもしてならないんです。

総理は、一院制主義者でございましてか。

○国務大臣(細川護熙君) 憲法にもございまして、うに、私は、二院制の意義というものを尊重してまいらなければならぬ、そのように受けとめているところでございまして。

私も参議院におりましたし、参議院が均衡と抑制制という基本的なその存在意義というものを生かしていきけるように、かつて緑風会があつたころの参議院というものがいかに重みのある存在であつたかといつたようなことをよく考えることがございまして、二院の府として、良識の府として、衆議院のカーボンコピーと言われるようなことになくして、チェック・アンド・バランスの機能というものをしっかりと果たしていつていただけるような参議院であるということを私は強く望んでいるところでございまして。

○下稲葉耕吉君 私もただいま総理のおっしゃつた見解のとおりだと思つております。ところが、内閣の提案されました中身を見ますと、どうもその辺のところがよく見えてこないというふうに私は思ひます。

総理はよく国会の答弁で、胸に手を当ててよく考えてみるという言葉を口癖みたいにお使

いになります。私も、胸に手を当てませんでしたが、けれども、じっくり考えてみますと、果たして今回の改正案というものが本当に日本の将来のためにいいんだろうかどうかというふうなことを感ずる点がたくさんあるんです。ですから、そういうような点につきましては、同僚議員とも手分けいたしましていろいろ改正点、修正点というふうな問題との絡みで論議していただきたいと思うんですけれども、先般この委員会でも同僚議員の松浦議員から衆議院と参議院の問題について話がありました。

自治大臣にお伺いしたいと思いますが、衆議院と参議院ではなくて、衆議院議員と参議院議員は制度上どういうふうに違いますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 制度上という意味が必ずしも、大変幅広いことになると思いますが、憲法上では予算、条約についての衆議院の優位性というものが認められておりますが、議員という立場、そういう意味で言えば、国民に選挙された議員で両院とも成っているということでお答えになるかと存じます。

○下稲葉耕吉君 それは同じところで、どこが違いますかと聞いています。

○国務大臣(佐藤観樹君) 衆議院の場合には解散があり、当然のことながら任期四年、参議院の場合には六年ということもございまして、それから被選挙権が衆議院の場合二十五、参議院の場合三十という違いがございまして。

○下稲葉耕吉君 おっしゃるとおりですね。結局、そこにも一つの両院の性格の違いがあると思うんですね。衆議院は解散がございましてね。私どもは解散がなくて六年間の任期で三年ごとに改選されるということですね。しかも、被選挙人と申しますか議員になる資格が、衆議院の先生たちは二十五歳です。私どもは三十歳にならなければならぬんです。そこにもやはり両院の性格の相違というものが私は出てきていると思うんです。重さというものがそれぞれ違うんですね。もう一総理は抑制、均衡とおっしゃいました。もう一

つ加えますと、補充という言葉があるんです。抑制、均衡、補充というのが参議院の機能だ、こう言われているんですからね。

ところが、今度の場合考えてみますと、衆議院というのは、いろいろな意見がございまして、衆議院も、民意を集約して政権の選択ができる、これが衆議院の特性です。参議院は、やはり民意の反映、多くの人たちの意見を反映する、そして議論、そしてその機能は衆議院のチェック・アンド・バランス、抑制、均衡、補充という機能を果たす、これが出発点だと思えます。

総理、いかがでございしますか。

○国務大臣(細川護熙君) 基本的に全く私もおっしゃるとおりだと思います。

○下稲葉耕吉君 それではお伺いしたいんですが、日本の憲政史上、衆議院議員の選挙というものが今度みだりに二つに割れたことはございしますか。今度は小選挙区と比例区でございします。

明治二十三年に始まって以来ずっと衆議院の選挙区というのは大選挙区になったり何だかんだしましたが、今度みだりに二つに分かれたことございしますか。

○国務大臣(山花貞夫君) なかったと思っております。

○下稲葉耕吉君 それはもう御承知のとおりなかつたわけですね。今度初めておやりになる、しかも二つに分けて、その一つの比例選挙というのはこれは全国単位でしよう、重複立候補なり何であれ、参議院の全国を単位とする比例制と全く同じです。言葉の悪い人は、土足で人のうちへ入り込んで来た、入り込んで来ただけならいいけれども、追い出しちゃって、おまえら勝手にうちでもつくりなさい、こう言うてるのと同じですよ。

今申し上げました大所高所に立って、衆議院はいかにあるべきか、参議院はいかにあるべきかという議論からしますと、こういうふうな議論というのとはとても相入れない。まさしく衆議院の比例選挙の議論の中でどういふような言葉が出ていた

か。民意の反映という言葉がありましたのでしょ。民意の反映で、そして小選挙区の方は集約と政権の選択だとおっしゃった。民意の反映という機能はまさしく参議院の機能じゃないですか、言葉は変わっておりますけれども。

国民の方々に、今度の選挙制度わかりますかと私は聞いてみた。わからないとおっしゃるんです。まず、小選挙区比例併用制とか並立制とかその辺のところはわからない。衆議院と参議院との関係がどうなったかわかりますかと言うと、わからないというんです。専門家はわかりますけれども、こういうふうな選挙制度というものが果たして国民に、そして日本の政治で高い立場から見ると果たしてプラスになるんでしょうか。総理、いかがでございしますか。

○国務大臣(細川護熙君) 確かに、選挙制度というのは大変技術的な問題でございしますから、国民の方々から見られるとなかなかわかりにくい点があることは事実であらうと思えます。いかなる制度であつてもなかなかわかりにくい点があるというところはそこらでございしますが、しかし、今回政府案として出させていたでございまして小選挙区と比例代表制の並立制というのは、それぞれの制度というものが補完をする形でございまして、その長い間の御議論というもののなかから取れんをされてきた最善のものであらう、そういうことで政府案として取りまとめをさせていただいたということでございます。

平成三年でございしますか、海部内閣當時に出された政府案、それからまた選挙制度の八次審の答申における御議論、またその後の国会における御議論などにおきましても、行き着くところはやはりこの小選挙区と比例代表制の並立制というものが恐らく現時点で考えられる意見の集約する方向であらう、こういうことで現在このような形の法案というものが、これは自民党案が前に出されたものも並立制であつたわけでございます。そういう形で今日のこの法案があるということでございますから、多少わかりにくいところも、

そういうふうにお感じになる方もあるかもしれませんが、必ずしもそうではないのではないかと。小選挙区というものと比例代表というものをそれぞれ、二票制によつて、先ほどお話がございました民意の集約と反映というものがともどもに補完を合した形で生かされるという趣旨というものは、これは一つの考え方として十分に御理解をいただけるものではないかというふうに、私はそう思っております。

○下稲葉耕吉君 提案なさった総理のお立場としては、そういうふうな御答弁しか私はないんだらうと思う。しかし、胸に手を当ててよく考えてみますと、果たしてこれがベストの案だろうかとかということは、私は、総理自身も立場上はああいうふうな御答弁なさっているけれども、本当はどうかなという感じがしてしょうがないんです。

そこで、今、国会で御審議をいただいたとおっしゃいましたけれども、私は何もその総理の御意見にいちやんをつけるつもりはないんだけれども、参議院で審議は今始まったばかりでございします。衆議院では、前国会百七時間委員会議論なさっております。今度だつて百二十時間委員会でもなさっております。私どもは今九十分終わっただけなんです。今から始まるんですから、今から参議院という一院で審議するわけですから、その辺のところは十分御認識していただきたい、このように思います。

そのような立場に立つて政府案というのを突き詰めてみますと、参議院の比例区と同じような制度を衆議院の中に取り込まれるということとは、これは日本の憲政史上大変なことになるんじゃないだろうか、私はこのように思います。

そこで、広中環境庁長官と久保田経済企画庁長官にお伺いします。

お二人は比例選挙で選出されました参議院議員でございします。よく政府は、政府と言うと失礼ですが、閣僚の方々は、連立政権に参加しているときには自衛隊は合憲でございします、党に戻ればわ

かりません、違憲ですとか、あるいは、連立政権を維持するために米のああいふうなウルグアイ・ラウンドの決着に賛成したんですけれども党としては反対ですとか、いろいろございしますが、閣僚としての立場ではなくて議員としての立場で、衆議院にあのような全国を単位とする比例選挙を導入されようとしているわけですが、感想を両大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(広中和歌子君) 正直な感想といたしましては、衆議院の選挙制度が大変衆議院に近づいているな、そういうところございまして、衆議院のこの法案を通していただきました後は衆議院もそれなりの改革というのを考えなければいけない、そのように思います。

○国務大臣(久保田真由君) お答えいたします。比例代表制というのは、結局、票数を議席の上に正確に反映するという性質を持っておりますので、参議院にもそうでございすけれども、衆議院にはよりふさわしいものである。つまり、衆議院が国民の民意をより正確に反映する場であるという面からふさわしいものと私は思っております。

○下稲葉耕吉君 ちよつと答弁になっていないですね。もう一遍お願いします。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起ししてください。

○下稲葉耕吉君 広中議員は参議院議員でいらつしやいますけれども、衆議院で決まったらまた参議院で考えればいいということで、参議院の主体性のないような御返事をなさいましたですが、それはそれでよろしゅうございすか。

○国務大臣(広中和歌子君) そのような誤解をお与えて大変恐縮に思っております。

ただ、今回の政治改革というのは両院におきまして考えられたことございまして、少なくとも私どもの属しております公明党・国民会議におきまして参議院の改革につきましては独自にいろ

いろ勉強してきたところでございす。このたび衆議院におきましてこのような政治改革法案が通ったわけでございますけれども、私ども、それが通りました後、参議院がどのような改革を考えられるかというのはこれからの問題ではないか、そのように思っております。

○下稲葉耕吉君 久保田大臣の答弁につきまして、これは私不満でございますが、保留いたします。

しかし、今の広中大臣の御答弁を聞いておりますと、私はそこが出発が違ふんじゃないかということ、最初に申し上げたんです。国会は両院でしよう。だから、衆議院と参議院はどういうふうな機能を果たすべきか、まずその議論があつてしかるべきなんです。衆議院がこれを決めたから参議院は今度はこれを受けてじゃどういうふうにするべいか議論すればいいでしょう、これは間違いないんです。そうでなければ、もう一院制でいいんですから。国会はやはり両院から成っているんです。それぞれ権能がある。違う。同じところもある。そういうような中で、衆議院と参議院はいかにあるべきかというのは出発しているんじゃないだろうか。私が政府の御答弁が非常に間違っているんじゃないかと言つたのは、まず衆議院ありき、それから参議院をお考えなさい、こういうような発想が間違ひじゃないかと思ふことを申し上げているんです。

もう一遍お願いします。

○国務大臣(広中和歌子君) 私の理解といたしましては、同時進行的に国会改革も含めまして政治改革をやつていんだと思ひます。ただ、このたびの衆議院の改革法案が先に提出されたというふうに理解しているのございすけれども、いかがでございますでしょうか。

○下稲葉耕吉君 大臣の御認識と我々の認識とは大変すれ違ひがございす。これはきょうはもうこの程度にいたしますが、今からまたじっくりやります。

そこで、本論に戻りますけれども、全国区単位

の比例制度というのは、私も御承知のとおりに参議院の比例区の議員でございす、百名のうち半分改選ですから五十名、五十名のうち自民党は候補者は大体二十五名ぐらゐ出しておるんです。この二十五名の順位をつけるのいろいろ大変なんです。各党もそうだろうと思ひますよ。今度は二百二十六名でございすか、二百二十六名で過半数をとろうと思つたらもう二百名ぐらゐお出しになるんでしょね。その順番づけでも各党は、まだその辺まで議論がいつているのかいつていないの知りませんが、重複立候補なり何なりの問題ございすけれども、それは大変だと思ひますよ。そんなことでございすか。

それはそれとしまして、やはり政権の選択とか民意の集約だとかというふうな議論から突き詰めていきますと、これはどうしてもその比例制というのは仮に採用されるとしても現場に近くななくなっちゃいけない。先日、松浦議員から話がございましたように、おらが県の代表だという人が少なくなつちゃう。やっぱり戻らなくなっちゃいけない。そのためには、どうしても並立制を採用するにすれば、自民党でございす都道府県単位、これに決着をせざるを得ないんじゃないだろうか、参議院の立場から考えましてもそういうふうになるんじゃないだろうか、私はこういうふうに思ひます。

この点は今から議論いたします。きょうは結論は出ないだろうと思ひますけれども、やはりそういうふうな基本的な考え方からおろしていきますと、そうならざるを得ない。ぜひこの点は修正していただきたい、このように思ひます。

それから、そういうふうなことに関連いたしまして、やはり数字の問題がございす。定数の問題がございす。これはやはり、何と申しまして、政権の選択、民意の集約という考え方から考えれば、それは現場に近い数をふやしたのがいいに決まつてゐるんです。そして、参議院はそういうふうなものに対して抑制、均衡、補完の機能を果たす。これで両院が相まって進んでいくという

ことだろうと思ふんです。この点の議論も今から次々に出てまいりますので、一応問題点を提起いたしておきます。

それから、次に戸別訪問の問題を取り上げてみたいと思ひます。

自治大臣、自治省からこの前発表があつたようございす、全国の有権者は今何名でございすか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 約九千四百万人でございす。

○下稲葉耕吉君 九千四百六十四万幾らということでございますね。

戸別訪問が自由になりました。私は比例区ですが、九千五百万の有権者にどういふふうにして戸別訪問して歩けばいいでしょうか、決められた選挙運動の期間中に。お答えください。

○国務大臣(佐藤観樹君) 選挙制度を政党中心に変えていくということで、できる限り有権者との接点を多くしようということで戸別訪問を時間以外の条件をつけずに解禁をするわけでございますけれども、これはやらなければならぬということではないわけでございます。やることもできるわけでございます。それは限られた中で下稲葉委員個人がやるのではなくて運動隊の方々がやるわけでございますから、それは十分やり方によつて、九千四百万人全部を一人一人やらなきゃならぬと言つてゐるわけじゃないでございせんので、後援者の方、応援者の方、政党の方々がやる範囲でやることできるように法律を直す、こういうこととでございます。

○下稲葉耕吉君 あのような議論を聞いていて国民の皆さんは納得されるでしょうか。

要するに、私はきょうは、今までは与野党という立場から議論がされてゐたと思ふんですけれども、私は衆参プラス都道府県首長、都道府県議会議員、こういうふうな立場から実は議論してゐるんです。

衆議院の選挙の場合にはあるいはそれがいいかもしれません。今私は参議院の比例区のお話をし

ましたが、選挙区の場合でもそうですよ。東京都の有権者数は約一千万ですよ、九百何十万。神奈川県でも六百万を超えている。そういうふうな人たちに對する戸別訪問が解禁される。私は、衆議院の中でそういうふうな議論がされて、そして参議院議員あるいは都道府県会の議員、市町村会の議員、そういう人たちのことが頭になくて議論されてこういうふうな結論になったんじゃないかなというふうな思われてしょうがないんです。ですからその点は、これは常識的に考えてみましても大変問題がある。

あるいは戸別訪問を受ける立場からしますと、これは非常に引用が悪いんですけれども、かつて新聞の販売網を広げるためにいろいろな競争がございましたね。最初は戸別訪問でいろいろおやりになっていたんだけれども、そのうちティッシュペーパーが来るし、ティッシュペーパーでだめだったらまた何かほかのもつという物が来まして、何だかんだしたのは皆さん御承知だろうと思う。日本の民度も上がっておりますから、そういうようなことはないだろうと思いたいんだけれども。

さて、受ける側からやはりそういうふうな問題もあります。「戸別訪問お断り」とベルを押すところに張っておこうというふうな意見であるんですよ。もう選挙になると戸別訪問で朝から晩までブーブー押されちゃって、粘られちゃって仕事にならないというふうな議論もないわけではございません。この点も十分ひとつ御検討いただきたいと思うのでございます。

次の問題に移ります。

私は出身が鹿児島でございますが、先般、水害で帰りました。選挙は比例区でございますよ。それから、北海道にもお話しいたしましたように凶作の見舞いに農村の人たちの間を歩きました。いろいろ御注文もいただきました。お話ししましたようにいろいろな苦勞をしておられるんです。本当に東京にいたならわからないような苦勞を国民の一人お一人なさっているんですよ。

そういうふうな方々に何とかおたえしよう、頑張ってくださいということを手紙を書きます。私ども、行きますとやっぱり何十人か何百人の方々に会いますよ、座談会があったりあるいは農家を回ったりで、何だかんだ書きます。私は字が下手ですからたまに遅いワープロを打ったり、場合によっては秘書にワープロを打ってもらいます。それでお礼状を出そうというんです。

政治というのは、およそ国民のお一人一人と気持ちを通って、国民の皆様方の心情というものがわかって、それを酌み取って私どもが具体的に施策の中で生かしていくというのが、これが政治の原点だと思ふんですよ。

今申し上げましたようなお礼状を私が出すという事は、総理、賛成でございますか反対でございますか。

○国務大臣(細川護国) 私は自分では余り出しませんが、過去も余り積極的にやる方ではございませんでした。しかし、おっしゃるやうに、何となくも気持ちが通じ合う、あるいはまた具体的な政策の中身でもしつかりとそれが伝達されるという事は大変大事なことでございますし、有権者の方々がみずからの意思を決定されるに際して何らかのそのような一つの手がかりがあるかどうかという事は大変重要なことだというふうに思っております。

一概に、それがどういいう規模がいいのかということについてはいろいろ御議論のあるところだろうと思ひますが、この点についてはいろいろ御議論があるだろう、考え方はあるだろうというのが私の率直な認識でございます。

○下稲葉耕吉君 今の総理の御答弁ですと、今度は違反になるんですよ。でさなくなるんですよ。百四十七条の二というのを御読みください。政府提案、総理がお出しになった提案では、そういうふうなことを書くのはいいんですよ。自分です下手な字で書くのはいいんですよ。ワープロを打つて出す、しかもそれをコピーでもって十人二十人に

に出すのはもちろんだめ。そんなことで国民一人一人の気持ちを酌み取るということができでしようかね。そういうふうなことになるんですね。

あるいはまた、私も比例区でございます。全国の有権者の方々に接してできるだけそういうふうな方々のお役に立ちたい、世のため人のため前進させたい、こう思います。ところが、やっぱり中にはいろいろなことがございます。亡くなった方何だかんだされる。弔電を打っているんですよ。今までは弔電が打てたんですよ。今度の改正で打てなくなりましたよ。それは花輪を出すとか何だかんだという事は大変議論があつてそうなんだらうと思ひますが、弔電だと結婚のお祝いの電報すら打てなくなる。要するに、考え方が人間性悪説ですよ。

私も、そうじゃないんだ、心の中に入り込んで、そして何が問題だというのを引き出して、それを政治に反映させるといふのが私たちの仕事だと思ふんですよ。何でもこういうふうなのが禁止されているんですよ。

自治大臣、何かお話がございましたらどうぞ。

○国務大臣(佐藤栄蔵) 委員御指摘の点、私もわからぬわけではございません。平成元年の十二月に、答札によるもの以外のあいさつ状というものは一切、暑中見舞いにしても年賀状にしても禁止したわけではございますが、それを下稲葉委員の今言われていることをそのまま延長しますと、結局何十万枚という話になってしまつて金のかかる政治になるという事で禁止をされたわけではございまして、今回の慶弔とか感謝とかこういった種類のあいさつ状というものは、やはり金のかかる政治というものをやめにしていこう、そういう支出を抑えていこうというところから出発しておるわけではございまして、その点はひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○国務大臣(細川護国) 先ほどちょっと舌足らずだったかと思ひますが、今度の法律に書いてあることは十分承知の上で申し上げているわけではございまして、今の自治大臣が申しましたことと基

本的に私も変わらないということ、これはもう当然のことながら申し添えておきます。

○下稲葉耕吉君 総理も大変苦しい御答弁なさつておられますけれども、やはり参議院の私どもの立場からよくよく胸に手を当てて考えてみますと、こんな改正案というのはいかかっているんですよ。これはもう性悪説ですよ。みんな人間は悪いことをやるんだ、国民は悪いことをやるんだ、だから金のかかる選挙になつちゃうんだ、だから禁止するんだ。大臣自身も野党のときには私と同じ質問をなさつたでしよう。そのときに土屋選挙部長が苦しい答弁をしていますよ。思い出されましたか。

○国務大臣(佐藤栄蔵) 確かにこの議論をするときに、人間社会の義理を欠くことになるではないか、日本のよき風習であるところの各シーズンごとにいろいろあいさつ状を出すというところはいい風習じゃないかというふうな議論がありました。しかし、結局、これだけスキャンダルが多くなつてまいりますと、やはり金のかからないやうにしよう、選挙の公正を期す方が優先ではないかという事で平成元年から御承知のやうになつておるわけではございまして、その趣旨を体して今しも御理解をいただけるというふうな考えております。

○下稲葉耕吉君 ちょっと誤解しておられるのじゃないですか。平成元年からなつておるとおっしゃいますけれども、今申し上げましたのは今度の改正ですよ。又は慶弔、感謝、感謝その他これらに類するものためのあいさつ状を出してはならない、前はこういうふうなのはなかったんですよ。平成元年の改正じゃないですよ。今度の改正ですよ。政府案ですよ。もういいですよ。大臣、それはよくないですよ。

それでは、もう少し進めまして、青森とかに凶作がございましたね。私ども見舞い金を出そうと思ふんですよ。これもできないんですよ。私はできないんですよ。総理はできるんですよ。総理

は選挙区熊本だから。私は全国だから。私は外国の地震だとか水害だとか何とかは出せるんですよ。日本人でありながら日本人の水害の見舞い金を出せないんです。おかしいんじゃないですか。もつと言いましょか。

この前の予算委員会の中で先生方皆さん赤い羽根をつけてこられた。私はうらやましいと思つた。私はできないんですよ。赤い羽根すらできないんです。自治省にいいだろうと言つたら、自治省はあれは違反ですと言ふんです。もつと厳密に言いますと、二十万円以下の罰金ですよ。

よく池袋へ行くんです。そうしますと、あそこには献血のテントがある。献血しようと思つた。それでもできないんですよ。だめだと言ふんだ。それは前の法律です、さつき申し上げましたのは今度の改正ですけれども。

私は比例区の議員でございますから、赤い羽根で献金するときに下稲葉耕吉よろしく頼みますと、そんなこと言いませんよ。言つたつて、私の名前を書く必要はないんだから、自民党と書いてもらわなければ自民党は比例区が上がらないんですから。そんなばかことができませんか。献血するときに、自民党をよろしくと言ひながら献血する人がいますか。要するに、人間の善意を縛ろうとしてゐる。今度だつてそうですよ。これはもう絶対一步踏み込んでいただいて改正してもらわなくちゃならない、このように思います。

時間も進んでおりますので、企業と団体の寄附の問題について申し上げたいと思います。

先般の松浦議員の質問で自治大臣の答弁がちょっともたもたされましたけれども、結論は、企業、団体が政党に寄附するのは、これはいいんです。企業、団体がこの人に寄附したいと思う人の政党に金を出すというのは構わない。大きな抜け穴ができてゐる、それはお認めになりました。

ところが、お話がございましたように、地方の議員は無所属が大変多かったですね。七〇%いるわけですよ。政党に入っている人はそういうふう

なこともあるいはできるかもしれない、手足を切られて個人献金だけで。私も、おっしゃるものだからいろいろあつて調べてみた。そうしますと、個人献金というのは現実には十人のうち一人あるかないかだということですよ。それで選挙をやれというんですからね。

それは衆議院の人たちの頭だけでお考えになつてゐる。我々の立場だとか地方の立場というのはお考えになつてゐない。これはやっぱ私は自民党案に戻してもらふねといかぬ。自民党案だつて激減緩和措置で何とかやりましょ、透明性を確保しながらやりましょという判断ですよ。かえつて変な形になりますよ。

さらに申し上げますと、政党の支部の問題がございます。

総理、御存じかどうかわかりませんが、参議院議員の我々というのはほとんど地域支部じゃないんですよ。選挙区支部だとか市町村の支部じゃないで、地域支部に属してゐるんです。ちなみに、自民党の議員というのは七割以上が地域支部の議員ですよ。地域支部の議員じゃないんです。その地域支部についての配慮が全くない、政党の支部として認めてゐないんですから。それで選挙をやれといつても、選挙できますか。そんなことも御配慮されてゐない。これも問題点を提起いたしておきます。

それから、政党助成の問題に触れます。時間があれば一つずつの問題について何時間かけても今からやらさせていただきます。議論して、そして合意点を見出していただきたいと思います。

政党助成の問題に触れますと、衆議院が民意の集約だ、政権の選択だ、こういうふうなことで三%条項、これもいろいろ問題がございます。私個人はある程度わからぬわけじゃないが、ところが、参議院で民意をストレートに反映しようといつたら、参議院は少数意見も尊重しなくちゃならないですね。それは衆議院と参議院と違つてゐるんですよ、性格が違ふんだから。ところが、衆議院と参議院と同じ法律で一、二の三でやろう

としちゃつてゐる。

総理のところにも陳情に行かれたというのが経理の日程で新聞に出ておりましたけれども、それはそうなんですよ。衆議院と参議院は違ふんですよ。じゃ、仮に今の法律で参議院まで適用したとすると、その矛盾を申し上げます。

具体的に党名を申し上げるのは差し控えますけれども、その党は現在二議席持つておられるんです。参議院は御承知のとおり三年ごとに改選です。二議席の党は一人ずつ当選して現職で二名いらつしやるわけですね。そうしますと、その一番目に当選なさつた方は、これは平成元年の七月の十五回選挙、一・七七%とて当選なさつたんです。今回の法案では政党助成の対象にはなりません。今度の選挙で十六回の平成四年の参議院選挙では別の方が出て、これは三・〇六%とられた。合格です。そうしますと、現職二人の方が政党助成の対象になりますね、直近の選挙と書いてありますから。

今度は、再来年の選挙でどうかわかりませんが、仮にこの十五回選挙の方がお出になつても、一・七七でも二・八九でもいいです、とられたとします。三・幾らとられた人と当選なさつたこの方、今度は政党助成の対象になります。それでいいでしょう、自治大臣。私の解釈は間違つてゐますか。いいですね。そうなりますよ。二人が国会に議席を持つていて、同じ現職の議員が三年はもたえて三年はもたえない。同じ議員ですよ。そういうようなことまで法律をつくるときに考えておられたかどうか。これがいいんだとお気持ならこれはもう決定的に私は間違ひだと思ふ。

そういうふうな矛盾が今度の法案の中にあるんです。もう時間が来たからいいかげんにやめまされども、それをそのまま通すなんということになつたらこれは大問題だと思ひます。そういうふうな矛盾があるんです。ほかにいろいろお伺ひしたいことはたくさんございしますが、この点も絶対何とか手をつけてもらわなくちゃいけません。

ん。

それから、時間も来ましたから私はまたいづれやらさせていただきますと思ひますが、重複立候補の問題にしても、これは衆議院の問題ですが、六分の一以上の有効投票がなければ再選挙になります。小選挙区の場合、再選挙になります。そうですね、自治大臣。再選挙になります。

そうしますと、そのトップの方、一番とつたけれども六分の一に満たなかった、これは重複立候補の場合は惜敗率は一〇%になるんです。かからないんですか。有効投票の六分の一以下の人が惜敗率では一〇%になるんですよ。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) そのとおりでございます。

○下稲葉耕吉君 そういうふうな制度が入り込んでゐるんです。有効投票すらとらなくて、そして重複立候補になりますと惜敗率ではトップです。一〇%です。そんなことをもうおわかりの上で法案を出されたんなら、私はとんでもないことだと思ふんです。

まだまだいろいろ実はあるんです。もう時間が来ましたからきょうは中まで掘り下げません。参議院はその良識にかけて、こういうふうな問題を、日本の将来を左右する問題ですから徹底的に議論させていただきたい。私は、こういうふうな制度をこのまま導入したら日本の憲政史上に汚点を残すんじゃないかと思ふんです。私も胸に手を当ててよくよく考えてみますとそういうふうな結論になりました。

以上で終わります。(拍手)

○関根則之君 最初に細川総理にお尋ねをいたします。

総理は二十四日の夕方の記者会見で、今年中の政治改革法案の成立には従来から政治責任をかける約束してきたけれども、客観的に見て年内成立は困難な情勢になつてきた、国民の皆様は素直におわびしなければならぬと言われましたね。

これは何ですか、ただおわびをするだけのことです。ごいいますか。国民に対してはおわびをなさったようでごいいますけれども、国会でも再三にわたって答弁をなさり年内成立を明言されてきたわけでごいいますけれども、国会に対してはどのような責任をおとりになるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川護熙君) 今お話がございましたように、年内成立ということで全力を尽くしてまいります。その政治責任というものをしっかりと私は重く受けとめてやっておりますという事を申し上げてまいりました。しかし、客観的な状況から見てもそれが難しいという状況になってまいりましたので、改めてこの点について国民の皆様方に率直におわびを申し上げ、私の政治責任を全うするゆえには、衆議院を通過して五年たつてようやくこの段階までたどりついたわけでごいいますから、この法案を成立させるということが私の責任を全うするゆえにでありまして、こういうふうに申し上げた次第でごいいます。ぜひこの国会の会期内に与野党の御理解、御協力をいただいて、御論議を果しあるものに積み重ねていただいて、積極的な御論議の上に立つて法案が成立することを強く願っている次第でごいいます。

○閣根則之君 引き続き努力をするというふうなお話でございいますけれども、およそある物事を實現いたします、こう言つて約束をしておいて、それができなかった場合には責任をとりまして、こういう公約もなさつておいて、結果的にそれができなかった。引き続き努力をいたします、そういうことで責任をとつたということになるんですか。

総理に最初お尋ねをいたしますが、政治改革はいつまでに成立させるとこの次はお約束をなさつていらっしゃるわけですか。タイムリミットは、次はいつですか。

○国務大臣(細川護熙君) この国会を一月の二十九日まで延長していただきましたので、その期間内にぜひ成立をさせていただくべく政府としても

全力を尽くしてまいりたい、このように申し上げているわけでごいいます。

○閣根則之君 もしそれが二十九日までに成立しなかった場合に、どういう責任をおとりになりますか。

○国務大臣(細川護熙君) 責任のとり方はいろいろあると思ひます。しかし、これは私としてはしっかりと受けとめております、私なりに腹をくくつてこの問題には取り組んでまいりますと、こういうことを申し上げているわけでごいいます。

○閣根則之君 総理の答弁は、いつ承つておりましても一般的なお話しかならないわけでごいいますけれども、要するに引き続き努力をいたしますということですね。

私は、およそ一国内閣総理大臣が国民に対して国会に対して約束したこと、これは大変重要なことだと思ふんです。しかもそれを、政治責任をとりますよ、政治責任をかけてやりますよと言つたときには、それがもしできなかったら選取扱はそう幾つもあるものじゃないと思ひます。

一つは、約束したことが同等またはそれ以上の代替措置をきちつとすることだと思ふんです。そうすれば同じようなことになりまして、それはいいと思ひます。あとは結局、辞職をなさるか、あるいは国会を解散なさるか、信を国民に問うという方法もあるわけですから、そういうことではないかと思ふんです。

いずれにいたしましても、本当にこのところはしっかりと腹を据えてかかっていたいただきたい。答弁は答弁として承つておきます。

次に、法案につきましては、既に我が方の二人の理事から質問をいたしました中にもいろいろな問題が指摘をされております。法定得票数にも達しない人が、比例名簿の方で惜敗率が大変よかつたということでトップで当選する可能性があるわけですよ。こんなことはもう本当に法律の構成からいっておかしい。そういう問題が幾つもあるわけでごいいます。その点につきましては、私もこ

れから何点か指摘していきたいと思つておりますけれども、そういう問題を含めて、いろいろ事務的にもおかしい、ちよつと法律をかじつた人ならこれはおかしいなと思ふようなものがいっぱいあるわけですよ。

これはそういう事務的な問題から、定数配分の問題、比例名簿の単位の問題、戸別訪問の問題、いろいろ重要な問題もございいます。一票制か二票制かという問題もございいます。これはいわゆる法案の骨格部分にかかわる問題ですから、高度な政治判断を要するものがあるわけです。これは、やっぱり最終段階におきましては細川総理と自民党の河野総裁との間できちんとしたトップ会談をしてもらつて、そこで方向を決めていただく。また、事務的な問題につきましては、これは一々そこまで上げていって細かい議論をしていただく必要はないと思ひます。せつかくこの委員会があるわけでごいいますから、理事会なりなんなりワーキンググループをつくることによって、そこで突き合わせをやっていただく。

そういうことによつて、私は、最終的な姿としては事務的な折衝並びにトップの会談を通じて共同修正をやつていく以外にこの法案を成立させる道はないというふうと考えておりますが、そういう用意が総理におありになるかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川護熙君) 衆議院とは違つた観点からいろいろ御論議があることは当然のことだと思ひます。先般、松浦議員からもまた下稲葉委員からもそれぞれ具体的な御論議についての御指摘もございました。そうした御論議というものもまたこれからの本委員会における御論議も十分踏まえて、今お話しございましたように、委員会レベルで与野党の合意に達するものがあれば、それは政府として尊重させていただくことは当然でございます。またその御論議を踏まえて河野総裁との会談で考えるべきものがあるということになりますれば、それは私としては当然そういう場に臨んでお話し合いをさせていただくことにやぶさ

かではございません。

○閣根則之君 個別の問題に入ります前に一つだけ承つておきますが、総理は、経済の問題にも決して関心がないわけじゃないんだ、景気の問題を大変心配している、こういうお話でございいます。しかし、年内に予算編成ができないと。これは異常な事態ですよ。ずっと歴代の内閣は、通常の場合には全部年内に、十二月いっぱいまで翌年度の予算をきつとつづつて国会に提案をして、できるだけ早く年度内に成立をして、四月一日からはきつと新しい予算に基づいて仕事を始めていく。

予算というのは国の活動にとつては自動車のガソリンのようなものですから、予算がなかったら地方団体も国も仕事はできないわけですよ。地方団体の予算をどうやって組むんですか。毎年、自治省は県の総務部長さんを集めて、一月の下旬には、来年度の交付税がどうなりますよ、伸びがどのぐらいになりますよ、一般財源としてはどの程度になりますよ、歳出は国の方ではどの程度伸びますから公共事業用の地元負担金をどの程度用意してくださいよ、その予算をつくってくださいよと。生活保護の関係だつて、どの程度単価が伸びますよということを教えて、それに基づいて予算編成をしなさいいけないんですよ。二月に入つたら県の議会というのはすぐ始まるんですから、その総務部長会議をいつやりますか。

○国務大臣(佐藤鶴樹君) 具体的な総務部長会議の日程自身は私ちよつと聞いておりませんが、しかし、先生御心配のように、一月の末の一次査定までに税制の改正大綱あるいは地方財政計画をきちつと決めておかないと地方自治体に迷惑をかけるので、そういうことがないようにひとつ予算編成の日程をつくつてもらいたい、このことは担当の自治大臣として閣議の中で十分お願いをしているところでごいいます。

○閣根則之君 とにかく三千三百の地方団体が大変心配をしておりますので、間違ひのないような対応策を予算ができなくても早くつくるように、

対応していただくようお願いだけしておきます。

法案の内容に入りまして、一つ、立候補の届け出を政党ができることになりまますね、小選挙区。この場合にいろいろな要件があるわけですから、得票率については三％といたしておきます。参議院は現行法で四％なんです。どうして参議院の四％と違う三％という規定を設けたのか、理由を御説明ください。

○国務大臣(山花貞夫君) 先生今御指摘のとおり、参議院における四％ということなども勘案しながら、政治資金規正法あるいは政党助成、これまでの制度における三％、こうした数字を判断の基礎としているわけでございます。

○関根則之君 これまでの制度等を勘案してということ、的確な理由についての説明がないわけですよ。

例えばある政党、三・五％の得票率しかない政党があったとします。その政党は、参議院と衆議院の同時選挙が行われるときに、衆議院には名簿が出せまされども参議院には名簿が出せません。ね、ほかに例の十人の問題はありますけれども、この得票率に関する限りは、衆議院には名簿が出せるけれども参議院には出せない、そういうおかしな現実があるんですけれども、それでいいと思えますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) したがって、パーセンテージだけではなくて、候補者の数とかあるいは現職議員があるとか、そういうことのほかの要件も、「又は」ということで設けておるわけでございます。

○関根則之君 私は、法律をつくるときに得票率でどうなんだという議論をしているわけですよ。ほかにこういう制度があり、十人集めれば立候補できるからいいじゃないかということになれば、それは得票率における食い違いを説明したことになるんじゃないんです。

大出さん、いかがですか、おかしいんじゃないですか。

○政府委員(大出峻郎君) 国政選挙におけるところの得票率の要件を三％以上としたのは、現行の参議院の比例代表選出議員の選挙における政党要件は四％以上とされているということ、あるいは衆議院の小選挙区選挙における得票率等を勘案したというようなことで三％というふうにした決めたわけでありま。

ただいまの参議院の選挙の場合には四％以上、それからこちらの衆議院の選挙の場合には三％以上という違いがあるということにつきましては、それぞれ選挙が違いますし、その選挙に政党から立候補を認める、届け出を認めるということにした場合に、ふさわしい政党、政治団体というのはどういう要件のものであるかという観点から決められたものというふうに承知をいたしておるところです。

○関根則之君 全然説明になっていないと思います。私は、長い間大出さんにはおつき合いをいただき、いろいろとお教をいただいた仲でございますけれども、とても大出さんの御答弁というふうには理解できないわけでございます。この点についてきちっとした答弁を、もう一回重ねて御説明をいただきたいと思います。

法律的に、参議院では四％必要だけれども衆議院では三％でいいんだ、その説明をしていただきたいと思います。今までの答弁ではとても納得できません。

○政府委員(大出峻郎君) 今回の衆議院議員の選挙制度の改革、これが政党中央の選挙制度というものに持つていくんだということで、それにふさわしい政党というものはどういう構成のものであるかというのを外形的な基準として出したということでありま。

○関根則之君 とても答弁になっていないと思えます。納得できません。

○国務大臣(佐藤観樹君) 先生の御指摘は二つ問題があると思うんです。一つは三％、四％とどうしてこの違いができたかということ、それからパーセンテージ以外に人数によるところのあ

れがあるじゃないか、それがあからしいののではないかという二つの問題があると思えます。

そこで、答弁させていただきますけれども、御承知のように参議院の比例の場合には四％以上の得票率を持つているか、または十人の候補者を比列でも選挙区選挙でもそろえれば合計十人ではない、こういうことになっているわけ、どちらか許されているわけでございますから、パーセンテージだけが絶対的な条件じゃないということでございます。

それから、なぜ参議院は四％なのに衆議院の今度の場合には三％にしたかということにつきましては、ちよつと説明が長くなるかもしれませんが、参議院の場合には半数改選ということもあり、大体十議席とるには四％の得票数が必要であるということもございまして、三％は、御承知のように現行の政治資金規正法のところでも三％条項というのがいわば政党としての要件というふうになっておるわけでございます。そういうものを参考にしたがら衆議院の方では三％というものを入り口にしたわけでございます。または新しい政党のために例え参議院の比例は十人以上候補者をそろえればいいということになっているわけですから、ただ一つだけの要件でなくてこれは私はいいいのではないかと考えております。

○関根則之君 まるで答弁になっていないわけですよ。例えば、五人以上の国会議員を有する必要があるとすね、一号の方でね。これは参議院と衆議院とミックスでしょう。参議院がそのうち三人いて衆議院が二人いてもいいし、逆に衆議院が四人いて参議院が一人であるといつてもいいんでしよう。だから、今あなたが答弁した、参議院は二回に分けて、裏、表で選挙するからなんて、そんなものは全然理屈になりませんよ。今思いついたんじゃないですか。

ともかく、法律上五人の方は同じなんです。衆議院、参議院合わせて五人あればそれでよろしいよと言っている。全く同じなんです。その得票率のパーセントだけが参議院は四％、衆議院は

三％と、そういうふうになっているんです。そのことの理由は何かということを経理的に説明してくれ、こういうことを言っているんですから、今の答弁では納得するわけにまいりません。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください。

○関根則之君 先ほどから自治大臣からも答弁いただいていますけれども、代替措置があるからいいじゃないか、十人集めれば名簿を出せるからいいじゃないかと。それは一つも説明にならないんですよ。法律で得票率は四％あるいは三％と決めて、そのことが正しければ、そのことをプロパーできちつとなぜ三％なのか、なぜ四％なのかということの説明してもらわなければいけないんですよ。こつちこつちこういう代替措置があるからそのところは違つていてもいいじゃないかと。国会議員五人というのは、両方同じですから、しかも衆議院、参議院込みでいいんですから、そういう説明では全く納得ができません。

余りまた時間ばかり使わないでください。結論だけ。

○国務大臣(山花貞夫君) これは自民党の提案も衆議院に出たものは同じ三％でございますが、考え方は私は同じではなかったかと思つています。

地盤培養と直結するこれまでの中選挙区とは違つて政党本位の政策で選挙をつくつていく、こういう考え方の中で、それではそのための政党ということになりますと、それなりの資格を持たなければならぬ。その資格を認める基準としては、政党の内部に干渉してはならないということならば、議員の数としてパーセンテージによつて決めていくこと。議員の数については五人という数字、そして三％という数字を決めたところでございます。流れとしては、参議院における四％とは違つた流れの中で新しい選挙制度をつくるに当たつて政党本位の選挙をつくつていこ

う、そのための政党の資格ということから五人と三％という数字を出したものでございます。

この考え方は、これまでの八次審の答申、そして自民党案、そして政府案の考え方の基本については私は同一だと、こう理解しているところでございます。

○閣根則之君 いろいろお話しありましたけれども、八次審のことまで出しましたけれども、八次審ではそんな答申はしてないんですよ。参議院は四％で衆議院は三％でいいなんという答申はしていません。衆議院について三％というのはあるいは答申しているかもしれませんが。そのときに参議院の制度をどうするかということは別の話なんですよ。

お話の中に、自民党だって同じ案で出したじゃないかと言うけれども、これは党の提案ですよ。今回の提案は内閣の提案なんですよ。これは閣法でしょう。閣法を国会に出すときには、ある一つの法律をつくったときにそれと関連するほかの法律はどうなんだと、インバランスが起ころいしないかということとをずっと調べてやるんですよ。これはまさに典型的に、皆さんは仕事に忙しかつたかもしれない、日を限られて政府提案として出しましたからね、だからそれはわかるけれども、そんなことは理由にならないんですよ。少なくとも内閣が責任を持って国会に法律を出す以上はほかの法律との関連、バランス、そういうものをきちっと精査した上で出さなきゃおかしいんで、昔自民党が出したからそれでいいんだなという、そんなことは説明になりません。ますますおかしくなっちゃってますから、私は納得することができません。

○国務大臣(山花貞夫君) 閣法として、今御指摘の点などを十分検討した上で判断をして、こうした基準を出したところでございます。さっき四％という数字が参議院についてありましたけれども、この数字が出た経過とは違います。今度の政治資金規正法あるいは政党助成法、そうした横並びの法案全体としての結論でございます。四％が

できた経過、例の五人の要件、参議院二回改選、そのことが一体どれくらいかというところから、四％についてのことは先生御承知のとおりでございます。これは数字を出してきた根拠が違っております。

今回は、全体の法案として政党本位の選挙をつくっていく、先ほど御説明したところから五人、三％の数字が出てきたところでございます。

○閣根則之君 それぞれ理由があつて三％、四％になっておりますという説明ですけれども、その理由も明確に示されていない。仮にそういうものがあつたとしても、現実の問題としてどういふことが起こるかという、ある一人前の政党がここに存在する、衆参両院合わせて五人以上の国会議員を持てているということ、その一人前の政党として扱われているという政党は、助成法によつて政党交付金も今度いだけるわけでしょう。そういう政党がたまたま得票率については片方は四％、片方は三％と、そういう差別がある。

だから、得票率だけとつてみれば、得票率だけから物を考えてみれば、その政党は一人前の政党であるにもかかわらず、衆議院には候補者名簿を出せるけれども、参議院には候補者名簿を出せない、そういうおかしい結果になるわけですよ。そんな法制度というのは、これはもう納得することができません。

○国務大臣(山花貞夫君) 先ほど来申し上げておりますとおり、今回は政党本位の選挙、その政党は国民の政治意思をどのように媒体するか、こうした役割を担うわけでありまして、そうした新しい観点から制度をつくつたものでありますので、これまでで上がった歴史の中の参議院の四％とは違った新しい五人、三％の基準でございます。

これは公職選挙法だけではなく、政治資金規正法、政党助成法、それらを通じて新しい政党中心の選挙の中で判断したものでございますので、この判断自体に御意見は交わしていただくというこ

とになると思ひますけれども、閣議としての判断を示したものでございます。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(山花貞夫君) 問題を絞つてお答えさせていただきますと思います。したがつて、参議院における四％の問題につきましては、過去における法案成立の経過において五人要件とのかかわりがあつて決まつているものですから、これはもう横に置いて、今回の三％としたところに絞りたいと思ひます。

今回の衆議院の選挙制度の改革は、政権の獲得、政策の実現を目指す政党間の競争の中心として行われる選挙、すなわち政策本位、政党本位の選挙の実施を目指すものでございます。

こうした改革の趣旨からいいますと、小選挙区の選挙を争う主体となる政党、すなわち候補者を届け出ることができる政党につきましては、その機能や活動から見ても真に政策を掲げて選挙を争うにふさわしいものと限るべきであり、国民の政治意思を集約するための組織を持ち継続的に相当な活動を行っていること、あるいは国民の支持を受けていると認められるもの、すなわち国民の政治的な意思を国政に反映する媒体としての機能を有するもの、こうしたものが必要であると考へています。

そうした政党であるか否かの判断につきましては、余り内部に干渉することができない客観的な基準が必要である、こういう観点から国政選挙の結果によつて決めることが相当であらう、こう考へてこれまで御指摘いただいた五人要件と三％を政策の判断として決定してお諮りしているところでございます。

政府の判断は以上のとおりでございます。こうした判断についてぜひ御議論をいただきたい、こういう姿勢で臨んでいるところでございます。

○閣根則之君 政党本位は結構ですよ。ただ、その政党も、反対ではあるけれども賛成であるなんという政党じゃ困るんですよ。そういう政党本位の選挙は結構ですよ。

ただ問題は、衆議院の三％だけを今説明しているんですよ。私の質問はそうじゃないんですよ。参議院の方は四％にしている。ある政策本位の立派な政党が、まだミニ政党で余り数は多くありませんよ、五人までいっていないんですよ、そういう政党で、たまたま得票率が三・五％の政党ができたとして、その政党が、参議院、衆議院同時選挙のときに、衆議院には名簿が出せる、参議院には出せない、そういう法制度をつくるということはおかしいんじゃないか。そのところを法律的にきちっと説明してください。閣法である以上はそこまでやらなきゃだめですよということをお願いしているんですよ。

きちっとした説明をしてください。納得できません。

○国務大臣(佐藤謙樹君) 繰り返して恐縮でございますが、政党が候補者を出せる要件というのはパーセンテージだけではないわけですね。そこに至らない場合には候補者十人でもいいという要件がちゃんとあるわけでございますから、ちゃんと立候補させることができるから私は十分それを配慮しているというふうに考へております。

○閣根則之君 納得できない。前の答弁の繰り返しじゃないか。ちゃんとやってくださいよ。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください。

ただいまの件につきましては、理事会において協議することといたしますので、閣根議員、残りの時間、ひとつ御質問をお願いいたします。

○閣根則之君 御答弁をいただいておりますけれども、とても納得できませんので、政府サイドの統一的な見解を明確に示していただきたいと思います。

いを申し上げておきます。

以上で、ちよつと時間を残しまして私の質問を終らせていただきます。

○委員長(本岡昭次君) いや、ちよつと待つてく

ださい。

○閣根則之君 時間を残します。

○委員長(本岡昭次君) 四分あるんですから、質問を続けてください。

○閣根則之君 それでは、統一見解が出るまで質問ができませんので、時間を残して私はきょうはここで打ち切ります。

○委員長(本岡昭次君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起ししてください。

それでは、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時一分開会

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、六案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○一井淳治君 年末に大変御多忙の時期でございますけれども、二十四日には細川首相以下閣僚の方々として与党の委員の方々にはこの場所でも長時間お待ちいただくなど、審議に大変御協力いただいていることに対して感謝を申し上げますと存じます。また、二十四日には、夕方の記者会見におきまして、政治改革の法案が年内に成立しなかつたということで首相がおわびの記者会見をされるというようにことがあったわけでございますけれども、非常に我々は残念に思っております。

政治改革の成立は国民の強い強い期待でありまして、連立政権ができましたのも、この政治改革を何としてでもやり上げるという、ここに基本が

あるわけでございますから、私も参議院の与党は、結束をして会期内にどうしてもこの政治改革をやり遂げるという一致した強い強い熱意を持っていることをまず申し上げたいと存じます。

ところで、ついでにもう一つ申し上げておきたいことは、結果として総括審議に入るのについて三十九日ぐらい日にちがかつたわけでございますけれども、この日にちがなかなか進まないというところは、結果とすれば自民党の方々の御協力が得られないということがあるわけでございますけれども、自民党の方々がございましておられます反駁、この理由につきましましては、参議院の与党の進め方に対する御異論があるのではなくて、政府・与党の進め方に対する御異論があるということでございます。

政治改革の法案というのはこの委員会が審議をされておるわけでございますから、どうかこの委員会での審議が迅速に進む環境が整うように一層の御配慮を賜りまして、そしてお休みの日ぐらひは余り発言をされないようにしていただきたいと思います。もちろんこの政治改革は国民全体の大きな課題ですから国民的な論議を巻き起こしてやらなくちゃいけないというところはあるわけでございますけれども、実際に審議しておるのは参議院のこの委員会でありまして、この委員会がうまく審議が進むように環境整備について特段の御配慮を関係者の皆様にこの場をかりまして要望しておきたいというふうに思っています。

ところで、先ほども申し上げましたように、政治改革は細川内閣の最も重要な使命でございますけれども、政治改革の目的といましようか、本質についてまず細川首相にお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(細川護国君) 政治改革の目的ということでございますが、これは何と申しまして、今の政治に対する国民の大きな不信ということを解消していくためには、あるいは改善していくためには、どうしてもやはり今提案をさせていた

などを含めたさまざまな観点からの政治改革というものを進めていくということが国民の強い御要望に基づくものである、端的に申し上げます。いうことであると思っております。

五年間国会においてその論議が積み重ねてこられたわけでありまして、その御論議を踏まえてもこの辺で何とか区切りをつけられないものかというものが多くの国民の強い御期待であらうと、そのように受けとめているわけでございます。ぜひ本院におきまして与野党の真摯な実りのある御論議を積み重ねていただきたい、そのように願っているわけでございます。

○一井淳治君 さらに具体的に踏み込んでまいりますと、政治改革の大きな目的は、政治腐敗をなくしていく、国民の政治不信を回復していくということに一つ大きな目標がありますし、また、日本の経済や社会が急速に変化しつつある時代に即応できるように、そして世界のさまざまな日本に対する要望に即応できるように日本の古い体質を変えていく、ここに大きな政治改革の目的があるというふうに思いますが、首相はいかにお考えでしょうか。

○国務大臣(細川護国君) 政治腐敗の防止ということがこの政治改革の中でもその大きな柱であるということとは、今おっしゃったとおりだと思っております。

しかし、先ほどもちよつと申し上げましたように、今までの御論議の取れんしてきたところは、やはり私は前に、この方が先行すべきであるとか、あるいはいろいろな御論議があったときに申し上げたことでございますが、それは車の前輪と後輪ではないかという趣旨のことを申し上げたこととでございます。

全くそのように考えているわけでございます。選挙制度の改革も政治腐敗の防止ももとよりそれは国民が、選挙制度の改革というのは大変技術的なことも多いわけでございますからその辺にわかりにくいとおっしゃる向きも多いかと思いますが、したがってそういう観点で言えば、政治腐

敗防止ということの方に、もっと端的に言えば、政治と金という問題についてのところに一番国民の御関心があるということもよくわかつておりますが、しかし、今の選挙区のもとで行われる同士の打ち合ったようなことあるいは利益誘導型の選挙の仕組みというものを正していかなければ、私はやはり腐敗の防止ということにもそれはつながっていないであらう、そのように考えております。それで、そういう観点から、これはやはり一体のものとしてお考えをいただくということが適当ではないか、このように申し上げてきたところでございます。

○一井淳治君 首相が御指摘のように政治腐敗をなくするということは極めて重要な目標でありますけれども、あわせて政治のリストラといましようか、新しい時代に対応できるような強力な清新な政治をつくり上げていく、これもやはり大きな目標ではないでしょうか。

○国務大臣(細川護国君) おっしゃるとおりだと思います。

○一井淳治君 政治のシステムといいますが、外形だけを変えるのではなくて、我々議員自身も体質を変えまして政策による政治を実現していく、そういう政治体質に変わっていくかなくちゃならない、そういうふうな思われたいでございます。

そのためには、我々議員自身が一つには、公約をしっかりと守る、これは国民に対する約束でありますから公約をきちんと守るということが何といましても基本であるというふうに思っています。もう一つは、公約を実現するためには、政治家がまじめに取り組んでその公約実現のために調整をする、妥協ばかりしてわけのわからぬ政治ではなくて本気で取り組んで前進を強力に図っていく、この点がやはり必要ではなからうかと思っております。でも、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(細川護国君) 全くこれもおっしゃるとおりだと思います。

公約を守るということは政党にとっても政治家にとっても大変基本的な問題でありますし、また

政策を国民に訴えてお互いに国政の場に出てきて
いるわけでございますから、その政策をいかに国民に
わかりやすく御説明をし、理解を求め、その政策を
遂行していくに当たって御協力をいただくか、これは
基本的な問題であるということはおっしゃる通りだ
とおっしゃると思います。

その状況をつくり出していくために、まさに今
この政治改革というものが必要であるということ
でこの法案を提出させていただいているというふう
に御理解をいただきたいと思っております。

○一井淳治君 先日の記者会見で首相はおわびを
されるということでございますけれども、やはり
約束が言ったとおり実現できない場合にはおわ
びをする、そして事情を説明するということが公
約を守るという立場からすれば非常に立派なこと
ではなからうかというふうに思っています、私も細
川首相に対する尊敬を一段と強くしているという
ことを申し上げたいと存じます。

次に、現実においていただいた連立政権が政治
改革を実現しなくちゃいけない、そういったこと
で、連立政権の運営ということがこの政治改革の
成立についても非常に大きな意味を持つておるん
じやなからうかというふうに思います。

私は、この連立政権というのはいろいろな政党
が一緒にやっているわけですから、首相の御苦労
も大変だということを率直に感じておりますけれ
ども、やはりこの連立政権がうまく機能しなが
ら前進するためには、一つは、決定する前からの平
素からの論議が必要ではなからうか、それからも
う一つは、やはり連立政権が成立した基本合意と
いいますか、この基本合意で各党がまとまっ
ているわけですか、この基本合意あるいは重要
な約束というものを誠実に守つていただく、これ
が非常に大切ではなからうかというふうに思うわ
けでございますけれども、首相はどのようにお考
えでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) 基本的な合意というも
のがしっかり守られていかなければならないとい

うことはおっしゃる通りだと思います。

どういうことを念頭に置いておっしゃられたの
かちよつとわかりませんが、連立八党の合意され
た事柄の中で、この政治改革法案に絡めた問題で
いろいろ後になって変更があった、修正が加えら
れたということについておっしゃっておられるの
かと思いますが、それは連立八党の中で合意とい
うものは、もちろん先ほども申し上げたとお
り、しっかりと尊重していかなければならないこと
でございますが、言わなければそれはあくまでも内
輪の中での守るべき約束事項でありまして、与野
党との折衝の中で、政治はやはりこれは妥協をす
るということ、妥協しながらお互いの合意点を見
つけ出していくというのが政治でございますよ
うから、そうした意味で、与野党の協議が整ったと
ころでその方向に向けて修正を加えていくという
のは、これは私は与野八党の合意ということと抵
触をしますと申しますか、何かそこに問題がある
というふうにとめておられるものではございませ
ん。

○一井淳治君 首相が今言われた点につきまして
は、各党がそれぞれかわり合ひながら責任を
持つてまとめたわけでございますから、過去のこ
とについて私ここで質問しているわけじゃござい
ません。今後の運営として基本合意を大切にしな
がら進めていただきたい、そのところを質問し
たわけでございます。

そして、やはり内閣を中心に強力に政治を運営
していくこと。特に、最近、新聞などを見ます
と、今の政治は官僚主導ではないかということが
言われております。私は必ずしもそれに全面的に
承服するわけじゃありませんけれども、しかし、
やはり政治改革の目的は本当に日本を変えてい
く、古いしきたりを打破して新しい日本をつく
ていくというわけですから、長い自民党政権下で
形成されてきた官僚体制も、どの程度かは別に
してやはりリストラされなくちゃいけない。

そういった中で、政治が主導する、国民から選
ばれた国会議員ないしは政治家が基本的な政策を

つくつてそれで政治を動かしていく、そういうふ
うにならないと細川首相の理想も実現できないん
じやなからうかと思いますが、そのあたりはどの
ようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(細川護熙君) 基本的な方向というも
のを政治が与えていく、考えていく、そしてそれ
に官僚の人たち、官僚の機構というものが肉づけ
をしていく、それがあつてこそではないかと思つ
ております。今の状態が官僚主導になっている
のではないかとこの趣旨のお話もございました
が、私は必ずしもそのようには感じておりませ
ん、受けとめておりません。

それは、連立のこれだけの八党が寄り集まって
政権を担っているわけですから、当然そこ
にはいろいろな論議もあることは事実でござい
ますが、しかし、大きな方向づけのもとに、それ
にしっかりと肉づけを今霞が関ではしてもらつて
いるというふうには私は受けとめておるところで
ございます。

○一井淳治君 そういった点については、私はこ
の場で少し細川首相の御認識を変えていただいた
方がよいというふうに思います。

これは二十四日付の日本経済新聞ですけれど
も、アメリカ大統領のキャッター補佐官が「日本の
官僚機構は首相の意向より各省の省益を優先す
る」と発言をいたしております。これは外国の方
もそういうふうに見られるようになっております
し、それからさまざまなことで、例えば十二月の
十八日の新聞記事でありますけれども、こんなこ
とが載っているんですよ。

十二月の第一週の週末に大蔵省の斎藤事務次官
が首相官邸に忍び込んだ、そして、消費税率引き
上げをやると言つたではないですか、約束を守れ
ないなら大蔵省はもうこの内閣に協力できません
と厳しい言葉で首相を責め立てたと書いてあるん
です。これは、大蔵省の官僚が首相を、少し適
切な表現ではないかもしれませんが、おどしてい
るということですね。それからもう一つは、消費
税は政治改革のめどがついてから社会党を切る覚

悟でやっていたきたい、これはまた政治の運営
の問題ですね。政治改革が成立するまでは社会党
の協力を得てやりなさい、後は社会党を切つて消
費税を成立させないかぬよと、そんなことを言う
たと。

私は、そんなことは絶対ないと思いますよ。こ
の新聞記事が誤りだと私は思います。しかし、信
用ある新聞が堂々とそういう新聞記事を出してい
るわけですね。これは、社会的に地位のある新聞
の編集者がそういうこともありなんと思つてこ
ういう記事を出しているということですね。です
から、やはり首相は対官僚ということでは今後強い
指導力を発揮するということと毅然とした態度を
持つてもらわなくちゃいけないと思うわけでござ
いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) その記事は私も今初め
て伺いましたが、そういうことは全くございませ
ん。忍び込んでなどという話もございせん。そ
れは、各省の次官の方々は用のあるときには堂々
と忍び込まずに官邸の方にお見えになつておられ
ますし、また率直な議論をさせていただいてい
るところでありまして、別に圧力をかけられると
か、あるいは省益を優先させてなどということ
を考えておられる次官は一人もおられない、私は
そう思っております。現実、国家利益という大
きな観点から今の政府というものを支えている
ということと真摯に取り組んでいただいている、
国政の大きな課題に体を張つて取り組んでいただ
いている、私はそのように受けとめておるところで
ございます。

○一井淳治君 首相の御答弁はそういうことで
ございますけれども、それ以外に答えようがない
からということも私は考えるわけでありまして、ま
あ今のお顔を見ておればおわかりでございませ
う。そしてまた、通産省では一つの事柄が進み、
また結末がついたわけで、特に申し上げません
けれども、こういった問題について政治主導とい
うことが前に進むように今後とも首相もお考え
いただきたいと思ひますし、私どももそういう形で見

守つてまいりたいと思います。

それから、官僚の問題につきましては三十八年間の自民党政治との関係が非常に強いわけでありまして、官僚の方々に言わせると、大臣はお客様だと言われるんですね。この辺はやはり変えていかなくちゃならない。今、外務大臣は首をお振りになりましたけれども、特に外交というものは官僚任せではいけない、政治主導でないとどうにもならないわけです。この間も中国の代表の方にお会いいただいて御努力賜っておりまして、けれども、どうか外務大臣もそういう立場で御努力を賜りたいと思います。

次に、政治改革の目的の一つには政治腐敗の防止ということが重要な課題でありますけれども、政権がかわりまして民間から法務大臣が選任されて、国民は検察による政治腐敗の摘発というものを強く期待しているわけがございます。やはり、この問題につきましては法務大臣の采配ということが非常に重要ではなからうかと思うわけでございます。

そこで、法務大臣はどのように工夫をしておやりになってこられたか、またこの問題について今後どのように対処しておいきになるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(三ヶ月章君) 全く思いもかけず民間から法務大臣という重職を拜命することになりました者といまして、いろいろ考えておりますことがございます。

ただいまの御質問にヒントを合わせてお答えさせていただきますならば、私はかねてから検察が厳正公平、不偏不党の立場を堅持して適正に検察権を行使してきたものと、これは大学にいたころからそういうふうな学生にも教えてまいりましたし、私自身もそういうふうな信頼してまいりましたわけであります。今後とも検察がその使命を全うし得るようにできる限りの努力を尽くしていく、こういう決意でございます。

具体的にどのようなことをしておるかということでございますが、御承知のように、法務大臣は

一般的な監督権というものとどまるわけでございますが、例えば検察事務の処理、保護に関する一般的な基準につきましては、各レベルでの検察官の会同等の席におきまして、私は私なりに率直に訓示の内容をいたしまして私の考え方を検察官の各位に申し上げておるといふことは努力しておるわけでございます。

今後とも、検察庁法十四条の趣旨を体しまして、逸脱いたしませんように、具体的事件の捜査や処理に関しては検察権の行使に不当な行使を加えるといふふうなことのないうちに戒慎してまいりたいといふふうなつもりで職務に当たってまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 今回の政府の提出されました四法案を見ますと、前の社公共同の議員立法の場合に比べますと、国会議員の政治倫理、あるいは国会内での政治倫理委員会に関するいわゆる政治倫理法、あるいは国会法の改正というものが無いわけでございます。この理由ですけれども、やはりそういうことは議員みずからやるべきだということとで政府提案には入らなかったのかと思ひますけれども、その辺のことについて御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 一言で言えばお説のとおりでございます。基本的に政治倫理ということとが一番重要であることは私たちも十分存じております。昨年十二月に御承知のように政治倫理審査会につきましても随分いろいろと改正がなされました。しかし、まだ議論が残っておりますが、これはやはり議員みずからのことでございまして、議会の中でいろいろ御議論をいただくのが一番適切であると考えて我々の出した法案の中には入っていないということでございます。

○一井淳治君 それから、政党支部の問題に関して質問をいたしますが、いわゆる脱法行為といひましようか、本来ならば企業、団体は政党にしか寄附はできない、いわゆる後援会なんかには寄附はできないことになっているんですが、これを潜

脱するために政党支部の名前をかりる、外形だけ政党支部にしておくといふふうなことも考えられるわけですが、いわゆる脱法行為といふふうな脱法的な行為、これを公然と許すお考えなのかどうか。その辺についていかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 脱法ということが言えるかどうかは別でございますが、いづれにしろ、今までのいろいろなスキャンダルが起こったのは、企業と政治家個人との関係が深過ぎたと申しましようか、そこでいろいろな問題が発生をしてきたわけでございます。今度は基本的に企業・団体献金は禁止をして、政党のみとしたわけでございます。

これは、個人と企業との関係を切ることと同時に、政党というものは組織でございますからいろいろな方が入ってこられるわけでございまして、したがって、個人の後援会という格好じゃございませんのいろいろな方の監視の目が入ってまいります。そういう目を通して、また、もしスキャンダルが起こったなどという場合には政党全体がそのことの責任を負わなければならぬわけでございまして、そのことを十分承知をして、さりとて政党として当然のことながら政治活動のためのコスト、民主主義のコストが必要なのでございます。その政党の良識の範囲内においてそのことがなされる、責任は政党にとつていただくということでございます。

私たちがいたしましたしましては、政党の活動のために、五年後の見直しもございまして、その間はそれを認めるということにしたわけでございします。

○一井淳治君 例えば、ある地域に、同じ党のA、B、Cという三人の派閥といひますか派閥の代表、三人の候補者が仮におるとして、Aの後援会、Bの後援会、Cの後援会がこの同じ地域に重複してあるとした場合、Aの後援会が形ばかり政党の支部をつくる、それからBの後援会が形ばかり政党の支部をつくる、Cの後援会が形ばかり政党の支部をつくる、そうすると、同じ政党の支部が

同じ地域に、A、B、C、三つできることになりますね。それをなぜするかという、要するに、今回の法案を脱法する目的で、企業・団体献金禁止を潜脱する目的で、企業となれ合いでとりあえずはその政党支部にお金を入れる、実際には後援会に金が入った、そういうことは、幾ら何でも法治国ですからそういう意図的な悪い行為はやはりない方がいい、極力そういうことが起こらぬようにされるべきが当然ではないでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 御承知のように、今度の政党の支部が認められますのは、一つ以上の市区町村あるいは選挙区に一つ。選挙区と申しますのは、所によりましては市が割れる場合もありますので、そういったことも含めて選挙区というのを想定しておるわけでございまして、そういう意味での地域しか認められませんが、ちょっと一井先生の質問が、その一市なり市の支部に今申しましたように幾つかの、言葉をそのままかりれば派閥別に支部があるようだとすれば、そういうことは認められませんが。

したがって、政党としての運営の中で、そういった企業献金というのは、受ける場合には、そういういろいろな角度からの監視の目というものを入れて受けていただく、こういうふうな御理解をいただきたいと存じます。

○一井淳治君 今の点、結局一つの地域ではその政党の支部は一つしかあり得ないという、これをお聞きしたらいいんです、派閥ごとと一つの地域で三つの支部があったら困りますから。ですから、一つの地域で一つの支部となりましたら、それはその中にAもBもCも入って内部で切磋琢磨していくわけですから、その点をお伺いしたかったわけでございます。

それから次に、政治資金の関係について、これは現行法の解釈の問題ではなくて、自治大臣に、個人的な議員としての見解でも結構でございますが、お伺いしたいことは、こんなことが新聞記事になっているんです。四千八百万円の政治活動費

の届け出があるけれども、内容はゴルフと飲食費代だというわけですね。ゴルフ場で重要な政治会談が行われるということはそれは聞いたことはありますけれども、年がら年じゅうゴルフをして、それでそれが政治活動だというのはどうかと思うわけですね。現在の政治資金規正法ではこれは許されているわけですね。何でも政治家がこれはいいと認めるのを届け出ればよろしいということになつてはいるんですが、その辺については、政治資金の意味、政治家が集めたお金をどのように使うかというモラルの点、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 政治家の政治団体の中での支出に關することだと思ひますけれども、今、委員御指摘のように、政治資金規正法上、支出について政治活動の自由との関係もございまして、そのこと自体は禁止をしてゐるものじやありません。実態が、例えばその中に政治家が入つてゐるのかあるいは会員だけがやつておることなのか、その実態はわかりませんが、そういうことが政治資金報告書の中で有権者の皆さん方に見える、よくわかる、そういう公表制度がまことに重要なことではないか。

そういう意味で、モラルがどうかという問題につきましても、大体おわかりになると思ひますけれども、それはやはり最終的に私は有権者の方が判断することではないかというふうに思つておりまして、恐らくモラルという面を言へば、一井委員が思つていらつしやることと同じと言つていいのではないかと思つております。

○一井淳治君 あと使途不明金のことについて簡単にお伺ひいたします。

前に当院の予算委員会でも使途不明金について国税庁にお伺ひしたんですが、その際には抽出した統計数字をお答えいただきましたが、抽出した統計数字から日本全体の企業の使途不明金が幾らぐらになるかということをお推計していただきたいということをお願いしておたわけでございますけれども、いかがだったでしょうか。

○政府委員(三浦正顯君) お答えいたします。委員おっしゃるとおり、前に申し上げましたのは平成三事務年度の使途不明金の数字でございますが、これは国税局の調査課が所管しておりますが、法人について実地調査を行ったその結果のうち使途不明金に關する数字でございます。

ただいま日本全体での使途不明金についての推計というお話がございましたが、私も推計数字は持つておりません。

実際にこの数字のともになりました実地調査を行つた法人の数は、日本全体にあります全部の法人の数から比べますと〇・一八%にすぎません。また、調査課所管法人でございますので、事業規模が大きい法人が調査対象に偏つておるわけでございます。それからもう一つ、私も実地調査の対象を選定いたします場合に、申告漏れの疑いがあると申しましようか大きいと申しましようか、そういう法人で、かつまた使途不明金の支出状況も加味して対象選定をしておりますので、つまり無作為抽出の結果ではございません。

そういうわけでございますが、国税局調査課が所管いたします法人の実地調査結果に基づいて全法人の使途不明金の総額を推計することは、私も適当でないと考えて作業いたしております。

○一井淳治君 時間がありませんからその点はさらに申し上げませんけれども、商法上使途不明金をなくしていかなくちゃならないということになりますと、商法の四百九十八条一項十九号、これは会計帳簿の不実記載に対する制裁が規定されておりますけれども、これを強化する以外にないと思ひわけでございます。

それにつきましては、参議院の法務委員会の附帯決議もあるわけでございますから、そういったことをお考えいただきながら法務大臣としての御方針を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(三ヶ月章君) 委員御指摘の附帯決議がございましたこと、私はもちろん承知いたしております。そして、その附帯決議の趣旨を踏まえ

ましてぜひ適切に対処してまいりたいと思ひておるわけでございますが、当面どこから手をつけるべきかということになりますと、やはり前国会で成立いたしました例えば代表訴訟であるとか監査役の改革であるとか、まあ会社法の基本からそういうふうなことにアプローチしていくような、そういう改正法の趣旨を徹底させる、そしてその適正な運用が実現できるように努力していくというふうなことがまず大事なのではないであらうか。もちろん、そういうふうな形で代表訴訟が動き出し、また監査役機能が動き出すということになりましたならば、おのずから不実記載と不正というふうなものも減るようになってまいると私は期待しております。

ただ、この監査役制度が現実に動き出しますのは、これは本年十月からの施行でございますが、来年の六月の株主総会とそれからそういうことになってまいるといふことでございまして、それまでに關係方面に十分に、そういうふうな監査役制度の改正の趣旨、それからいろいろと不実記載というふうなことが問題になっており、これは場合によりまして、取締役の責任追及の問題なり、あるいは今御指摘の罰則の適用というふうなことになるということが漸次会社関係者の間に浸透していくように全力を尽くしてまいりたい、ただいまのところこういうふうな考えておる次第でございます。

○一井淳治君 結局、使途不明金の問題につきましても、今の四百九十八条一項十九号、もう刑罰をもつて処罰するところまで持つていかないと結局はできないんじゃないかと思ひますので、その点を頭に入れておいていただきたいと思ひます。参議院の附帯決議の趣旨もそういう点にあるわけでございます。

あと、共産党に対して、公職選挙法の一部改正に關する法律案について質問いたします。

共産党の案は、現行の中選挙区制を存続させた上で、そのもとで定数格差の是正をしようということでございますけれども、いわゆる中選挙区制

自体がもう今の段階では時代おくれになつてゐるんじゃないか、さまざま弊害が余りに多いんじゃないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○委員(橋本敦君) 一井委員からの御質問にお答えいたしますが、世界の大きな流れが比例代表制の方に向かつておるといふ状況でございます。私も、私も日本共産党といつたしましては、当面現在の中選挙区制を維持しまして、そのもとで定数の抜本是正を行つて可能な限り公正に民意を反映したい、こう考えておりますが、将来の方向としては、民意を少数意見も含めてより正確に反映し、また国民の皆さんが政党を正確に選定ができる比例代表制の方向に行くのが筋であらう、こう考えております。

現在、そういう立場で中選挙区制を維持する理由でございますが、基本的には現在の中選挙区制度そのものに重大な欠陥がある、あるいは時代おくれだとは、こう考えております。

その第一の理由でございますけれども、むしろ小選挙区制こそ比例代表制を少々加味しても民意をゆがめるといふ重大な欠陥、そしてまた得票数が三〇%、四〇%台でも議席は六〇%台を大政党に、あるいは二大政党に保障して、少数政党に対する重大な制約を加える、そしてまたそういうつくられた多数の上に政権をつくるという意味で、正しく民意にそぐわないという重大な欠陥を持つております。そういう点で、私もこの小選挙区制こそ、委員の御指摘がありましたけれども、むしろ時代おくれではないか、こう考えております。

これに対して、比例代表制の方はもちろんですが、中選挙区制も比例代表制と言われておりますゆえんは、小選挙区制に比べますとはるかに少数意見も含めて民意を正確に反映しやすい、それから定数は正をきつとやりまますならば得票に応じて議席が得られるという運動性も確保できるということ、そういう意味では、まさに今日の憲法が選挙制度の基本問題として規範的要請をし

しております。民意の正確な反映ということの基本に
して進めることができるわけでございますから、
そういう意味で中選挙区制度を当面は維持する
ということが大事であろう、こう考えておりま
す。

第三の理由としては、委員も御案内のように、
一九八六年に抜本的定数は正の国会決議がござ
いました。この国会決議は各党が一致して決議を
した大事な課題でございます。これを守る必要が
ある、こう考えております。

先ほど一井委員から、各党は選挙公約を守るこ
とが大事だというお話がございましたけれども、
そういう意味では、定数は正を守り、また社会党
その他の野党の皆さんも当時は小選挙区制反対、
こう言って公約をされておりましたわけですが、
そういう立場で公約を守っていただきたい、
むしろこう考えるわけでございます。

ちなみに、今いろんな弊害が出ているというお
話がございました。先ほど細川首相の御答弁で
も、同士打ち、利益誘導型選挙ということがござ
いました。私もこれは中選挙区制度の制度
的欠陥とは思っておりません。こういう金権腐敗
が起りますのは、一つは企業献金が温存され、
そして厳しい腐敗防止策がつけられていないとい
うこと、そしてまた同士打ちというのはそれぞれ
の党内の事情であって、各政党は基本的に政策中
心の選挙を行うようにすれば責任は果たせる、こ
う考えておりますので、申し添えさせていただきます
たいと思います。

以上でございます。

○一井淳治君 政治改革というものは、この四法
案が成立いたしますと相当程度前進いたしますけ
れども、まだまだ政治改革はそれで完了したとい
うものではないと思います。この四法案をどうし
ても成立させまして、その上に立ってさらに日本
が前進するように努力しなくちゃいけない。その
ためにも政治改革を今後とも存続させていただ
きまして、四法案成立後も政治改革を一層前進さ
せていただくことを細川首相にお願い申し上げま
す。

して、あと九分あるんですが、午前中いろいろあ
りまして、時間の調整のために私は遠慮させてい
ただきまして質問を終わりたいと思います。(拍
手)

○岩本久人君 去る十一月十八日に政治改革関連
法案が通過をいたしました。きょうで実に四十日
たっているにもかかわらず、まだ参議院での審議
は入り口、総括質疑の段階というこの事態、私も
大変残念に思っております。

振り返ってみますと、約五年の歳月をかけて、
五つの内閣のときにそれぞれ社会的要請である政
治改革というものをいかにするかということを一
生懸命審議してきたにもかかわらず成就しなかつ
た。それぐらい我が国日本の基本的な立法制度と
いうものを大きく変えようというわけでありま
すから、そこには当然大きなさまざまな難題がある
ことは事実であります。

同時にまた、これを具体的に実行するというこ
とのためには、この審議に携わっている構成員、
いわゆる国会議員一人一人のまさに首をかけた審
議をクリアしなければならぬということであり
ますから、当然当初から容易でないことは予想で
きたと思っております。しかし、私は、従来から
我が国日本における政治改革の最大の第一は何
か、それは戦後約四十年続いた自民党による一党
支配政権を確実に終止符を打つと、そしてそれ
にかわる新しい政権を誕生させることだというふう
に主張をしております。その意味では、第四
十回総選挙を受けて細川連立政権というものが具
体的に八月九日に誕生したということ自体、私は
政治改革にとっても大変大きな意味と意義があつ
たと高く評価はしております。

しかし、何せ七党一會派という連立政権でござ
いますから、もちろんさまざまな政策遂行、実行
段階でいろいろな問題があることも事実でありま
しょう。しかし、私は基本的には、細川連立内閣
というものは国民の期待にこたえて着実に一歩一
歩前進しておる、このように評価をいたしてお
ります。

政権発足以来五カ月を迎えておりますが、細川
総理自身、この細川内閣というものについてどの
ような評価をしておられるか、自己採点としては
何点ぐらいになるのか、まずお伺いする次第であ
ります。

○国務大臣(細川護熙君) この連立政権発足以来
五カ月余り経過して、どう評価しているか、この
前に最大の政治改革というのは政権交代ではない
かと思うという御趣旨のお話でございましたが、
私も政権交代というものは、これは政治のあるべ
き望ましい姿として、基本的に民主主義の健全な
姿として極めて大事なことでござっております。

その政権交代というものがルール化されていくた
めにもぜひこの政治改革の四法案というものが成
立をするということが大変大事なことでござい
ます。この本委員会におきまして、そうした意味
で、この本委員会におきまして、ぜひ少しでも早くこの四法
案を成立させていただきたいと願っております。

この五カ月間の連立政権の評価ということにつ
きましては、いろいろ受けとめ方はあろうと思
いますが、多様な民意というものをできる限り吸
い上げていく、それが連立政権の一つの役割だと思
います。また特色だと思えます。確かに多様
なというか、さまざまな連立の中の各政党の御意
見、立場というものがあつたわけでございますか
ら、その辺を踏まえて一つの方向性を出していく
ということにつきましてはいろいろ難しい点があ
ることも事実でございますが、しかし、その多様
な意思というものの、民意というものを吸い上げ
ながらそれを一つの方向としてまとめつつ、今日外
交の面でも内政の面でもそれなりの成果を上げて
きているというふうに思っているわけでございます
が、何点かと言われるとちよつと困りますが、
何とか合格点はいただけるのではないかと、こ
う思っているところでございます。

○岩本久人君 それでは次に、具体的に法案につ
いて質問をしていきたいと思うんですが、その前

に、先ほど言いましたように参議院に回ってきま
してから約四十日たったということから、この四
十日の間にもさまざまな意見が出され、私の耳に
も若干雑音が聞こえないではないんで、改めて今
国会中ということ細川総理はこの前も記者会見
で発表されたそうですが、何が何でも成立させる
ということについての決意と、それから担当大臣
の同様の決意表明を、いろいろ雑音も聞こえて
おりますので、よろしくお願いしたいと思いま
す。

○国務大臣(細川護熙君) 繰り返し申し上げてお
りますように、何としてもこの国会で成案を得た
い、成立を期して政府としても国会の御議論とい
うものを踏まえて対応すべきところは対応してい
きたいと思っておりますし、ぜひともひとつこの
国会でお願いをしたい、そういう強い決意でござ
います。

○国務大臣(山花貞夫君) ただいまの細川総理の
決意を受けまして、全力を尽くしたいと思ってお
ります。同時に、閣議その他の機会では、全閣僚
の皆さんともども、そのことについてかたい意思
統一をしているということについてもつけ加えて
御報告させていただきたいと思っております。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてくだ
さい。ただいまの岩本君の発言中に穩当を欠く言辭が
あつたとの指摘がございましたので、委員長とい
たしましては、速記録を調査の上、適当な措置を
とることといたします。

○岩本久人君 今の委員長のあはれはとも私は納
得できませんがね。どこが不穩当だったんですか。
○委員長(本岡昭次君) 調査の上と申しております。

○岩本久人君 一党支配、一党で政権が続いてき
ただけですから、極めて当たり前の表現を使つた
だけなので、その点は再度委員長……(発言する
者多し) 静かにお願いしたいと思います。

それでは、総理と担当大臣の決意表明はよくわかりましたが、副総理の羽田大臣は、きょうの新聞を見ますと、昨日、石川県の新生党の県選設立記念式典で行かれたところで、今回のこの政治改革法案の再修正の問題、定数など骨格を含めて云々といったようなことがそれぞれの新聞のトップに位置づけられておるんです。

それで、私はこれをけさ見た瞬間に、この骨格部分をちょっとでも動かすか動かないかということで大変なところが今の現場で苦労しておるときに、軽々にそのような発言をしてもらうては実は困ると思うんですね。少なくともこういって問題については閣内できっちり、政府提案ですから、話がついた上で言われるとかというんだったら、同時にまた場所が極めて適当でないと思ふんですが、そういう考え方を持っておられるんならこの場で言われるとかということなら私は十分理解できることでもあると思うんですが、その辺の真意をまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) この問題については、場所は各党の代表の方もおいでいただいた場所なんですから、ただ、記者会見は私だけが実はやつたところなんです。そして、今幾つもの重要な問題をこうやってあれしておりますけれども、これは全部記者さんの方から実は質問の項目であります。

そして、私が申し上げておる基本は、この選挙制度を含めた政治改革というのは、これはまさに民主主義のいわゆる土俵をつくるものであると。そして、民主主義の土俵づくりであるこの議論をする場というのはまさに国会であるわけでありまして、そこで各党がお互いに率直に語り合つてそこから妥協案をつくり上げていく、あるいはお互いが譲り合うということである。そして、実際に私どもの方は、衆議院の審議の過程で、ある政党の場合には、例えば比例並立ということより定数は正だけを考えた政党も比例並立まで来ている、しかも二百五十を二百七十四まで来ているんです。ですから、これは今度はこれに付

して反対の方たちもやっぱ譲り合つてもらうことが大事なんじゃないかと。

いずれにしても、議会の土俵づくりですから、率直な語り合いの中から新しい道を見出していくことができる、私は本当に語り合えばできるはずであるというような意味のことで申し上げたということでありまして。

○岩本久人君 いずれにしても、この報道に対しての評価は案外分かれるかも知れません。しかし、少なくとも一生懸命いかにして一日も早く成立させるかという立場から考えると、これがプラスに作用するかマイナスに作用するかということになります。私はプラスには作用しないと思つておりますから、今後こういつた問題についてはできるだけ慎重にひとつ対応願いたい、このように私は要望しておきます。

時間が容赦なく進みますから、次の質問をいたします。

まず、選挙制度改革の基本原則についてであります。私が言うまでもなく、選挙制度というのは憲法で保障された国民主権を実現する唯一の道だと思ひます。その意味では、単なる手続問題ではない、こう思つております。ですから、そこにはおのずと譲つてはならない原則というものがある。選挙制度に、それは普通選挙、平等選挙、それから自由選挙であり、直接投票と秘密投票が必ずその中に入つていくかどうかということだと思ふんです。

その点のような位置づけになつておるのか、お伺ひいたします。担当大臣。

○国務大臣(山花貞夫君) 御指摘の選挙制度に関する基本的な原則は近代の選挙における公理とも言われるものだと思つております。憲法はそのことを憲法のみならず各条項で定めていて理解しております。もちろん、法律の制定、改正に当たつてはそのことを最大限尊重するという立場でございまして、今回の法案もそうした姿勢で提案させていただきます。

○岩本久人君 御存じのように、この法案は衆議

院段階で修正をされておまして、小選挙区と比例代表の数が二百五十対二百五十が結果的に二百七十四対二百二十六ということに修正をされたわけでありまして。今それを審議しておるわけでありまして、そうしますと、小選挙区と比例代表、それぞれについての性格づけというものが衆議院段階で議論されてきたわけですが、数がこれだけ変わったということにおいてもその理屈は同じでいいの、あるいは変わるのか、そのことについてお伺ひしたいと思ふんです。

○国務大臣(山花貞夫君) 法案提出に当たりまして、これまでのさまざまな議論を踏まえて、その小選挙区部分と比例の部分についても二百五十、二百五十、このことがベストと考える、こう主張して提案させていただきました。同時に、もうこれまでも話がありましたとおり、この選挙、まさに土俵づくりのテーマでありますから、政府は提案はいたしましたけれども、国会の御議論、その与野党の合意については尊重させていただくというところについても冒頭から申し上げてきたところでございましてけれども、結論的にはお話しのような修正が国会においてなされたところでござい

す。しかし、提案した側から申しますと、その基本的な考え方、一つには小選挙区部分において民意を集約するという考え方、比例部分において広く民意を反映させるという考え方、その基本的な骨格については守られていて、こういうように提案者側としても受けとめていくところでござい

ます。○岩本久人君 小選挙区定数二百七十四の配分についてであります。各県一均等配分をしてそのあとを人口比例ということなんです。この配分の仕方についてはいろいろあると思ふんです。例えばドント式、あるいはサン・ラグ式、あるいはヘア式最大剰余法といったようないろいろなことが考えられるわけですが、今回はどういう方法を適用されるのか、伺ひたいと思ひ

ます。○国務大臣(山花貞夫君) 今、御指摘の部分につきましては、今回の選挙区の画定審議会設置法案において人口比例による配分方法と、こういうふうに書いていくところでござい

ます。これは過疎過密の問題、従来から議論された中で、一名ずつ配分をするというところについては前提にして、こういうことになるわけですが、でも、大正十四年あるいは昭和二十二年の中選挙区制導入に際しての各都道府県への定数配分と同様に、いわゆる最大剰余法ということと計算をして配分を決めているということとでござい

ます。ヘア式最大剰余法をい

わゆる最大剰余法と、こう言つておりますけれども、その方式によつて配分を行つたところでござい

ます。○岩本久人君 定数配分の方法が今言われたヘア式最大剰余法ということとでござい

ます。その表を今ここに持っておりますが、実は全

国の県議会であるんな議決をされております。それ

ぞれの小選挙区の定数にかかわる部分では数

県だというふうに向つておりますが、具体的には

私の地元の鳥根県、それから福井県あたりから具

体的に小選挙区の数をふやしてほしいという議決

が出てきております。私も地元のことですから一

生懸命検討してはおりますが、これが例えば中

選挙区の中で二名を三名、三名を四名ということ

なら私も賛成であります。今ここで審議をして

おるのは小選挙区の中の選挙区の数をふやすかど

うかということですから、これについては私はそ

のまま認めていくという立場にありません。我が鳥根県議会が議決をした中身というのは、ヘア式の方法で割り振ると鳥根県は鳥根県一區、二區と二名にしかならない。だからこれを一區、二區、三區と三名にしてもいい、こういう要望決議なんです。では三名になるにはこの方法でいくと定数何名ならそうなるのか、参考までに、地元にもそういう要望がありますから一応聞いてみたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 結論だけ御報告させていただきますと、鳥根県の定数は、小選挙区の総

定数が二百八十及び二百八十四以上で三名ということになります。

○岩本久人君 二百八十名以上なら三名というのが常識だと思うんですが、なぜ二百八十一、二百八十二、二百八十三になったらまた三名でなくなるんですか。また、何名になるんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、先生御指摘のとおり問題があるわけでありまして、島根県の定数は二百八十一では二名ということになります。これがいわゆるアラバマのパラドックスと言われている問題でありまして、一八八〇年にアメリカ合衆国において国勢調査の中でアラバマ州に配分される議席の計算の際にこうした問題が起こるとい

うことが発見されたと申しましょうか、気がつかれたところでございます。これがちょうど島根に当てはまっているわけでありまして。これはそうした問題がアラバマのパラドックスということで存在するということ以上はちょっとお答えしにくいわけですが、現状はそういったことにはござい

ます。

○岩本久人君 県議会の議決どおりに三名ということになると、ちょうど数字のマジックみたいなことで二百八十ぎりぎり、そのままでないとする、二百八十一に決まったら大変なことになる、こういうことなんですね。

そういうようなことについても、せっかくそういう決議があるから聞いてもらいたいということもありましたもので、特に参考までに聞かせていただきましたが、だからといって私たちは原案の二百七十四をふやしてもいいという立場には絶対になんということを一応主張しておきたい、こう思っております。

次に総理にお伺いいたしますが、午前中もいろいろありました三つの阻止事項の問題、このことについてやはりいろいろ要望が出ています。このことは御案内のとおりであります。今後の審議を通じてこういった問題については基本的にとどのように対応されていくのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(細川護国君) この問題についていろいろ御議論があつてきたことは十分認識をしておりますし、これからもまた本委員会におきましていろいろ掘り下げた議論が行われることと思ひます。与野党の合意というものを踏まえまして、政府としてはしっかりそれを受けとめさせていただきます、こう思っているわけでございます。

これに對しまして、大阪の選挙管理委員会は関係者といろいろと相談をいたしましてこれを控訴するかどうか今検討しているという状況でございます。

○岩本久人君 次に、参議院選挙制度改革に關連をしてお伺いしたいと思います。

実はつい先日、十二月十六日に大阪高裁で、昨年七月の参議院選挙区選挙における六・五九倍の格差、これは違憲ではないか、選挙無効ではないかという裁判に対して、議員一人当たりの選挙人数の最大格差が六倍を超えれば違憲だと明確に言い切っております。そして、右違憲状態が本件選挙の約七年前から生じていたこと、そのことがさらにその相当以前から容易に予想できたこと等にかんがみ、国会が右違憲状態を回避、是正する何らの措置を講じなかった、大変怠慢だったということ

を指摘して、最終的に違憲判決という、まあ当然といえば当然の結論が出されたわけでありまして、この判決に対して政府としてどのような基本的見解をお持ちか、佐藤自治大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 判決の趣旨、骨子は岩本委員の今言われたとおりでございますけれども、従来、参議院の選挙区選挙の場合には、昭和五十八年四月二十七日の最高裁大法廷の判決、つまり都道府県が歴史的、政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実態を有することから、地域代表の要素を加味し、格差が一定以上出てもこれは国会の裁量権の合理的な行使の範囲内であるというのが最高裁の今日までの判決の流れでございます。

それに対して、岩本委員から今お話しございましたように、大阪高裁におきましては六倍という数字、それから一定期間を過ぎているのではないかという内容等、そこで判決がそう出たことは新しい判決だと思っております。

御指摘の両制度は、これまでの野党側質問に対するお答えにも既に示しましたとおり、一言で言つて憲法の想定している二院制の意義あらしめるためのそれぞれの制度でなければならぬ、これは制度論だけではなく日常の運営まで含めてということだと私は理解しているところでござい

ますけれども、そういう観点からこれまでの議論、これは国会の内部における議論だけではなく八次の審議会の議論等々も検討した中で、全体としての政治改革の中でまずは衆議院についてこうした法案を出させていただく、そして同時に参議院につきましても、これからまた参議院におけるこれまでの議論ということを十分伺つた中で政府としての対応についても考えなければならぬ、こういう立場で法案を提出させていただいた次第でございます。

この数年來の与党、野党の内部における議論につきましても勉強させていただきまして、この春以來の参議院における与野党の議論、そこでのまとめ、あるいは今日段階における議論の進展と

いうことについてもできる限り勉強させていただ

いているところでございますけれども、現在の段階におきましては、結論的にということについては、過日の自民党提案というのがござい

ますが、これまた参議院における与野党の議論の場にも付されるものではないかと思つていらっしゃる

でございます。

そうした参議院を中心とした与野党の御議論を十分尊重してこれから対応させていただきたい、こういうふうに思つていらっしゃる

でございます。

○岩本久人君 せっかくですから各党のこのことを言つたんですけれども、ないようですから、細川総理に参議院の選挙制度改革はどうあるべきかというところについて特に御意見をお持ちだったら改めて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国君) これは、山花大臣が今お答えになったことに大体尽きてい

ます。また、既に何回か本委員会等でもお答えをしてきたとおりでございます。

参議院のあるべき姿というのが十分に發揮されるような形の選挙制度であるべきであらう、端的に言えばそういうことであらうと思ひます。均衡とか抑制とかあるいは補充とか、そうした機能が果たされるような良識の府としての参議院のあり方、そうしたものが發揮されるような選挙の制度、それが望ましい姿であらう。そうしたことに

ついて十分各党において今まさに御議論をいただいているところでござい

ますが、その議論が一刻も早く実りあるものとなつて、衆議院の制度に続きましてその改正の案、方向がしっかりと決ま

っていくということをお願いしているところでござい

ます。

○岩本久人君 次に、政治資金規正法の改正案に對する具体的問題について伺いたいと思ひ

への寄附は除く、このように書いてあるわけですから。

それで、選挙運動ということをごどのように考えるか。オーバーに言えば、一年三百六十五日朝から晩まで私たちが動いているのは選挙運動だということを書いてある向きもあります。そういうことを考えると、ここで言うところの選挙運動とはどういう定義づけになるのか、極めて重要な意味を持つと思うので、その点についての具体的な内容をお示しただきたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 厳密な意味でちよつと不足する部分があるかもしれませんが、先生今御指摘の選挙運動と政治活動ということ意識した場合には、現行選挙法上は選挙運動ということについては概念規定はございません。これにつきましては、大審院の判例以来一定の概念が用いられておりまして、これを裁判例においても法律の適用においても前提としていっていることだと理解しているところでございます。特定の選挙において特定の候補の当選を得せしめるために行う投票依頼行為、こうした概念が大体今日まで貫かれていたということだと思っております。

また、選挙運動独自の概念ではなく、先生今御指摘の今回の政治資金の取り扱いから考えますと、選挙運動に関する寄附という部分で答えさせていただきますと、これについても裁判例がございまして、ちよつとかたいですけれども、裁判例ですが、「選挙運動に関する寄附とは、選挙運動の財源たらしめる目的をもって、あるいは直接にそのものを選挙運動自体に使用させる目的をもつてなされる、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、または交付及びその約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものを言う」と解すべきである、こういう判例というものをご念頭に置きまして法案の作成にも当たっているところでございます。

最後に、先生御指摘の個人献金についての例外ということにつきましては、こうした例外として選挙運動に関するものについては禁止から除外している、こういう構成になっていることについて先生御指摘のとおりでございます。

○岩本久人君 いや、その場合、具体的に期間はどのようになるんですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今、山花政治改革担当相から読み上げました仙台高裁の秋田支部の判決でございますけれども、期間というのは必ずしもいつからいつまでというふうには決まっております。しかし、そこに言いましたように「選挙運動の財源たらしめる目的」ということでございまして、それから、やっぱり近くなければいけません、後でもいいですけどもやはり近くなければそれは政治活動の費用だ。だから、それは具体の例にならないと具体的にどこまでがいかぬかというのは決定し得ない、こういうことになっております。

○岩本久人君 それでは、次に移りますが、やみ献金に対する規制についてであります。

これは政治改革担当の山花大臣に伺いたいと思っております。

御存じのように、現在、地方の首長をめぐる大手ゼネコンのやみ献金という問題が、いわゆる贈収賄事件ということで二大疑獄事件として捜査が展開をされております。今回のこの改正が成った場合には、こういったやみ献金の問題、そしてそれのもとになっているだろう使途不明金といったような問題については、どのような規制の効果があらわれるのかということについてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 端的に規制の効果というところを中心としてお答えさせていただきます。

いわゆるやみ献金につきましては、まず第一に、政治資金規正法上、企業等の団体献金の禁止違反となります。第二番目に、政治家個人に対する寄附の制限違反ということになります。第三番目に、寄附の量的違反あるいは収支報告書への虚偽記入の罪に問われる。このように理解しているところでございます。

なり厳しくなっております。企業等の団体献金の禁止違反、政治家個人に対する寄附の制限違反、寄附の量的制限違反の罪に問われた場合には、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金、また、収支報告書への虚偽記入の罪については五年以下の禁錮または百万円以下の罰金に処せられるものであります。同時に、新しいテーマといたしましては今回の改正案では罰金刑の場合を含め公民権の停止を科することとしております。ことさらに、こうしたやみ献金等についての規制の効果につきましては、この法の厳格な適用ということになる前提といたします。かなり厳しいものになっていく、こういうように法案の内容について御説明させていただきます。

○岩本久人君 今、大臣が言われました公民権停止という問題、いわゆる政治家にとりましては殊のほか重大な意味を持つと思っておりますが、この公民権停止がかかるのは具体的にどういった場合か、より詳しくお願いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 冒頭に一つ、私さっき「一年以下の禁錮」と言うところを「懲役」と読んだものですから、ちよつとこれ、文章を見ないで正確でございせんでした。訂正させていただきます。

公民権停止につきましては、今申し上げたケースについて政治資金規正法違反の公民権停止の効果があるということでございます。

私、今御質問に対して、やみ献金問題ということに端的に絞ったわけでありまして、強調整していただきたいと思いますのは、従来、政治資金規正法違反については、一言で粗っぽく言いますと、政治家本人は大体未来永劫ひっかかるな、いんじやないか、こういう批判を受けてきたところでございます。一、二例外はございました。

しかし、今回は政治資金の管理団体を一つにする、代表者は政治家が就任するということを前提といたしまして、その監督責任等々についても加えられているというような全体の構成の中で、政治資金規正法違反については罰則として公民権停

止も加わっている、こういう構成でございます。従来とは違った公民権停止という重い制裁が科せられているというのが今回の腐敗防止ということをご念頭に置いた法律の構成でございます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 御質問の趣旨は何年間の公民権停止かということだと思っておりますが、罰金の刑に処せられたときには裁判が確定した日から五年間公民権停止、それから禁錮の刑の場合には、判決が下りまして刑の執行が終わりますが、それからそれに五年間公民権の停止をする、それから執行猶予の場合には、執行猶予の期間内公民権の停止になるということで、非常に厳しくしてございます。

○岩本久人君 次の問題に移ります。

次は、政治献金にかかる税額控除制度の問題についてであります。

今回提案されている政治資金規正法の一部改正案の附則の第十四条では、租税特別措置法の第四十一条の十七を改正して、従来からありました所得控除に加えて、新たに政党及び政治資金団体に對して政治献金をすることができる、そしてそれに係る税額控除制度というものを創設されたわけです。この内容は、献金額から一万円を差し引いた額に三割の控除率を掛けた額、こういうふうな法案には書いてあるわけですが、そうなるべくと、今後これが施行された場合どの程度これが活用されるのだろうかといったことも等疑問としてあります。

また、法律改正ですからPRRの仕方等もかなり工夫されなければならないであろうといったようなことでもございますが、このPRRの問題をどういうふうにご考えておられるのか。

それから、この改正案が成立した場合、それに基づいて果たしてどの程度の国民が個人献金をし、税額控除といったようなものについて利用、活用するであろうかということが全く未知だと思ふんです。

その点についての見通しをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) 平成三年分の個人献金の、これは所得控除の方でございますが、現行でございますので言いますれば、自治大臣と都道府県の選挙管理委員会が発行した確認書、それだけ確かに寄附をされたという確認書が寄附者数でいきますと七万六千人になっております。寄附金額が二百七十四億円ということになっておるわけでございます。

さらに、今度は選択制でございますが税額控除制度を入れるわけでございますけれども、これは所得税の納めていただきます率によりまして税額控除が得か所得控除が得かということをやつていただくわけでございますが、ただ、一体そういう制度を、我々も法律を成立させていたしましたが後は大いにPRをいたしますが、ただだけそれが国民の皆さん方に税額控除でやつていただけたか。

やはりこれは所得の高い人はむしろ税額控除が得になるというケースでございますのでちよつと予測の数字を申し上げるのは無理かと思ひますけれども、「逆だ」と呼ぶ者あり——失礼いたしました。税額控除は所得の少ない人の方が有利に働くものですから、そのあたりは十分PRをさせていただきまして、この法律によるところの個人献金をひとつ大いに奨励をしていこう、そういう体制になるように自治省といたしまして十分PRをさせていただきたいと思っております。

○岩本久人君 今、自治大臣が所得控除の適用を受けるか税額控除の適用を受けるかということについては所得によつてということと言われましたが、どちらが有利か、所得ベースで大体大まかに言つて幾らぐらいのところがその分岐点になりますか、お伺いいたします。

○国務大臣(藤井裕久君) この税額控除が三〇%でございますから、所得控除というものはそれより所得の高い人については得だ、こういうことでございます。三〇%以上の税率の適用を受けている人にとっては所得控除の方が得だ、このように

お答えいたします。

○岩本久人君 その三〇%が大体どの程度ですか。幾らぐらいになるんですか。

○国務大臣(藤井裕久君) これは他の所得がどうあるとかいろいろ違いますので一概に言えず、先ほどお答えしたとおり、所得が三〇%以上の税率を受ける人にとっては所得控除の方が得である、これが正確な答えだと思ひます。

○岩本久人君 それでは、どの程度の量かということはおいて次のことに進みたいと思つていますが、いずれにしても政府としては、企業献金を廃止することに基づいてこういった新しい税額控除制度というものを導入されるということとでは、国民にPRをしてできるだけこれを活用してもらつていくことをやられることになる。そうなつてくると、政府としてそうやるわけですからかなりのものも期待できるのではないかと、私はこう思ふんです。

これは、三割というところが、私の調査でいけば所得ベースで恐らく六百万ぐらいではないかと思ふんですが、それは評価が分かれるにしても、そういふことからすると、かなりの人がこの申請をしていくということになってくるとそれが一番困るかということになると、国税庁の職員がやはりその事務に追われるということだと思ふんです、これは新しい仕事です。

それに加えて、現在、連日報道されておりますように、国税をめぐるさまざまな不祥事が連日発覚をしております。それは、職員が夜に日に継いで一生懸命毎日毎日頑張つて頑張つて出てきていふということでございますから、そうでなくてもかなりハードな過労を強いられるという現状がありますので、したがつて、こういった新しい制度を入れたらということも相まって、そういった執行体制の強化、大幅な人員増を含めた執行体制の強化ということをぜひ実現させてほしいと思ひます。

その点についての大蔵大臣、官房長官、それから行政改革の総務庁長官ですか、そういったそれ

ぞれの関係するであろうと思われる担当大臣のこの執行体制の強化のための施策についての決意をひとつお願いしたいと思つております。

○国務大臣(藤井裕久君) 実は、私の立場は査定をする立場が一つございまして、また国税庁を所管している立場もございまして極めて微妙な立場なんでございますが、一方の立場である国税職員の方の充実について御支援をいただけてまことにありがたく思つております。私は、この問題に限らず国税の仕事は非常に繁忙かつ複雑をきわめておりまして、この充員というものは大変な大事なことだと考えております。しかしながら、査定の立場からいいますと、全体のバランスを考えながらおのの戦場にしかるべき人員を増員していくということが大事なことでございまして、これは総務庁長官のお気持ちも同じだと思ひます。これは、官房長官のお気持ちも同じだと思ひます。

○国務大臣(石田幸四郎君) 既に大蔵大臣が御答弁でございますが、この法案が今国会で成立をいたしました、このように仮定をいたしましたけれども、その施行日はさらに先でございますので、恐らく平成六年度はまさに研究の期間、平成七年度の末ぐらいに影響が直接あらわれてくるのであろうというふうに予測をいたしておるところでございます。

また、国税庁の定員ということになりますれば、政府全体としては毎年毎年、数字は大変小さいんでございましてけれども、総体的に数を減らす努力をいたしておるところでございます。マイナスになっておりますけれども、最近五年間の国税庁の定員の推移を見ますと、平成元年度で八百五十七人、二年度で六百五十三人、三年度で六百五十七人、四年度で六百五十一人、五年度で三百五十九人というふうに、全体の公務員の数は減つていふんでございまして、国税庁の方は大蔵省と相談をしながら着実にそういった職員の数はふやしておるわけでございます。そういう中で私は十分に対応できるのではないかと、このように予測をいたしておるところでございます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 先ほどお話ししましたように、寄附をしていただいたことの確認書というのは選挙管理委員会が出すものでございまして、これから新たに税額控除制度を入れた場合に、委員御質問のように、一体どのくらい国民の皆さん方に御理解をいただき、かつ御協力をいただくか、ちよつと実態を見ませんと体制をどこまで強化すべきかどうかというのを今即答することは難しいのではないかと思つております。当初は何かの形で内部的なやりくりによつて対応できることなのかどうか。

ただ、御指摘でございますので、そういうことも十分頭に入れながら対応させていただきたいと思ひます。

○岩本久人君 今の執行体制の充実強化の問題ですが、常に人員の問題が出るときにはスクラップ・アンド・ビルドだと、こういうことが議論されるわけですが、今回のこの改正によつて間違ひなくこれはビルドの範疇に入るわけですから、やはり今までの体制で云々ということでは絶対ならない、こう思つておりますから、ぜひそのことについて今後前向きに検討してもらいたいと特に要望しておきたいと思つております。

次に、戸別訪問の問題ですが、今までの議論でありましたから一点ほどお伺いしたいと思ふんですが、警察庁に伺いたいと思つております。

過去十年間にわたる戸別訪問と文書違反による検挙の件数はどの程度になっておるか、それから、これからあとと法務大臣にお聞きしますが、その結果、刑罰の内容はどのように変わったか、さらにまた、戸別訪問に関連しての買収事犯はどの程度あったのか、この際、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。まず、過去十年間の選挙における戸別訪問及び文書違反の検挙状況でございますが、戸別訪問につきましては、年別に申し上げますと、昭和五十八年四百二十九件、九百四十七名、昭和五十九年二件、五名、昭和六十年十件、十二名、昭和六十一年

年二百二十四件、四百六十六名。昭和六十二年九十三件、二百四十七名。昭和六十三年三十三件、十六名。平成元年六十二件、百四十三名。平成二年百十二件、二百六十六名。平成三年七十四件、二百十四名。平成四年三十九件、八十二名。合計千四百八十八件、二千三百九十八名を検挙しております。

次に文書違反につきましてでございますが、昭和五十八年五百十件、一千四百十三名。昭和五十九年十件、二十三名。昭和六十年二十六件、六十七名。昭和六十一年二百九十四件、七百四十六名。昭和六十二年百七十四件、三百六十三名。昭和六十三年二十件、五十二名。平成元年八十三件、二百六十六名。平成二年百八十二件、三百八十六名。平成三年百一件、二百三十二名。平成四年六十三件、百八十四名。合計千四百六十三件、三千六百七十二名を検挙しているところでございます。

また、戸別訪問のうち買収に至った件数はどのくらいあるかとお尋ねでございますけれども、この件につきましては、警察としての種の統計をとっておりませんので、お答えをいたしかねるところでございます。

○国務大臣(三ヶ月章君) 政治改革関連法案は自治省が所管するものでございまして、実は私は手元に具体的な違反事件の概数等につきましての資料をたいたところ持ち合わせておりませんので、もし必要がございましたら、後日また補充させていただきますということで御猶予いただきたいと思います。

○岩本久人君 何、と言いたいところですが、後からでもぜひお願いしたいと思います。

次に、容赦なく時間は過ぎますので、私は、政治改革と並んで細川政権にとってもまた社会全体にとっても大変重要な現在のテーマである地方分権という問題について取り上げたいと思うんです。

地方分権ということは、例えばことしの総選挙でもほとんどの候補者が重要な自分の政策の一つ

に掲げたぐらい今や時流に乗ったテーマですね。それは地方分権という言葉でなくて地方主権だということも主張する人もありますが、いずれにしてもこの問題は当面する避けて通れない大変重要な問題だろうと思っております。しかし、地方分権とは何かということを開かれた場合、明確にこういう問題だということできちり答えられる人が何人おるか、これも疑問だと思っております。

そこで、総理にこの地方分権とは何か、今また地方分権なのかといったようなことについてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細川護国君) 地方分権とは何か、なかなかいろいろな言い方があると思いますが、一言で言えば、財源、権限の地方への配分の問題などをもちろん踏まえまして、本当に自律性、自主性のある地域というものがどのように構築をされていくか。そのために今まで地方制度調査会も二十回余りにわたってさまざまな、地方自治体のサイズであるとかあるいは権限、財源の問題についての答申であるとか、そうしたのもも出してこられましたし、また行革審におきまして、パイロット自治体の制度でありますとか地方分権を進めていくための具体的な施策について答申を出してこられたことは御承知のとおりでございます。

いずれにしても、個性のある、また住民に身近な自治はできる限り身近な自治体が担っていく、そういうことを基本にして、地方主権というお言葉も先ほどございましたが、地域の自主性、自律性を確立していく、そういうことであらうかというふうに思っております。

○岩本久人君 時間がなくなりましたのではしりませんが、実は私も社会党は、来年九月に議員立法をつくって提案をしようという意気込みで、この問題について今一生懸命やっております。

その手引きはここにありますこの「自立する地方」、これをもとにやっているんですが、実はこれは現在の建設大臣である五十嵐大臣が中心に

なつてまとめたものでございまして、心血をささげてこられた大臣として現在この問題についての見解があれば簡単にお願いしたいと思います。

○国務大臣(五十嵐広三君) 本委員会は、拝見いたしましたところ地方自治に関する権威者、先輩がおそろいでございまして、ここでお答えするのはまことに恐縮な気がいたす次第であります。今、総理がお話しになったとおりであらうというふうに思うのでありますが、地方自治について憲法九十二条でいわゆる地方自治の本旨というのが述べられているわけでありまして、

現行憲法制定当時の担当大臣であった金森徳次郎先生が当時書いている本の中では、地方というのは国の分身ではなくて人々が共同して暮らしていくという自然な性質に基づいてできたものだ、それは人間に基本的な人権があるように地方自治体には基本的な自治権があるとも言うべきものだ、こういうようなお話をなさっていて、そういうものを考えますと、今の状況というのは改善すべき点が多くあるというふうに思われるわけで、今、総理のお話しのようにな、それを目指して権限であるとか財源であるとかさまざまなものを地方に渡していく、国は国のやるべき仕事、日常の暮らしに関する仕事はもう皆地方にやってもらうというような改革をすべきであらう、そういうことが地方分権の理念であらう、こういうふうに思っています。

○岩本久人君 ありがとうございます。最後に、私は一年に大体百回島根―東京を往復しておりますが、まさに東京―島根は大変だといふことを実感しているんです。実は羽田空港が九月二十七日から沖合展開されて広くなりまして、今までの大体三倍になりました。すてきな空間ができたのはいいんですが、結果として命の一つである飛行機の時間がかなりおくれれてきています。私予想では大体平均して三十分程度到着時間がおくられているということなんです。

そこで、この事態をどのように把握しておられるか、またそれをクリアするためにどうされるのかということをお聞かせ願いたい。

同時にまた、十二月二十四日に中央労働委員会がJRの清算事業団に対する命令を行いました。これに対する基本的な見解があれば運輸大臣、労働大臣にお聞きをして、終わりたいと思っております。

○政府委員(土坂泰敏君) 羽田の問題でございますが、飛行機はその途中の天候の状況であるとか機体の状況などによりましてどうしても予定より早く着いたり遅く着いたりするわけでございまして、今御指摘のありました羽田の場合でございますと、従来から平均で十分程度のおくれがございました。

ただ、先生御指摘になりましたように、飛行場が大きくなって地上の滑走距離が延びたとかあるいはそれにまだなれていないとか、いろんな事情が重なりまして、今申し上げた十分というものが、これ平均でございますが、さらにおくれる場合は先生おっしゃるよう三十分の例もあります。平均でやれば五分程度延びておるといのが現状でございます。

この原因をよくこれから分析をいたしまして、利用者に御迷惑をおかけしないように先生の御指摘を踏まえて十分エアラインとも相談をしながら対応させていただくようにしたいと思っております。

○国務大臣(伊藤茂君) 御質問がございましたJRの採用問題、御案内のように非常に大きな規模の労使関係の問題でありますし、しかも政府の政策決定とかかわりを持つたところでございまして、非常に重要な問題と認識をしております。二十四日の日に中労委の公益委員の皆さんによる命令が出されました。

内容をよく読んでみますと、非常に複雑な問題ですが、労使のどちらかに一〇〇％旗を上げるといふことではない非常にいろんなところに配慮した内容だと思っております。また、解決への枠組み

を提示いたしました。しかし、具体的に最終こうしなさいという解決の具体案まではいっていません。それらのことは関係者の皆さんが話し合って解決をするのか、あるいはとことん争うのかというボールが投げられている。また、内容をよく見ますと、当事者がテーブルに着きなさいと呼びかけているというような気もいたします。

私としては、もしまだ訴訟になりますと、十年裁判とか十年闘争が言われておりますが、大変深刻な問題でございますから、この際やはり何か話し合い、打開するように努力をしていただきたいと強く望んでいるわけであります。

JRの方も発足から六年九カ月、いろんな意味でサービスもよくなったと思います。株も上場いたしましたというところでございまして、そういう中で新しい企業にふさわしい労使関係ができるように私どもとしても関係者に望むと同時に、できるだけの努力をしてまいりたいと思っております。

○岩本久人君 終わります。

○白浜一良君 私は、質疑に入る前に、午前中の自民党さんのいろいろ審議を聞いておりまして、ちょっと二点ばかりまず最初に確認をさせていただきたい、このように思うわけでござい

ます。その第一は、午前中いろいろ審議されましたが、参議院のいわゆる選挙制度改革に全く触れられていないという主張をされました。

しかしながら、これは皆さん御存じのように、あのリクルート問題がございまして国民の政治不信が生まれたわけでございまして、何とか抜本的な政治改革をせないうという動きが始まりました。そこでまず最初に生まれたのがいわゆる参議院の選挙制度だったんですね。参議院でもそれは個々に審議はされていまして、しかし、具体的な改革案としてまとまったのが、いわゆる衆議院の方が早かったわけでござい

があつたということでございます。

そこで、ことしの四月十五日でございました。このとき皆さん御存じのように我々も野党でございましたが、自民党のいわゆる政治改革法案、杜公の法案が審議をされていた段階でございました。そのときに、それでは私たち参議院はどうするのかというところでいろいろ各会派で動きがあつたわけでございまして、最終的に四月十五日でしたか、参議院の各会派の代表お集まりになりました。当時、自民党の参議院の会長さんでござい

ます……「それは違うんだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」黙ってくださいよ、私が質問しているんだから。あなたが質問しているんじゃないんだから。黙んなさいよ。黙んなさいよ。私の質問なんですよ。ちょっと黙らせてくださいよ。黙らせてくださいよ。

○委員長(本岡昭次君) 不規則発言はやめて質問できる状態にしてください。

○白浜一良君 それでは、私も大変尊敬している斎藤会長でございまして、各派の代表の意見を取りまとめられまして、そのときの文案はこのようになつてゐるわけでござい

ます。衆議院の選挙制度の抜本改革を含む政治改革は、その実現を目指した各党の強い決意をふまえると、今国会で必ず法案を得るものと確信いたします。

法案を得た衆議院選挙制度に対し、二院制下におけるあるべき参議院の選挙制度へむかつての抜本改革に、各会派が早急に取り組むことを、この際、お互いに確認し合いたいと存じます。

各会派の検討を経て、来年の通常国会には、法案を得るように最大限の努力を行うべきであります。

要するに、そのときの参議院の各会派の代表はこんなふうに申し合はせているわけです。

衆議院の方がこの五年間の経緯の中でいわゆる改革の流れが速かつたというこういう事実、きょうテレビ中継もしていますから、明確に国民

の皆様方にお訴えをしておきたい、私はこのように思うわけでございます。「そんな主張してないよ。そんなでたらめ言われると困るよ」と呼ぶ者あり」でたまためじゃないんです。この見解を私は述べているだけでございます。

それからもう一点、私がきょうここで確認したいことは、今回の法案が閣法で出されているとか衆議院の今回の選挙制度が非常に参議院の現行の制度に類似しているという問題がござい

まして、当時、海部総理の時代でございましたが、このときに自民党で取りまとめをされました、このときも閣法という形でいわゆる選挙制度改革案がまとめられてゐるわけですね。この案はもう皆さん御存じのように今回のように並立制でございまして、それも比例代表部分はいわゆる全国集計でございまして、今の政府案に非常に類似した形態であるわけでございます。阻止事項もこのときはたしか二%であつた、このように記憶をしておりますが、こういう経過があつたということを私は述べてゐるわけでございまして、私は質問通告はしてござい

ませんが、羽田副総理は当時自民党の真ん中で政治改革を熱心に推進されていた、そういう経過を承知しておりますが、どうかこの点のコメントがございましたら一言お願いしたいと思ふんですが。

○国務大臣(羽田孜君) 今御質問のあつた点につきましては、今御指摘のあつたとおり、私もがかつて自民党の中で議論いたしましたときに御指摘のような実は議論をいたしましたことを申し上げます。(発言する者あり)

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください。

ただいまの件につきましては、後刻、速記録を調査の上、適当な措置をとることといたします。審議を続行いたします。

○白浜一良君 それでは、若干質問に移らせてい

ただきたいと思いますが、まず政治改革への基本姿勢について総理にお伺いをしたいと思ふんです。

これは何回もいろいろ触れられておりますが、当然、今回の政治改革法案を政府としておまとめになった背景は、流れから見ても、一つは、金権腐敗の政治と何としても決別しなきゃならないという、お金がたぐさん要る選挙制度とかそういう面から考えても、たぐさんのお金が必要になつてしまつた一つの政治の流れというのがあるわけ

です。これを何とかして根絶しなければならぬという、こういう流れが当然一つあつたわけでござい

ます。もう一つは、ポスト冷戦と申しますか、日本におきまして、戦後のいわゆる五五年体制と言われる政治体制が時代に合わなくなつてしまつて、時代に即応した政治体制をつくらなければならぬと。

政治家は当然有権者に対してはいい話をしたいわけですが、つらい話はしにくいわけです。しかし、時代状況の変化の中でお互い苦しい選択を迫られる一つの状況もあるわけでございまして、米

のいわゆる部分自由化の苦渋の判断をされたことも一つであつたと私も理解してござい

ます。今後、外交問題を考えましても、日米の包括経済協議がどのように進展するかわからない非常に大きな政治テーマでもござい

この政治改革がなされるようなことがあったら、もう私ら国会とか政治と言われても信用できないと激しい怒りでおっしゃっていました。タクシーの運転手さんは、私は外ではバグジはつけておりませんから私がだれかもわからずに、たまたま流れてたニュースを聞いてそうおっしゃったわけでございます。

年内成立できなかったということでおわびの会見を二十四日にされましたけれども、その辺の一連の、現在日本においてこの政治改革をなし遂げなきゃならないという、特に午前中のお話でも国会中という強い決意を示されていらつしやいました。もう一度その歴史的必然性、また法案の重要性という観点から総理の御決意を伺いたい、このように思うわけでございます。

○国務大臣(細川護熙君) 戦後の数十年の間に、政治もそうでございますし、また経済もそうですし、行政もそうです。さまざまな構造的な行き詰まりというものがあるやうにもならないところまで今来ているんだという認識を持っております。

そういう意味でこの内閣の歴史的な使命というのは、政治、経済、行政の三つの構造的な改革というものをあくまで推し進めていくということであるというふうな自覚をしております。このことを再三申し上げてきたわけでございますが、なかなか政治改革ということはその中でもやはり一番のベースになるものでございまして、ぜひひとつこれは与野党の合意をいただいて一刻も早く基本になる枠組みについて区切りをつけるということが何よりも大事なことでないかということをご再三申し上げておるところでございます。本委員会におきまして、再三申し上げますように、ぜひ実りのある積極的な御議論をいただきたいと強く願っているところでございます。

○白浜一良君 そこで、私は二点ほど総理にちょっと確認したいのですが、そういう根本的なといいますか、日本の現在の時代状況を踏まえた

中でのいわゆる政治改革でございますから、一部言われているように、腐敗防止の部分だけ切り離してやろうということでは、意味がないというか、やっぱり四法案一括というか、これが改革の第一歩だと思えます。そういうふうなこの政治改革を四法案一括で、選挙制度も含めて、将来は参議院の改革、国会の改革も、そういうふうな改革が持続していくわけでございますが、まず当面のこの法案に関しまして言えば四法案一括でやる。政治資金もそうです。それから公費助成もそうです。し、選挙制度も含めてやらなきゃならないんだというふうには私は考えているわけでございます。

一部切り離したらどうだ、こういう話もあるんですが、これ、明確に総理の決意を表明していただきたい、このように思うわけでございます。

○国務大臣(細川護熙君) 結論的に申し上げます。先ほどどなたかのお尋ねにもお答えをいたしました。一括でぜひやっていただきたい、このように申し上げているわけでございます。

確かに多くの方が政治とお金にまつわる問題について特に強い関心をお持ちであるということにはわかりますけれども、しかし、やはり現行の中選挙区制度というもののものにおいて利益誘導型とかいろいろな弊害が出てきているということとを考えると、どうしてもやはりその問題を一体として考えていかないと本当の政治改革はできないというのが基本的な認識でございます。そうした観点からもぜひ四法案一括で成立をさせていただきたい、このように思っております。

○白浜一良君 二点目に私確認したいことは、これも午前中に閣内先生からお話ございましたが、当然参議院における審議が十分経過するといふ参議院での審議を前提とした上で話でございますが、いわゆるまじめの段階でやはりトップ会談と申しますか、衆議院の段階でも河野総裁との会談をされましたが、午前中の総理の答弁は、そういうトップ会談をするのにやぶさかでない、そういう表現であったと私承知しております。

そうじゃなしに、参議院の審議を経ましたらそれなりのまじりの問題点も出てくると思えます。また明確にもなると思えますが、それを踏まえた上で、むしろ総理の方から河野総裁に呼びかけられて何とかまとめよう、こういう指導性を発揮すべきじゃないか。向こうから言うてきたらやる、やぶさかではない、こういうことではない、みずから積極的に呼びかけてやろうというこのぐらいの姿勢を示されていいんじゃないかと私は思うわけでございますが、どのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) やぶさかではないと申し上げましたのは、河野総裁から呼びかけがあったて初めてそれにおこたえをするということではなくて、何よりもやはり参議院におきましてまず本委員会あるいはまた参議院の少しトップの方の会談、いずれにしても参議院の中でまずしっかりと積み上げていただくということが基本である。その上でトップ会談の環境が整ってまいりますならばいつでも私は喜んでそのような場に臨みたい、このように思っております。

○白浜一良君 そういう総理の指導性を発揮される場面が実現しましてこの法案が成立されますことを私も期待して頑張っております。このように思うわけでございます。

この法案全体に関連しましてもう一点確認しておきたいことがあるわけでございますが、衆議院の選挙制度を国民にわかりやすくする、今回、そのために政策中心の選挙、そういうことの改革であるわけでございます。また、そのために、何となく、今回、政党への公費助成というものが、制度的にも創設される予定になってございますが、逆に言いますと今度は政党の責任というものが非常に重くなるわけで、今が軽いという意味じゃございません。今が軽いという意味じゃございません。今が軽いという責任と役割を政党が負うようになるわけでございまして、そのためにいろいろな問題点が私はあると思えます。

ちよっとこれは思いつきで申しわけないですが、一つは、当然各政党が党内的に非常に民主化されて、国民からわかりやすいというか、その政党がどういふ論議をされているのかという政党内の運営をされているのか非常にわかりやすい、こういうことが私は大事じゃないかと思うわけでございまして、そういう政党の持っている情報の公開制も含めて、これが一つです。

もう一つは、要するに、政党が具体的には政策をつくるわけですから、その政策は国民的にどういふ意味があるのか、もっと積極的に国民に向かつて情報サービス、PRも含めまして積極的に働きかけなければならぬ、そういう政党としての責任が重くなるのではないかと。もう一つは、だれでも、そういうふうには私は非常に思うわけでございまして、日本新党の代表でもございまして、政党内のリーダーでもございまして、また総理でもあるわけでございまして、総理の御見解を伺いたいと思うわけでございまして。

○国務大臣(細川護熙君) もうおっしゃることは全く同感でございます。その政策がどういふ意味を持つのかということについての認識を少しでも国民各位に持たせていただくような努力ということが必要なのは言うまでもございせんし、また、それが決められていく過程というものができる限り開かれたものであるということが必要であることも、それは各党それぞれが努力いかんということになるわけでございまして、政治に対する国民の信頼というものを増していく上でどうしても極めて重要なテーマであることは、私も全く同感でございます。

○白浜一良君 それでは、法案の具体的な内容につきまして何点かちよっと確認をさせていただきます。衆議院の段階におきまして二百五十、二百五十という政府案が、比例部分と小選挙区部分の定数の配分でございますが、これがいわゆる総・総会談を経て小選挙区が二百七十四で比例代表の数が

二百二十六、このように修正されたわけでござい
ます。

これは総理の提案とも伺っておりますが、この
修正されたこと自体を総理はどのように御認識さ
れているか、伺いたいと思います。

○国務大臣(細川護熙君) これは委員会における
御論議、あるいは公聴会での御論議、あるいはま
た与野党の協議、そしてトップ会談というもの
におきまして、それまでの経緯、御論議の積み重
ねというものを踏まえてそのような判断が適当であ
ろうということで考えたものでございます。

この基本的な考え方というのは、申すまでもな
く、民意の集約と反映、その相互補完的な考え方
というものの基本的な理念というものはその修正
された考え方の中におきましてもしっかりと貫か
れている、そのように思っております。

○白浜一良君 衆議院段階でその他の修正
されたわけでございますが、与野党協議の結果い
わゆる積み残し部分ということで、これは広く知
られていてございまして、戸別訪問の問題と
か、選挙区画定機関の設置場所、それから地方
政治活動への配慮ですか、こういうことになって
います、その他にも参議院の審議の過程でいろ
いろ問題点が出てくると思います。

これはきょう午前中からいろいろな審議がござ
いまして、参議院段階でのいわゆる修正という
ことに対する総理の考え方、一般的な意味での考
え方をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細川護熙君) 与野党の合意という
のがなされるならば、それは政府としてしっかり
受けとめさせていただきたいというふうに思っ
ております。

これはもう衆議院の段階から繰り返し申し上げ
てきていますけれども、両院の本会議におきま
して申し上げてまいりましたが、一般論として
申し上げるならば、百点満点主義というこ
とではなくて、やはり議会主義というのは合格点
主義というのが本来のあり方ではないかというこ

とも申し上げてまいりました。

とにかく本委員会におきまして、参議院には参
議院なりのまた違った見方、考え方というものも
当然ありたいと思っております、そうした基本的な
立場というものを踏まえて与野党での御協議とい
うものに一致点が見出せるならば、繰り返しにな
りますが、政府としてはよくそのところを見詰
めてまいりたいと思っております。

○白浜一良君 それで、羽田副総理、先ほども昨
日の発言で質問されておりましたが、これはこれか
ら話し合いが始まるわけですが、報道によりまし
と、先ほど釈明されておりましたが、いわゆる骨
格部分も含めて修正はあり得るんだと、こういう
報道がなされていたわけでございまして、これは
ちよつと突っ込んだ話になるわけでございませ
ん、この点は総理としてはどのようにお考えにな
りますか。

○国務大臣(細川護熙君) それはまさに与野党の
御協議がどのように進んでいくか、この御論議が
どのように深められるかという一点にかかってい
ると思っております。

○白浜一良君 そうですね。そのとおりですね。
しっかりと協議をして、まともなようにしっかりと協
議を行ってまいりたいと思っております。

そこでちよつと私、いろいろな問題提起がある
と思うんですが、一つだけ関連して総理に御理解を
いただきたいことがございます。

それは、確かに参議院の方は政党色が強いと思
います。しかし、参議院は第二院としてやはり余
り政治的でないと、特色があるわけでござい
ます。ですから、無所属のクラブの方とか小政
党の方とか、こういう方の存在というのは非常に
在意義が大きいわけです。総理も四名で昔この参
議院にいらした。私、存じ上げており
ますが、そういう特色が御存じのようにあるわけ
です。

ですから、いわゆる公費助成の対象も三%、こ
れは衆議院の制度ですが、比例部分の三%の阻止
条項、こういうことですね。私の率直な印象とし

ては、三%というのはちよつと高いんじゃない
か。済みません、私は大阪でちよつとなまりが
出ますので申しわけございませんが、ちよつと高
いんじゃないか、これは私の個人的な率直な印象
であるわけです。

こういう部分をもう少し弾力的にお考えいた
だきたいという率直な意見を、もう少し緩和すべ
きじゃないかという意見も含めて私は持っている
わけでございまして、総理のお考えを伺ってお
きたい、このように思うわけでございまして。

○国務大臣(細川護熙君) 今お尋ねの点につきま
しては、特に参議院におきましてはいろいろ御意
見のおありのところであらうということも私も十
分認識をいたしております。そうした点も含めま
して十分参議院におきまして御論議をいただき
たい、深めていただきたい、こう願っているわけ
でございます。

○白浜一良君 先ほどから私何回も質問しまし
て、答えは大体同じ答えばかりされているわけ
でございますが、そのぐらい微妙な段階での発言
でございますから難しいと思いますが、どうかそ
の辺、今後の審議の中で十分変化し得る内容とし
てお含みおきを願いたい、このように私強く要望
しておきたい。私、もうそのうなずきで結構で
ございます。

それで次、もう一つ、いろいろ問題になって
います。今回の衆議院の比例部分のいわゆる集約する
単位ですね。もともと自民党案は府県単位、地域
代表にその力点を置かれていた。しかし、確かに
地域代表を重視しようという考え方はわかるわけ
でございますが、比例代表というのは余りそういう
小さな二名とか三名を選挙になじまない制度
でございます。まして、ちよつと私調べたんで
ございますが、この自民党案で各県に比例部分を配分
され

ますと、鳥取県が一議席当たり三万七千八百六
十一、一対二・九七、比例代表としてもそぐわな
い、これを横に並べると非常に格差もある、そ
ういう問題点もあるということでございます。そ

ういうふうな問題もござい

政府案は全国ですから、余りに大き過ぎるとい
うふうな案もあると思いますが、ちよつと担当
の大臣、申しわけございません、山花大臣、佐藤
大臣、どちらでも結構でございますが、都道府県
単位、全国単位があり、何か中間的にブロック単
位というのがあると、こういうふうな今言われて
いるわけでございまして、それぞれ欠点とか長所
があると思うわけでございまして、申しわけござ
いせんが、ちよつと簡単に御説明願いたいんで
すが。

○国務大臣(山花貞夫君) 御質問のそれぞれの特
徴と申しますか、御報告させていただきまして、
比例代表の区域を都道府県ごとにした場合には、
これは顔が見える選挙ということが期待できる一
方、定数の少ない選挙区が見込まれます。今、先
生が御指摘のとおり、今回の定数を自民党の都
道府県で配分した場合には二人区が二十一、三人
区が十三、三十四ということになります。こう
なりますと比例選挙の特性といえますか、それが
生きるんだらうか、こういう問題点があるのでは
なからうかと思っております。

ブロックにした場合には、ブロックのつくり方
と申しますか、八次審のときとかかつての社公案も
違っておりますが、どうブロックをつくるのか
というところが御議論をいただくところではない
かと思ひます。あるいは選挙の管理体制をどう
するかというところにつきましても議論が必要で
はなからうかと思ひます。

それぞれ長所短所を持っているということであ
りますけれども、今回の小選挙区並立制という趣
旨からいいますと、できる限り民意を反映する
ということと全国単位がベストである、これが政
府提案の判断でございます。

○白浜一良君 ちよつと審議がとまりまして、私
三十三分まで八分残っておりますが実際はあと三
分でございますので、最後の質問にさせていただきます
というふうに思ひます。
いわゆる政党への公費助成が衆議院段階で減額

修正されました。減額されましたけれども、国民から見れば、それだけたくさんのお金が政党助成として注がれるわけですから、それだけやはり厳しい国民の目もあるわけですね。これは私当然だと思っております。

そこで、この公費の使途のいわゆるチェック体制ですね。現在の政治資金規正法の収支報告書というものは非常にラフなんです。こういうものではやはりなかなか国民は許してくれない、納得できない面があるだろうと、このように思うわけでございます。例えば調査費とか委託費とか、こういうふうになっておれば領収証なんかは明確でなくともいいという現在の体制であるらしいんですが、しかし、今回創設されるであろういわゆる公費助成に関しては、国民が検証できるようにチェック体制というか、そういうものをつくる必要があるとは今思うわけでございますが、最後にこれに対する総理のお考えを伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(佐藤鶴樹君) 今、白浜委員言われましたように、国民の皆さんの税金という貴重な財源でございますから、国民の皆さん方にできる限りわかりやすくしていくことも大事でございます。一方では、政党の活動でございますので、政治活動の自由との兼ね合いでどうあるべきかという問題がもう一つあるわけでございます。

そこで、政党内のチェックはもちろんでございますけれども、公認会計士によるところの監査をしていただいて、そして五万円以上の支出につきましては全部公にしていくということによって、しかもなるべくわかりやすくすることによって政党への理解というのは深まってくらうし、またそれは義務だろうと私は思うわけでございます。そういう体制の中で、収支報告書を出していただくということでこの法案をつくった次第でございます。

○白浜一良君 総理、一言。
○国務大臣(細川護熙君) 今、自治大臣からの御答弁に大体尽きております。

五万円以上のものについては政党交付金について公開をするということになっているわけでございますから、そのことによって国民のチェックというものは相当程度果たせるのではないかとこのように考えるわけでございまして、今御指摘がございましたようなチェック機関というものは、ちよつとどういふものがあり得るのか私もよくわかりませんが、一応そういう五万円以上のものが公開ということによっておっしゃるような趣旨は果たせるのではないかとこのように考えているところでございます。

○白浜一良君 終わります。

○中村鋭一君 私は、日本新党・新生党・民主改革連合を代表いたしましたして質問をさせていただきますが、今、我々の会派は略称で日生連と、こう言っております。何か保険会社みたいな感じでおなじみの薄い方もあるかも知れませんが、我々の会派は今二十三人で構成しております。全員参議院議員でございます。顔も違ひますし性格も違ひます。当然ながら政治的主張も随分違ひ点があるかと思ひますけれども、一つだけ共通した点がございます。

総理、有名な句に「去年今年貫く棒のごときもの」という句がございますけれども、我々の会派はまさに棒のごとき信念を持って貫かれておる集団でございます。それは何か。何としても今国会中に国民の負託にこたえて政治改革関連法案を成立させなければならぬ、この一点において凝集している政治集団でありますことをまず初めに申し上げておきたいと思ひます。

私、手元に最近新聞等に紹介されました社説もしくは「論壇」を持っておりますが、全部読むと時間がかりますから抜粋で恐縮でございますが、少し読ませていただこうと、こう思ひます。これは二十二日の日経でございます。

自民党は深刻化する景気を入質にとり、参院における政治改革法案の審議を一切拒否し、景気対策実施の第二次補正予算が成立すると、今度は会期延長した国会をボイコットするといふ

有り様だ。

このような自民党の無責任野党ぶりを、自民党のために惜しんでいる人が、国民の中に大勢いるのではないだろうか。いま国民の目に映っている自民党は①政治改革つぶしを最優先課題とし②十年以上前の細川総理の借金問題などで国会審議を遅らせ③それで景気対策が遅れて日本経済が悪化しても細川内閣が窮地に追い込まれるならかまわないと④日本が孤立しないためにはコメ輸入の部分自由化をのまざるを得ないに決まっているのに反対、反対と叫んでいる姿である。

これは日経新聞の論壇子がこのように言っているのであります。

二十一日の朝日新聞の社説によりますと、このまま対立が続けば、不況に苦しむ国民を忘れた審議サボタージュといわれても仕方ないだろう。

自民党側は「延長が強引すぎる」などと批判して、審議に依じていない。

自民党が政治改革関連法案に真向から反対してきたのならば、選挙区制改革の論議を重ね、政治改革の推進を強調してきたはずだ。

参院審議はさまざまな課題を背負っている。まずは、審議を始めることである。

これは朝日新聞でございます。

読売新聞十二月二十二日付でございます。

審議ボイコットは、議会制民主主義を自ら否定するものであり、看過することはできない。かつての無責任野党が好んでとった戦術をこの辺は、私も含めてですが、少し耳が痛い点がございますけれども、

かつての無責任野党が好んでとった戦術を自民党がまねている姿は、情けないの一語に尽きる。

自民党は、大幅会期延長、越年予算編成に反対して、参院での政治改革法案審議を拒否しているが、これこそ国会改革に反するものだ。猛

省を促したい。

これは読売新聞の社説でございます。

しかし、去る二十四日、折しもクリスマススイブの当日にすばらしいプレゼントを自民党からいただきました。当委員会に対して自民党の委員の皆さんは敢然として参加をなさいました。そうして、今ここにおいでの方松浦委員、下稲葉委員を初めといたしまして、まことに当を得た質問を次々と展開なさいます。思わず政府の閣僚もたじたといたしました。たたらを踏んで立ちどまるような場面を私はこの二日に見てきております。その点におきまして、自民党の委員の皆さんの良識に對しまして深い敬意を表する次第でございます。

しかしながら、ここにごさいます、これは二十五日の毎日新聞の社説でございますけれども、今回まず第一に、

一月末まで会期が大幅に延長され、参院での審議時間が十分確保されている。

次に、連立与党も最強野党の自民党ともに政治改革の中心柱である衆院の選挙制度改革では小選挙区比例代表並立制の導入で一致し、衆院で積み残した問題点の詰めの作業も、残る会期内での処理が十分可能な状況にある。

だから審議を尽くしてもらいたい、これが毎日新聞の二十五日の社説でございます。

さらにもう一つ、同じ二十五日の読売新聞の社説でございますが、

せっかく始まった審議は、残念だが、年末年始の自然休会で中断されてしまう。年内にできるだけ審議を進め、年明け早々、論議を再開させるべきだ。

このように論じている。

私は、この社説はやはり国民の声だと思ふんですね。ですから、この辺は自民党の委員の方々も謙虚に耳を傾けてしかるべきである、このように理解をしております。総理、今私が紹介いたしました例えば各紙の社

説、論壇等々についてどのような印象をお持ちになりましたか。

○国務大臣(細川護国) 参議院におきまして確かに法案が送られてまいりましてから四十日余りがたつわけでございますが、その間、補正の審議などもございました。そして、今お話しのように二十四日から本委員会においての御審議が始まっているわけでございますが、大変深みのある突っ込んだ御議論が始まっているわけでございまして、会期もまだほほ一月いっぱいあるわけでございしますから、先ほど来申し上げますようにその間にぜひ突っ込んだ御議論をいたしまして、また参議院らしい御議論をいたしましてこの法案を成立させていたきたい、そのように強く願っている次第でございます。

○中村鋭一君 このまで自民党の委員方それからまた連立与党の皆さんの議論の中で幾つかの問題点が明らかになっておりますが、その中の一つに、やはり小会派の皆さんを今回の法律でどのような扱いをしていくのか、それからまた政党助成につきましまして、地方議員の方々、地方の首長の皆さん方にもっとも本当にその地域のために打ち込んで政治ができるようなそういう政党助成であるべきではないか、こういう指摘をされているわけでございます。

この辺につきましまして、山花大臣と佐藤大臣、謙虚にこれに耳を傾けて、この委員会において大いに議論を深めて修正をするならば十二分にこれは修正に値するものであるという御意見であれば、その点に基づいての明快な答弁をお願いいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 二つのテーマについて御質問いただきました。

前段、これまでの委員会でもいろいろ議論してきたところでございますけれども、新しい選挙制度、政党本位ということから政党の性格づけを一体どうするかという、まさに抜本的な政治改革の中の政策判断、提案をさせていただいているところでございます。これは国会、衆参の御議論と

いうものを十分尊重するということを前提としながら、政府としてはこれがベストですと、こういう出し方をしているわけでございますので、お気持ちにつきましましては十分受けとめているつもりでございます。

同時に、後段の問題につきましましては、これは衆議院における議論を踏まえた中でトップ会談でも話題となったところでございますが、その中では具体的な絞り込みもある程度なされておりました、これはまた参議院における与野党の皆様の御議論ということになるのではなからうかと思っております。

大事な問題は、抜本的な政治改革のよって来ることを振り返るならば、腐敗の防止、そして企業・団体献金の取り扱い、ここに国民の皆さんの関心も集まっておりますから、その期待にこたえなければならぬ、こうしたことを前提としながら、お気持ちにつきましましては十分受けとめてこれから進んでいきたい、こう思っております。

○国務大臣(佐藤観樹君) いずれにいたしまして、衆議院でも先生から今言われました二点の問題もいろいろな角度から御議論がございましたし、また参議院でもいろいろな角度からさらに深めていただくということが議院での審議の非常に意味があるところだと私も思っております。

ただ、私たちもそれなりに考えて政府案として提案をさせていただいたわけでございますので、皆さん方のいろいろな御議論を踏まえて衆議院でも修正がなされたわけでございますので、総理から御発言がございましたように、皆さん方の審議を十分受けながら、与野党間で十分ひとつ内容を詰めていただきます。我々はそれに謙虚に従うというのが我々に課せられた責任であるというふうに考えております。

○中村鋭一君 ということは、佐藤さん、あれですか、それは、委員会の審議に任ずるのであって、委員会でも話し合いもまともな提案されれば我々はその間にコミットするという意味なのか、我々は

我々でそういう国民の世論をしつかりと受けとめて我々自身の積極的な見解も委員会に反映しているかという御意思なのか、その辺をもう一遍確認をさせていただきたい、こう思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今までの議院と政府との関係から申すならば、むしろ先生の言われた前者でございます。私たちがいろいろ考えに考えた抜いてこのような提案を出させていただきまして、しかし、何といたしても議会の審議ということが一層重要なこととございしますから、そこでの御指摘をいただければその根本が狂うようなことではないと思ひますけれども、そういう御意見を十分体して与党を通じて参議院の御理解がいただけるようにしていくのが私たちの務めであるというふうに考えております。

○中村鋭一君 細川総理にお尋ねいたしますが、今の話に関連して、いろいろな意見が出てこの委員会でもまとまればそれを大事にしたいと総理は考えておられると。しかし、その手続上、委員会でする話と、それから最近言われております、総理自身がインシアチブ、リーダーシップをとって、場合によれば自民党の河野総裁と何遍でも突き詰めた話をしある一定の結論を得て、それをまた委員会審議に反映して国民の負託にこたえる道をとりたい、このように思っておられるのか。

それからもう一つ、したがって、今現在この委員会に付託されております修正を付した四法律案がベストと思つていらっしゃるのか、それとも、特にこういう選挙制度なんかにはベストというものはないので、ベターの中のベストの選択から、これがジョー・オンリーワンじゃなくて、あり得るならばこれからの選挙制度も含めてもっとも改革の余地がある、それを現実のものにするためには、委員会審議だけではなくて各界各方面、それは河野総裁も含めて、積極的にリーダーシップをとっていく決意があるかどうか、その辺をお伺いさせていただきます。

○国務大臣(細川護国君) もちろん政府提案として

て出させていただいております以上は、今言われましたようにベターの中のベストと言つてもいいのかもしれないが、とにかく最善のものと考えて出させていただき、そしてまたそれに修正が加えられて今日あるということは御承知のとおりでございます。

参議院におきまして、もちろんトップ会談というものは、先ほどのお尋ねにもお答えをいたしましたように、私としてはそういう状況が整つてまいりますならばいつでもそれにおこたえをする用意があるということをお願いしてまいりました。しかし、その前に委員会の御議論というものが十分尽くされるということが何よりも前提でございます。ようし、それを踏まえてまた理事会での御協議もございします。あるいはまた各党同士でのしかるべき場での御協議というものもあると思ひますし、そうした参議院における協議の場が持たれるということが何よりも重要なことではないか、そういうことを政府としても尊重していくことは当然のことである、このように思っているわけでございます。

○中村鋭一君 そうしますと、総理は一時そういう意見も耳にしたようにも思ふんですが、特に選挙制度について言えば、これは衆議院議員を決めるための選挙制度であるからまず衆議院が優先順位の第一位にあるもので、こういうことについて余り参議院が介入とか言及とかしない方がいいんじゃないかという意見、これは言葉をかえれば参議院軽視につながりかねない意見であります。そういう点について、参議院についての総理の御認識を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国君) 衆議院の選挙制度が主たるものではございますが、しかし、そのほかの政治資金関係の法案にいたしましても参議院がかわりを持つ部分というものは申し上げるまでもなく相当にあるわけでございしますし、また、衆議院の選挙の制度といひましても参議院の選挙の制度ともかわりがあることもこれもまた申し上げるまでもないことであります。

そうした観点から、参議院におきましては参議院のお立場から十分御議論をさせていただくということが必要であろうと思っております。

○中村鋭一君 このテレビを見ておりましたら、あの尊敬する後藤田さんが、ひとつ自民党の河野さんと細川総理が会ってよく話し合いをするのが政治改革を成立させるには一番いい道だと私は思う、このように何遍も繰り返しておっしゃっておいでございました。

総理、これは時期の問題もあるでしょう、TPOということもあると思いますけれども、機熟すれば、例えば後藤田先生から総理のところへ電話が入りまして、細川さん、一遍うちの河野さんと会ってくれよという要請があればあなたは即座にそれに応じますか。

○国務大臣(細川護熙君) それは、今こちらから、まだ早いまだ早いというお話もございまして、全くそのとおりだと思います。機が熟すれば、喜んでいつでもトップ会談に出かけてまいりたいと思っております。

○中村鋭一君 これは仮定でございすけれども、今おっしゃった、機が熟すれば会ってまいりたいとお約束をいただきました。

そこで、河野さんとの話の根幹部分はこういうものになるだろうと思われませんか。例えば三%条項だとか政党の要件だとか戸別訪問をどうするか、そういうこともありましようけれども、やはり私はここにおられる委員の皆さん、言わず語らずのうちにありますのは、小選挙区の数と比例代表の数をどうするんだ、それからもう一つは、全国区でいくのかブロックでいくのか、それとも府県制でいくのか、それについて自民党の言い分を総理大臣はどことまでのもつもりなんだということが率直に言っている腹の底にあると思えますけれども、そのいわゆる根幹部分について河野さんと、今お約束いただいたわけでございますから、話し合う用意はございますか。率直にひとつ。

○国務大臣(細川護熙君) どのくらいのことろを、例えばこの理事会の中でお決めのいただくと、いうこともあるかもしれません。あるいは、先ほども申し上げましたように、各党間の協議の場でお決めのいただくということもあるかもしれません。あるいは決まらないかもしれない。しかし、いずれにしても、とにかく相当な部分のところは参議院の自主性の中においてできる限りお決めのいただく、それがやはり私は望ましい姿ではないかと思っております。もちろん河野総裁とのトップ会談でお話をしなければならぬというところがあればそれは喜んでそういう場に出たい、こう申し上げているわけでございますが、やはりそこに行くまでの間に詰められるところをできる限り詰めていただくというのが私は望ましい姿ではないかな、こう思っているところでございます。

○中村鋭一君 いや、そこなんです。今の細川総理のお話を伺いますと、まずこの委員会や理事会で参議院の方が中心になって話をなささいよ、それで自民党と連立与党の間で大体話がまとまって、覚書といえますか覚書といえますか、そういうものができた段階で河野さんと会ってやる、これは言葉は悪いですけども、これだったら手打ち式、調印式みたいなことになるわけですね。

私が総理に期待をするのは、それは委員会も一生懸命やりますよ、やりますけれども、内閣を二つぶして五年間やってきて、参議院に来てから四十日近い日を過ごしてきて、やっとここまで真剣に論議が煮詰まってきた段階でございすから、今こそ細川護熙総理としては、物すごい決意とリーダーシップを発揮して、むしろあなたの方から我々に、それだとだめだよ、もうこうなったら私が乗り出して話をつけるからぐらいい強い意志というものを国民の前にお示しになることが大事なんじゃないかなと思うんですが、その点もう一回だけ確認をしておいてください。

○国務大臣(細川護熙君) おっしゃるお気持ちは非常によくわかりますが、しかしそう私だけじゃね上がって、あるいは河野総裁もやはり党の総意というものを受けて出てこられなければならぬかな、これはそこで決断というわけにもまいりませんでしようし、それは手打ち式というわけでは決してございせんが、それなりに論議というものをお互いの取り巻く環境の中でできる限り熟させていって、そして最後に、トップ同士で判断をしなければならぬというところはトップ同士で判断をする、それがやはり私はトップ会談というものの意味であらうというふうに考えているわけでございます。

○中村鋭一君 これは、あした二十八日、我々は自民党の皆さんにもお願いしてあしたもしつかり審議をしたいし、一月は四日から、総理には何だっただら伊勢参りもやめていただいて、我々はこの委員会ですっかり審議をしたいと、こう思っております。しかし、それぞれ皆さん御都合もおありでしょうから、なかなかそのようにいかぬかも知れません。とすれば、これは本当にもう日がないんです。

それで、総理は記者会見で、年内に成立するということについてはおわびをなさいました。しかしそれに対して、新聞記者の質問に答えて、今国会中には絶対に成立をいたします、できなければ責任をとりますというニュアンスのお答えだったと思えますが、もし今国会中、すなわち一月の末日までに本法案が成立をしなかった場合は、細川総理、責任をおとりになるんですか。その責任をとるといふのはどういう形でおとりになるおつもりですか。

○国務大臣(細川護熙君) 先般、記者会見で申し上げましたのは、この法案をこの会期中にぜひとも成立をさせていただくことが政治責任を全うするゆえんである、そのように私は確信をいたしております、年内に成立させることができなかったということについては大変申しわけなく思っておりますということを率直におわびをいたしました。

しかし、五年間もかかってやっと衆議院を通過してこられたり着いたわけでございますから、もう一カ月半ほど時間をいただきたいと、一月のおよそ末まででございますが、その間にこの法案をぜひ御議論を積極的に行う参議院で上げていただく、また政府としてもそのために全力を尽くすということが責任を全うするゆえんであらう。

すが、その辺についてのお考えをここで、委員会の席で明快にひとつお示しを願いたいと思います。

○国務大臣(羽田孜君) 昨日は記者会見で、実は今の項目は記者さんの方から質問をされて、しかも大変短い時間しかない中で問われたわけでありま。また、お答えをしない政治改革に対しては与党は不熱心であるというふうに言われてしま。そういう中で質問にお答えをしたということでありま。

元来、私は、衆議院のときも申し上げておりましたし、また自民党にあったときにも申し上げておったんですけれども、先ほども申し上げましたように、民主主義の土俵づくりが今度の政治改革、とりわけ選挙制度であろうと思います。そしてこの選挙制度がいろんな問題を起していること、あるいは本場に議論ができるような場をつくるための根っこにはこの選挙制度があるんだ。ですから、腐敗防止法も大事である、何も大事であるけれども、その根っこにやっぱ選挙制度があるだろうという思いに実は至った人間でございまして、そのためには選挙制度について、これは民主主義の土俵ですから本場に話し合うことが大事だろうと。

そして、今なかなかベストはないねというお話があったとおりで、やっぱりモア・ザン・ベターを求めていかなきゃならぬだろうというふうには思っております。そのときには党利党略ですとかあるいは個別個略、これを乗り越えてやるよりこの国の政治を救うためにはもうしょうがないよということを言ってきた人間でありまして、そういう中で幾つかお答えしております。

そして、今ブロックについてのお話があったわけですから、県単位にまで妥協できるのかと問いかけてありましたときに、実は私が自民党にあったときにそういった案も考えたことがあると。ただし、これをやった場合にはおおよそ小さな県ですと二人ぐらいずつになってしまうということになったときに、果たして比例というものにそ

うだろうかという思いを率直に申し上げると同時に、やっぱり比例というのはできるだけ大きな単位で小さな声を拾い上げるということ、これは三%条項とかそういった条項がありますけれども、しかしそれを越えた小さな声をやっぱり拾い上げるということ、比例というのはできるだけ大きい方がいいだろうという考えを実は持つておりました。

ですから、県単位ということになってしま。ちよつと小さ過ぎますねということ、ブロックというのはこれは第八次制度審議会の答申でもございいますから、こういった検討というものはできないことではないんでしょねという話を実はいたしましたら、何かブロックを認めるのかなんとかという話になっておるわけでありま。けれども、これはまさに国会の中で御審議をいただくことであらうというふうに思っております。

○中村鋭一君 まあそうは言っても、それは記者会見の席でおっしゃったんで、今これ、羽田さんは委員会の席で、国会審議の場でおっしゃったこととで、今のあなたの話の中からは、もし選択というものがあんならば、優先順位の第一は大胆な修正を行う場合にはブロック制も優先順位の上位に置かるべき考え方であるという御意見を前述べになつたと、こう私理解しておいてよろしいですね。

○国務大臣(羽田孜君) 私は、いろんな提案というのはありますが、こういったものはどれか否定というのはしたくないということ、全部やっぱり可能性というものは秘めていますよという実は言方しておりました、これはまさに本場に参議院が良識の府として徹底した議論をしていただく、そういう中からどの道がいいのか、そういう私は一つの方向を出していただくことであらうと思う。

そしてまた、必要に応じては、先ほどから御提案がありましたように、総理と総裁、かつて英国では腐敗防止法、そして小選挙区へ至るまでの間、デイズレリーとグラッドストーンですか、こ

の二人が本場に世紀の話し合いの中で一つの方向を見出しましたね。やっぱりそういうことがあった方がいい、それだけの値打ちのあるものであるというふうに思っております。

○中村鋭一君 総理、十二月二十二日の朝日新聞の世論調査では細川内閣の支持率は六〇%を超えているわけですね。それで、国民の六割ぐらいの皆さんが米のミニマムアクセスの受け入れはいたし方ない、このような御理解。それから、五二%の方が政治改革法案が成立することが望ましい、こうおっしゃっているわけですね。

細川さん御自身、御自分の支持率がこれだけ、お米の問題とかいろいろあるにかかわらず六〇%を切らないのはどこに原因があると思われま。か。例えばあなたの男前とかパフォーマンズとか、記者会見で何かお使いになるとか、そういうような格好いいのがなか、それとも国民が、細川さんならやってくれる、わかりやすい政治をしてくれる、特に政治改革は絶対細川さんがやってくれると思うから、だから六〇%の支持率があるとお考えですか。

○国務大臣(細川護熙君) 政府がこの四カ月間か五カ月間か、とにかく当面する課題に一生懸命取り組んでいるということ率直に評価をしていただいているということじゃないかというふうに思っております。

○中村鋭一君 まさにこれは同慶の至りでございまして、内閣がスタートしてこれだけの時日を経過しながら六〇%の支持率を切らないというのは、これまでの長年にわたる自民党政府の支持率と比較をいたしまして国民の期待がどれだけ大きいかということを開僚の皆さんも含めて自覚をしていただきたこと、その期待の中には何としてまただいまのこの参議院の委員会政治改革案をどんな大胆な妥協をなし遂げても成立をさせてもらいたい、この国民の願いが、細川さん、あなたに対する期待につながっているということをもう一遍ひとつ腹にどんと据え込んでおいていただきたい、こう思います。

ここに、先ほども紹介されましたが、各会派代表者会議における斎藤自民党議員会長のまよめの発言、これは平成五年四月十五日に発行されたものでございまして、

衆議院の選挙制度の抜本改革を含む政治改革は、その実現をめざした各党の強い決意をふまえると、今国会で必ず成案を得るものと確信いたします。

成案を得た衆議院選挙制度に対し、二院制下におけるあるべき参議院の選挙制度へむかつての抜本改革に、各会派が早急に取り組むことを、この際、お互いに確認し合いたいと存じます。

各会派の検討を経て、来年の通常国会(次回選挙の一年前)には、成案を得るよう最大限の努力を行うべきであります。

これは斎藤さんの覚書の要旨でございまして、どうなんですかね、衆参両院の選挙制度をやるべきという論議がありま。それであれば、それはなるほどこちで比例代表並立制やって参議院が同じ比例代表並立制ならダブル選挙になったらどうやるんだ。当然出てくる論議でございまして。

これは私の個人の考えでございまして、衆議院で比例代表並立制が成立したならば、即刻間を置かず、間髪を入れずに参議院の選挙制度を我々は少なくとも参議院においてスタートすべきである。我々既にこう考えてもおりますけれども、その場合には、参議院における比例代表制はどうするんだという点につきましても論議を深めなければいけない、こう思います。

総理、この優先順位の問題でございまして、まず今回は衆議院の選挙制度を含む小選挙区比例代表並立制という選挙制度を衆議院において採用し、これが成立したら間髪を入れずに参議院の選挙制度に国会は取りかかるべきである、そのようにお考えでございましてか。

○国務大臣(細川護熙君) 今までの長い間の経緯の中から衆議院先行という形が大方の御議論の結果として出てきた、お取りまとめの結果として出

できたわけでございまして、今おっしゃいましたようにできる限り早くそれに引き続いている、今まさに参議院各党でその御議論が始まっているわけでございまして、その御議論が煮詰まってくることを政府としても期待をいたしております。

○中村鋭一君 時間がありませんので次に移らせていただきますが、私ここに中選挙区制度廃止宣言を持っています。抜粋でございしますが、ちよつと読ませていただきます。

いまや制度疲労の極限に達し、その歴史的使命を終えようとしている中選挙区制度を維持する限り、この根本改革を実現することはきわめて困難であると断じざるをえない。選挙制度の改革は、われわれのめざす政治と行政のすべての改革の成否にかかわる核心課題であり、われわれ自身、いかに血を流そうとも乗り越えねばならないハードルである。

わが国に残された時間は限られている。われわれは、ここに、歴史的な使命を終えた中選挙区制度との決別を決意し、国民の負託に応える新しい政治と制度の創造に立ち向かうことを宣言する。

すべての同志に対し、党派を超えた連帯を呼びかける。

われわれは、この宣言に名を連ねる同志との自由な議論と連帯を通じて、日本の政治史に新たな足跡を残す決意を、ここに示すものである。

これは、日付は昨年の十月二十七日、ちよつと一年ちよつと前なんです。ここに呼びかけ人の一覧表がございまして、この中では、自民党の衆議院議員五十五名、参議院議員一名、社会党二十一名、公明党五名、民社党三名、民主改革連合六名、この中には私中村鋭一も含まれておりますが、呼びかけ人でございまして。

この中に自民党の参議院議員一人と今申し上げましたが、本委員会においてのさきの文部大臣、さきの官房長官の森山眞弓先生もこの中選挙区制と絶縁するという宣言の呼びかけ人になっていた

だいている。心から敬意を表する次第でございまして。そこで、共産党の提案者にお伺いをいたします。

このように良識ある森山眞弓先生も含めて我々は、もう中選挙区制度は制度疲労を起こしてだめなんだ、だから政治改革をやらねばならぬと必死になって今やつていんです。けれども、共産党はそのようにお考えではないようでございまして、説明をお願い申し上げたいと思ひます。

○委員以外の議員(橋本敦君) 御指摘のとおり、今の小選挙区並立制に断固として反対しておりますのは私も日本共産党だけでございまして。まさに私も私どもは憲法と民主主義を守る、そういう立場から誇りを持って断固として反対をしておるわけでございまして。

今、中村委員御指摘のように、この中選挙区制度が制度疲労を起こしてどうにもならなくなっているという点について、私も根本的な意見の相違がございまして。衆議院の段階でも制度疲労と一体何か、いろいろ議論をされました。しかし結局、制度疲労、いつから、どういふものか、起こしたかということ、私は明らかにならなかったと思うのです。例えば弊害としてよく言われました複数立候補補正打ち、こういうことがありますが、これはもう一九二五年に中選挙区制度に踏み切ったときから制度的にはそれはあるわけですから、そのこと自体が制度疲労とは言えないと思うのです。

そこで、委員御指摘の、なぜ中選挙区制にこだわるのか、そのメリットは何か、こういうことで、時間がありませんけれども、何と云つても、小選挙区制に比べまして多様な民意を正確に国会の議席に反映をし、そして虚構の多数ではない、その多様な民意の正確な反映と議席数とを一致させて、その上に立つて政権を選ぶという我が国の憲法体制の規範的要請に最もこたえるのが今の中選挙区制であり、将来は比例代表選挙だと、こういうことが私はやっぱり最大の問題だと、こう考えておる次第でございまして。

○中村鋭一君 これで質問を終わりますが、最後に少しだけ感想を申し上げさせていただきます。一八八三年の八月二十五日に、イギリスでは画期的ないわゆる腐敗防止法が成立をいたしました。これは一人の法務大臣、サー・ヘンリー・ジェームズの情熱とこれを支えた当時のグラッドストーン首相の不退転の決意がここに実を結んだと思ひます。二十一年にわたつて物すごい反対のあらしを押し切つて真摯な討議の結果、腐敗防止法は成立をいたしました。以来百十年になりましたけれども、百十年の間、英国におきましてはたつた一件たりとも選挙違反は摘発をされていらない、こう言われております。政治腐敗という言葉は、少なくとも民主主義の根源と言われております英國議會にありましては、地を払いまして。我々も今ここに決意を新たにいたしました。本院において、参議院において、この政治改革特別委員会におきまして、後世の批判にたえ得る立派な政治改革法案を成立させまして、日本のあらゆる辞書から選挙違反とか腐敗という言葉が追放されることを心から願ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

○直嶋正行君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、質問をさせていただきます。その前に一点申し上げておきたいと思ふんですが、今回の政治改革関連法案については、先ほど来議論の中にございましたように五年越しの課題でございまして。また、十一月十八日には衆議院を通過いたしました法案でもございまして。私たち参議院においても十分議論をし足らざる点は補う中で今国会においても断固成立させるべきだ、このように考えておりますことを冒頭申し上げておきたいと思ひます。その点を踏まえまして、総理以下関係大臣に幾つか御質問をさせていただきます。思ひます。

まず最初に、総理にお伺いをいたします。当政治改革関連法案、衆議院の小選挙区比例代表並立制、政治資金規正法、政党助成法、こういった法案を通じて言えることは、これからの日本の政治を政党本位、政策本位の政治にしよう、政党が政策を競う中で国民の皆さんから政権選択を可能にしたい、こう、こういう方向ではないかと私は思ひます。

〔委員長退席、理事上野雄文君着席〕私は、これは方向として、今後の日本の政治のあり方として考えました場合に、正しい方向であるというふうに確信をいたしております。

しかし、我が国の場合にはもちろん二院制をとっているわけであります。衆議院つまり第一院においては政権を選択するという意味合いで政党中心でいこうと思ひますが、じや参議院はどうかというふうに考えました場合に、やはり衆議院と同じように政党中心だということであれば、二院制の意味、参議院の存在意義ということからいいますと、少し違ふのではないかな。参議院の場合には、衆議院と違つて例えば職域とか地域代表、そういう多様な顔ぶれの中で構成することによって、あえて申し上げますと、むしろ政党からは少し距離を置いたそういう立場で議論をすることによって二院制の意味が発揮できるのではないかな。こういうふうに考えますと、今の方向の中でよく言われます参議院の存在意義、レーゾンドールというのをどこに求めればいいのか、なというのには私たち常に模索をしている部分でもあるわけでありまして。

そういう面から、まず総理の御見解を伺いたいと思ひます。特に現行の参議院の選挙制度を申し上げますと、御承知のとおり拘束名簿式比例代表制をとっております。これは、申し上げるまでもなく政党名を記入する選挙であります。したがって、識者等の中には、参議院の第二院という性格からいって本当に比例代表制というのはいささかしい制度とは言えないのではないかな、こういう御意見も

あることは事実でございます。こういったことも踏まえて少し総理の見解をお聞かせ賜ればありがたいと思います。

○国務大臣(細川護熙君) 参議院がどうあるべきかという点についてはかねてからいろいろ御議論があつておられるわけで、例えば参議院は政党本位ではなくて、個人本位と申しますか、良識の府として個人というものを重く考えていくべきであるといったような考え方もございますし、それも私は大変貴重な考え方だと思っております。

いずれにしても、衆議院とは違った角度、観点から良識の府、上院の府としての機能というものが果たしていけるような存在でなければならぬと思ひますし、またそのような代表を選ぶための制度でなければならぬのではないかと、大ざっぱに申し上げればそういうことではなからうかと思っております。

○直嶋正行君 総理の今の立場からいいますと、それ以上踏み込まれるのはなかなか難しいのかもしれませんが、さつきお話しがありましたし、私たちもこの政治改革法案が通ればできるだけ早くそれに対応して今度は参議院のあり方も議論しなければいけない、こう考えているわけでありま

す。そのときに、さつき御答弁の中で緑風会のお話も出ましたが、やっぱり参議院としての基本スタンスをどこに置いておくかというのは非常に大事な部分でもありますし、そういう意味で、個人的なお考えでも結構ですから、特に参議院も御経験されているわけでありまして、今の御答弁以上にお話しただけの点があれば再度お伺いしたいと思ふのです。

○国務大臣(細川護熙君) これはもう全く個人的な気持ちとして私がかねがねこういう参議院だったらいいなと思つておりましたのは、やはり一つのモデルとして緑風会というものの存在でございました。あのような形の参議院というものであつたらば恐らく国民からも非常に信頼をされ、また頼りにされる存在であらうなという感じを、今日

もなお私は強く持ち続けております。

〔理事上野雄文君退席、委員長着席〕

しかし、だんだん参議院にも政党化の波が押し寄せて今日のような状況になつておられるわけでございますが、そのことはまさに選挙の制度とも密接に絡まつている問題でございますし、そういう点でどのようになつていくのか、こういう点についてそれぞれ各党間でまず掘り下げた議論がなされることを願つておる次第でございます。

○直嶋正行君 それでは、ここで少し各論についてお伺いしたいと思います。

まず、山花大臣にお伺いしたいんですが、これもけさほど来の議論の中で何回も出てきた事柄でございますが、私も民社党・スポーツ・国民連合という小会派に属しておりますので、どうしても触れざるを得ない事柄でございます。つまり三%

条項でございます。

今回の法案を見ますと、何点かにわたつてこの三%というのが記載されているわけですが、

一つは、今度のこの法案は政党本位ということですから、政党として活動できる範囲というのはいくつと広がる、そのかわり個人でやれる部分は狭くしていく、こういう考え方なんです。そのときに立候補の要件の中に、例えば小選挙区の立候補の要件の中にも政党として候補者を届ける場合には三%以上の得票がなければいけない、こういう規定がございますし、また今度は当選の場合に比例区の中で得票率三%未満の政党には議席が配分されない、こういうことになつておられるわけでありまして。

今申し上げた点は衆議院の選挙制度でありまして、参議院の方は立候補の場合に四%、議論が朝あつたところですが、そして当選の場合にはそういう規定がございます。

私がこういう阻止条項について一点お伺いしたい点は、例えば参議院の比例区選挙においても何らかのこういうものが必要だと、三%ではないにしてもお考えになつておられるのかどうか。いや、そうじゃなくて、参議院というのは衆議院と

基本的に違うのでより幅広い民意を反映するといふ点で見ると必ずしもそういう考えではない、こういうことなのか、これが一点お伺いしたい点でございます。

それから二つ目でございますが、政党助成法案のこの三%の規定と今の当選要件、これを見ますと、率直に申し上げて、私たちの目から見てもこの三%というのは非常に高い垣根だな、特に新たに政治を志す人から見ると垣根として高過ぎる人ではないか。口の悪い人は、既成政党の権益擁護だ、こういうふうにおっしゃる方もいるくらいで、ここは議論があるところだと思ふんです。この点について、こういった批判に対してどのような答えになるのか。

この二点、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) まず、参議院の方についての阻止条項は今いではないか、この御指摘につきましては、実は参議院比例代表の数が、二百二十六の今度の法案の内容とは違つて百で三年ごとに半数改選、こういう形になつております。五十人の定数ということになりますと、計算上はそこで一人当選させるためには二%の得票が必要である。その意味におきましては、全くないということではなく、制度上にその阻止条項というものがあつて入つておられるのではないかと、こう考えております。したがつて、立候補要件の四%ということにつきましては、半数改選ですから五十で二%、五人の要件との関連において四%というものができたというのが歴史的な経過であるということについて、これはかつての記録ですので、そう承知しております。

後段の部分につきましては、けさほど来幾度かこの点についてお答えさせていただいておる部分については重複するといけませんので割愛したいと思ひますけれども、全体の構成としては、私はこういうつもりでおるわけです。

今回は政党本位の選挙にして政策を争う、政権を争う、そうした選挙の仕組みというものを中心に選挙制度を考えていくというのが大原則である

ことについては申し上げたとおりです。

そういった場合に、じゃ一体どういう形の政党はということにつきまして、大きく分けますと二つの考え方があるんだと思ひます。一つは、単独立法として例えば政党法というものをつくつていく流れが法体系としてあると思ひます。もう一つは、今、日本がずっとそうでありまして、公職選挙法その他、個別立法によつて必要な政党についての要件を定めていく、これがこれまでの流れではなかったかと思ひます。

私は全体の流れの中で、その後者の流れの中で今回もそれぞれの法案の中に要件を書いた、これが全体の構想である、こういうふうに理解をして

いるところでございます。

結論的には、そうした政党要件を一体どのような基準にするのか。五人要件、三%というこの基準につきましては、一つ公職選挙法だけではなく、政治資金の關係、政党助成の關係、全部横並びで法体系を考へまして、国民の政治意思の結集、そしてその政治意思を国政と結びつける媒体としての役割をつくる政党としては大体どのくらいがよろしいかということについての政策判断の提案として今度の政党要件を出しているところでございまして、これは法案提案者の方の政策判断でございます。

こうした判断につきましては国会で御議論いただいて、これはもう衆議院の御議論、この今日の経過になりましたけれども、参議院でも御議論をいただきたい、こういう気持ちでございます。このことにつきましては、けさほど来お話ししておりますので重複するのを避けたいと思ひますが、以上のとおりでございます。

○直嶋正行君 今、山花大臣の方から考え方をお話しいただきました。

それで、総理にちょっとお伺いしたいと思ふんですが、これも先ほど来何回もお答えをされておりますので、それをさらにということで恐縮でございますが、例えば今、参議院の中を見ましても大変小さな政党もこれは既存の政党として既に存在

しているわけでありまして。それはそれなりに私は存在意義があるというふうに思うわけでありまして。

今、大臣からお答えあったように、三％というのはいろんな状況を考えた上での政策判断だ、このようにおっしゃったわけでありまして、その政策を出すことによって既存の政党がその存立すら脅かされてしまうというところについて申し上げれば、私はその点はもう一度お考え直しをいただければ余地があるのではないかな、このように思うわけでありまして。

総理、さっきの答弁の中で、ぜひ参議院で議論を深めていただきたい、それを尊重するというような趣旨のことをお答えになりましたが、逆に言いますと、今のこういった政党の置かれた状況も考え、かつ院の総意がそういう方向でいくべきじゃないか、三％はやっぱり高過ぎるな、こういうことになるのであればその判断を変えることについてやぶさかではない、このようにお考えになつておられるのかどうか、ちょっとお答えを賜りたいと思います。

○国務大臣(細川護国) 与野党の御協議の結果がそのような方向で固まるということでございまして、政府としてもそれは重く受けとめさせていただきます。直嶋正行君、それでは、続きまして自治大臣にお伺いしたいと思います。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案の中で、区画作成の基準を明示すると同時に、この設置法に基づく審議会が十年ごとの国勢調査による見直しをうたわれております。その中で、特に一票の格差、いわゆる人口の格差については二倍以内が基本であると書いておられるわけでありまして。そして、その後には例えば「審議会は、人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、勧告を行うことができる」、こういう規定になっております。

この中で言われています「人口の著しい不均衡」というのはどの程度の、例えば最高裁の違憲

判断は三倍でございまして、この法律案は二倍を基本ということになっているわけでありまして。そのときの、どの程度なら「著しい不均衡」と考えられるのか、まずその判断基準をお話しいただきたい。

それから二つ目は、その後には「その他特別の事情」ということがあるわけですが、この「その他特別の事情」というのはどういう状況を想定されておられるのか、この二点についてお伺いをしたいと思っております。

○国務大臣(佐藤観樹) 最初の「著しい不均衡」というのは、必ずしも数字で示すわけじゃありませんけれども、直嶋委員御指摘のように、本法案は二倍以内で各定数の人口を保つということの基本とするというふうにしてあるわけでありまして、今までの定数は正でいいますと、御承知のように、三倍以下なんでしょう、三というふうなものが出ておられます。もちろん、我々はその数を求めるわけじゃございませぬけれども、何かいろいろな事情で著しく三倍に近くなつてしまつたというような場合、今考えられるとすれば一つはそれではないでしょうか。

それからもう一つ、「その他特別の事情」というのは、これから分権がどんどん進んで市町村合併というところもいろいろ出てくるのではないのでしょうか。今、自治省の中でも市町村の合併特例法のあり方につきまして審議を内部的にしておりますけれども、そういうことで市町村合併なんというところになってまいりますと随分様相が変わるというところもございまして、そこにはございまして「その他特別の事情」ということはそういうことを頭に置きながら書いたのがございまして。

○直嶋正行君 続きまして総理にお伺いしたいと思います。この細川政権というのは連立政権でございまして、連立政権というのは特にヨーロッパ等においても多く見られる形態でありますし、私はこれからの日本の政治を考えた場合に、連立政

権というのはあり方の一つだというふうな個人的には思っているわけでありまして。連立政権であること自体を特に政治の安定性という面からいろいろと批判をする声もあることは事実であります。が、しかし、これは国民が選挙において判断をした結果として、一つの姿としてこれからの日本の政治の中でひょっとしたら主流になっていくであろうかもしれないと個人的には思っているわけでありまして。

ただ一方、細川政権を見ました場合に、連立政権というのが四十年ぶりくらいですかね、戦後すぐ以降これまでございせんでしたので、その中で見ると、やはり連立を構成する政党のいろんな政策の基本スタンスが異なつてくることも事実でございまして。そういう中で見ますと、特にこの政党間のスタンスの違いがいろんな難しい政策判断を迫られたときにやっぱり足並みが乱れてしまつたかそういうことが表面化していることもまた事実であります。

ただ、私思うのは、今までの政治と違つて、こういう幾つか寄り合つてある政党が違ひはあんながらそれを議論して国民の前に明らかにして一つのものにまとめていく、政治というのはそういう合意をつくつていくことが政治なんだ、何か賛成と反対があつてこれじゃなきゃいかぬというのとは本当の意味で政治かな、そうと言えるかなと常々思つていたんですが、そういう意味で言うと、一つの政策が形成をされていく、このことが国民の前に明らかにされていくというのは逆に言うところばらしいことじゃないかな、今までの日本の政治になかった一面を国民の皆さんに見せているんじゃないかなと。

特に、細川政権は成立しましてからこれまでの政権でできなかった新しいことをいろいろとやろうとしておられるわけでありまして。そういうことを含めて考えますと、政権ができて五カ月なんです。が、総理のこの五カ月の体験を踏まえて、細川政権の意義とか感想、それからもう一つは、私が

さっき連立というのは一つのこれからの道かもし

れないということを申し上げましたが、そういう意味でのこの連立政権というものの対する考え方といえますか、これは一般論的で結構ですが、お示しを賜りたいと思います。

○国務大臣(細川護国) 連立政権がスタートをしましてから、日本ではほとんどこれだけ大がかりな連立政権というのは初めての経験ということだと思つてございまして、それだけに国民の間にもまだ当事者である我々の間にもいろいろ戸惑いがあつたことは事実であらうと思つてます。また、現実になかなかそのところが、お互いに難しい問題を抱えて、選挙の前から政策協定を結んで連立をするということではなかつたわけでありまして、から、そうした意味でもさまざまな課題を克服していかなければならないという問題があることは事実でございまして。

そういう難しい状況を踏まえて、さまざまな問題にぶつかつていかなければならないということ、この五カ月間を振り返つてみますと、第一の問いに対するお答えですが、確かにこれは容易なことではないなという思いを持ちながら一生懸命取り組んできたというのがこの五カ月間の感想でございまして。

第二の問題、連立というものの評価についてどう考えるかということにつきましては、私は、これだけ価値観というものが多様化してきている時代でございまして、一つの党、つまり一つの考え方、一つの政策というものが受け皿になり得るという時代はやはりなかなかこれからは難しいのではないかなと、両方それぞれに得失という長短がございまして、こういう価値観の多様化した時代の中では連立というような姿が一つの時代の流れではないかなと、そういう意味で、私は穏健な多党制というふうなことも見通して前に申し上げたこともございまして、おぼろげながらそういう認識を持つておられるところだと思つてます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。それで、もう一点総理にお伺いしたいんです

が、これは今度のこの制度改革との関連でござい
ますが、さっきのお話の中にもございましたよう
に、連立になるかどうかは別にしまして、これか
らの日本の政治というのは政党が政策を中心とし
て競っていること。つまり、政党中心の政治とい
うことに方向としてはなっていくんじゃないかと
思います。

ただ、私も昨年比例代表選挙に出させていただ
きましていろんなところにお邪魔しましたが、
やっぱり日本の政治というのは特に個人の後援会
中心にこれまでやってまいりましたから、どうし
てもあの人という、こういうイメージが、しかも
その人がどういう政策を唱えているかということ
ではなくて、やっぱり日ごろのおつき合いとかあ
るいは地縁のような中で国民の皆さんが投票行動
を起こしていく、この面が非常に強いということ
とは体験的に実感をいたしました。

したがって、我々がこれから目指そうとい
うそういう方向と国民の皆さんの政治的意識とい
うか土壌みたいなものは、残念ながらまだ少
し開きがあるんじゃないか。そういう意味で言
いますと、制度はこう行くんですけれども、国民の
皆さんがどこまでついてきてくれるかなというの
は、正直言いましてちょっと不安に思っている点
でございます。

これは、これから私たちも国民の皆さんも両方
とも努力しなきゃいけないことなんです、仮に
こういう制度になりました場合に、そこをどう埋
めていくかということは今度は政治に携わる者とし
ても大変重要な点じゃないかなと、私はこう思
うのであります。総理、この点について現時点
で何かお考えがあれば伺いたいと思うんで
す。

○国務大臣(細川護国) 大変難しいお尋ねで
ございますが、そのところを埋めていく努力をま
さにお互いにしていかなければならないという点
については私も全く同じ認識でございます。

政府としてもやれることは一生懸命やらさ
ならぬと思っております、また国会議員としてお互い

にやるべきこともいろいろあるだろうというふう
に思っております。

○直嶋正行君 今の関連で次に山花大臣にお伺
したいと思うんですが、今申し上げたように、新
制度ができれば政策、政党中心の選挙ということ
になるわけです。また、今回は特に政党助成とい
うことで税金からも助成金が出るということにな
るわけでありまして、政党という
のは私的な集団でございますが、しかし公費助成
を受ける、しかも政党が中心になって日本の政治
を動かしていくんだ、こういうことになれば当然
公的にも大きな責任を負って行くことになる
わけでありまして。

ただ、現実の政党を見ました場合に、やはりこ
れから政党みずからいろいろ変えていかなけれ
ばいけない、こういう点も多々あるんじゃないか
と思うんですね。特に、例えば党役員、候補
者の選出の仕方、一般的に日常の党運営、いろ
んな面で政党みずから変わっていくか、と本当の
意味でのこの新しい制度の精神を生かした方向に
はなっていくか、あるいはないか、こういうふう
に思うわけでありまして。

特にそういう面を言いますと、例えば一部の方
は、現時点は別として将来的には政党の要件
というものを明文化して政党的なものをつくつ
たらどうかと、こういう御意見もあります。ただ
その場合に、やはり政治活動の自由とどういう兼
ね合いにしていこうかというのは非常に難しいこと
でありまして、私は、この点はもう少しこれから
議論をしていく必要があるかな、実際に制度を運
営してみてもその上で議論をしていく必要があるん
ではないかなというふうに思っております。

ただ、今、政権与党が中心になってこういう法
案を提案しているわけでありまして、例えば与
党の中でそれぞれの党からメンバーを出してプロ
ジェクトのようなものをつくって、これから私た
ちの政党はこういうふうにしていきましょ、こ
ういうことをみずから考えていくとか、あるいは

それぞれの政党の中で具体的にこれからの党運営
というのはこういうふうにしていきましょ、
もって国民の皆さんから見てもわかりやすいもの
にしましょ、候補者の選挙というのはこういうふ
うにしましょというふうなことをやはり出し
合っていく。私は、そういうことがまず当面、現
实的にとれる努力の具体的なものの一つではない
かな、こう思うんであります。

この点について、この間まで社会党の委員長を
されておりましたし、今の政党とこれからの政党
みたいな観点で、私の今申し上げたようなアイ
アも含めて御見解を賜ればというふうに思いま
す。

○国務大臣(山花貞夫) たくさんテーマがあ
りますので、三つぐらいに絞りたいと思いま
す。まず第一に、実は先ほど来総理お答えのとお
り、連立政権、連合政権、そうした政治体制のも
とにおける各政党のあり方が問われているテー
マだと思っております。今、連立与党の中でも相談
したところ、こういつた問題につきましては、
これからの選挙に対する取り組みを進めるに
当たって、当然そうした政党間の協議あるいは意
見の交換等も行われるものと思っております。こ
れども、政府の一員としての立場からはこの点の意
見については差し控えないといけない、こう
思っております。

第二番目に、私の経験から申しまして、まさ
にその意味での政党のあり方が問われており、そ
れぞれの政党がそれぞれみずからの改革に長
年取り組んできているのはなかなかなと思いま
す。これは自民党の政治改革大綱がその内容を明
らかにしたことからも我々は知っているところで
ございますが、例えば私がかつて社会党の責任者
をしておりましたその時代を通じて、政策立案能
力を高めるということからシャドーキャビネット
をつくり、そしてシャドーで政策決定について研
さんする等々を含めて努力をしてみたりした
が、それぞれがそれぞれの党の努力を進めている
さなかではなかなかなと思っております。

三番目に、候補選定の問題等につきましては、
そうした意味におきましてはそれぞれの政党の内
部に干渉するようなことは政府の側としては差
控えなければいけませんけれども、しかし、個別
立法の目的に对应した政党に関する要件その他必
要な事項については、これを法案の中に盛り込ん
でいるという部分もございまして。

候補の関係ですと、一定の要件を備えた政党が
次の選挙にどう臨むのか、候補選定の手続につ
いてその党についてはどうなっているかという候補
選定手続につきましては、決定した後七日以内に
自治大臣に届けていただく、そしてこれを自治大
臣が告示をいたしまして、国民の皆様はこの党に
つきましては候補者をこういう手続で選定いたし
ますというのをオープンにしていく、こういう
ことについては今回の法律に盛り込んでい
るわけでございまして。

以上でございます。

○直嶋正行君 終わります。(拍手)

○藤澤弘君 私は、日本共産党を代表して、政治
改革問題について総理及び関係大臣に質問いた
します。

政治改革の原点は、金権腐敗政治の掃蕩にある
ことは言うまでもありません。ところが、細川連
立内閣は、政治改革を最大の使命としながら、そ
の政権党の中心である新生党の小沢代表はあ、ゼ
ネコン疑惑にまみれ、そしてまた総理自身あ、佐
川と深い関係があることが明らかにされてしま
す。

そこで、私は金権腐敗政治の掃蕩の立場から、総
理が二転三転と答弁を交えておられる佐川からの一億
円の借入問題について質問したいと思います。

佐川からの一億四千万円について総理は、この金
は熊本の自宅の山門と土庫の修理、それに東京に
マンションを購入するために借りた、こういうふう
に答弁しております。ところが、東京のマン
ションを購入したのは佐川から融資を受ける二カ
月前であったということが明らかにされました。
当然おかしいということになって、あなたは衆議

院の予算委員会の理事会に文書を提出しなければならぬことになりました。私は、その文書を読みました、ますますわからなくなりました。

文書には次のように書いてあります。「実際に融資が実現する前に知人を通じて住宅の譲渡の話があったため、まずこれを購入し、代金には運用していた資産を取り崩して充てた」、こう書いてあります。それなら別に佐川からお金を借りなくたってマンションを買えたわけじゃないんですか。山門と土塙の修理費だけ借りればよかった、こういうことになるんだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 質問の通告もございませんでしたので、今おぼろげながらあらましの御答弁になるかと思いますが、しかし、具体的な事実関係につきましては、先般、今御指摘がございました資料で明快に述べているとおりでございます。

○聴濤弘君 質問の通告がなかったというのは違います。佐川との関係については質問するということをはっきりと申しております。

そこで、あなたが提出された資料を私はずっと読みました。あなたの提出した資料によれば、しかもこの資料について総理は、一億円のいわれなき疑惑というものはこの資料によって完全に氷解する、こう豪語しておられる報告書なんです、それによれば、マンション購入のお金というのはどこから出てきたかといいますが、おばあさんが持っておられ、そこから相続した荻窪の土地を売って、そして税金などを払った後に残った剰余金、その一部をマンション購入に充てた、こういうふうな資料に出ております。それなら別に佐川から借りる必要はなかった、こういうふうな当然なると思うんですが、いかがなんでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) なぜ佐川から借りたかという点については、その資料で詳細に申し上げていっているとおりでございます。

○聴濤弘君 その資料を読んで私は質問をしてい

るんです。

その資料によりますと、あなたはそれを資金を取り崩して購入したので、佐川から借りたお金というものが当てにされて、そしてその取り崩した資金に充てた、こういうのがあなたの報告書の大まかな説明であります。

しかし、これであなたは説明をしたと思ったら大間違いだと思うんです。ここにあなたのお金がある、資産がある。その一部でもってマンションを購入したというんです。何でそこに新たに、資産を取り崩したからといって佐川から借金までして補てんしなきゃならぬのですか。しかも、あなたの報告書によれば、佐川との契約ではその利息というのは七%から八%、こういう利息だということなんです。こういうお金を借りてそこへ補てんしなければならぬなどという理由、これは常識では到底考えられません。いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 前にも委員会で再三申し上げてきたことでございますが、もう一遍繰り返して言わせていただきますが、なぜ一億必要だったのかという点につきましては、資料として理事会に提出をいたしましたとおりでございます。

一つには、熊本の三百何十年たちました山門とか土塙とかこうした文化財の指定地域になっておりますので、原形復旧のために相当なコストがかかる、それから第二には、東京に住む家がないと不便であるということで、そうした資金として必要であったということで借入をしたということでございます。

○聴濤弘君 土塙と山門の修理費には、これもあなたの資料によりますと二千三百万円かかったというふうなところになっているんです。そうしますと、七千七百万円というのは宙に浮くんですよ。マンションを購入するのは、おばあさんから相続した土地を売ってその一部を充てたというんです。それで一億円借りておられるわけだ。それで二千三百万円は仮に山門と土塙の修理のために使ったと。そうすると七千七百万円は浮いてしまうんです。このお金どういうところへ行っちゃったん

でしようか。

○国務大臣(細川護熙君) とにかく具体的に資料に詳細に述べておりますので、ぜひその資料を御信用いただきたいと、このように思うわけでございます。

○聴濤弘君 今述べたこと、すべて私は資料に基づいて言っているんですよ。何か別に裏でいろいろなことをやってやっていると云うんじゃないんです。ここにあなたが提出した資料、衆議院、参議院に提出した資料、それ以外の何物もないんです、私が今質問しているのは、それで七千七百万円浮いちゃうんですよ。どこへ使ったんですか。——どうぞ答えてください。——これじゃ速記をとめてもらわなければ、時間がどんどんたっちゃいますよ。

○委員長(本岡昭次君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こして。○国務大臣(細川護熙君) ちょっと今手元にまだ資料がございませぬので詳細にお答えしかねますが、今すぐ持つてこさせておきますので、それがききましたらまた詳細にお答えしたいと思いますけれども、とにかくその当時、先ほども申し上げましたとおり、あるいは委員会等でも再三お答えしてまいりましたように、山門とか土塙とかあるいは東京の住む家のためにそのようなことが必要であって、そしてその原資は、先ほど御指摘がございましたように、荻窪の祖母の家を相続したものを充てていた、こういうことははっきりと提出した資料におきましても申し上げているわけでございます。

○聴濤弘君 それにもかかわらず七千七百万円がどこに使われたのかこの資料でわからないということをお申し上げしているの、その回答がなければ先の質問ができません。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください

い。

○国務大臣(細川護熙君) 一億円のうちから二千三百万円を山門を修理して、七千七百万円残るのはどういふことかと、こういう御趣旨のお尋ねであつたと思いますが、二千三百万円を山門の修理をしたかどうかという点については、今ちょっと手元に資料がございませぬのでどの程度かあったかという点については、先般御提出した資料の中にそれが書いてあったかどうか……。

○聴濤弘君 書いてあります。

○国務大臣(細川護熙君) 書いてありましたか。それはそうかもしれませんが、今ちょっと手元にないものですから、大変申しわけございませんが。

しかし、先般からそれは申し上げておりますように、山門のほかにも土塙でありますとかあるいは東京のアパートでありますとか、そうしたものに、その辺の資産の運用をして、回しながら資産の運用をしてきたということを申し上げているわけでございますから、その辺については御理解をいただけるものと思えます。

○聴濤弘君 総理、ちょっと無責任ですよ。あなたが責任を持って出されて、これで一億円をめぐらる問題は完全に疑念は氷解すると言つて豪語された文書なんです。そこにちゃんと出ているんです。私、別にどこから手に入れてきた文書に、山門と土塙に二千三百万円かかったとこれ書いてあります。いいかげんなことを言っているんじゃないですよ、私は。だから七千七百万円はどうしたんだと聞いているんです。答えてください。

○国務大臣(細川護熙君) いや、ですから、今手元にその資料がきょう御通告がございませぬでしたからございませぬので、そこに資料として出しておりますものも相当細かい話でございまして、私の事務所ですと資産の運用をしてまいりましたと、その一々については私は承知はしております。ですから、その資料につきましては責

任を持って出させていたと思いますが、それはやはり事前に御通告をいただきますと、私としてもそれは、いかに資料で提出をしたと申しましても、今ここで答えろとおっしゃられても、なかなか微に入り細にわたって記憶に一々あることではございませんからそれはなかなか難しいと、こう申し上げるしかないわけでございます。

○藤澤弘君 いいですか。七千七百万円のお金ですよ。百円、二百円がどうした、千円がどうしたという話じゃないんです。それはね、そういう質問通告がないって、私は、細川総理と佐川の関係について質問します、そういう通告をちゃんとしています。七千七百万円はどうしたか、当然その問題の中に入る問題ですよ。

ともかくちゃんと答えてもらわないと、私その先の質問はできない。私、別にストップさせようなんて思っただけじゃないんです。当然わかっていてのことだと思っただけじゃないんです。その答えが来ないんですから、この先どうしていいかわからないです。私、また座ります。

○委員長(本岡昭次君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こして。

○国務大臣(細川護熙君) もう一遍同じような趣旨のことを申し上げることになるのかもしれないが、借入金のうち元麻布マンションの購入代金相当の約七千七百万円を相続財産の運用金に補てんをいたしまして、残余金の約二千三百万円は担当職員が保管をして、その後五十八年から五十九年にわたって山門、土塀、家屋などの改修に使ったということでございます。

○藤澤弘君 それで、その運用に使ったということなんですけれども、その七千七百万円というのはどうなったのかということなんですが、運用に使ったと言われるんですが、私が本当によく理解できないのは、マンションを買いお金があったわけですよ、それをどうして借金までして補てんしなきゃいけないのか、ここが一番問題なんです。

ね。しかも、このお金というのはあの佐川からのお金ですよ。あの佐川といえ、もうすべてのことがこの言葉に尽きるあのお金ですよ。しかも渡邊廣康君からの。

総理は、政治改革は、単に政党や政治家だけの問題ではございません、法律や制度を変えるときにも、国民、有権者の皆様方にもいわゆる金権選挙や利権政治を根絶する決意をお持ちいただかなければ政治改革を真に成功に導くことは困難です、国民がこの政治改革をやる決意を持って、この所信表明で演説された。たつたこんなことになんたは答えられない。本心に恐るべきことである。あなたに政治改革をやるなんていう資格はないと思うんです。本心にこの七千七百万円はどういうふうにお使いになったか、このことをはっきりさせてもらわなければあなたに対する疑惑というのはいくらも深まります。

大体この借金を返済しているのかということもこの国会で問題になりました。それから、八三年に熊本で知事選挙がありました、どうお使いになったかということをはっきりさせてもらわないと、また資料を出してもわからないと、この選挙にお使いになったのではないかと問われるを得なくなってくるんです。はっきりさせていたきたいと思えます。私は、この文書を、回答が後であるということでありましたけれども、はっきりと回答をいただきます。

そして、私は委員長にお取り計らいをお願いしたいと思えます。佐川から借りた一億円の使途を証明する資料、これを国会法百四条に基づいて総理が提出するように計らっていただきたいと思えます。

また、当時、総理の金銭関係の仕事をしていた元秘書深山正敏氏の証人喚問がどうしても必要であらうと私は思っています。この点も取り計らっていただきますようお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員長(本岡昭次君) ただいまの件につきましては、後日、理事会に諮って御協議いたします。

す。

○藤澤弘君 本心に時間がたつてしまいます。ぜひその資料を提出していただきたいということを再度申し上げて、次の質問に移ります。

選挙制度の問題についてですが、まず最初に総理に伺っておきたいことがございます。

昨日のNHKのテレビの「討論」で、公明党の大久保副委員長が、国際社会の中の日本の政治という立場から政治改革が必要である、今これをやらなかったら日本は国際社会でどうなるだろう、こういう主張をきのうのNHKのテレビの「討論」で行われました。大久保副委員長はこれ以上余り具体的なことは言及されなかったんですが、私がきょう総理に伺いたいのは、連立政権の中心党である新生党の小沢一郎氏が「日本改造計画」という大変有名な本の中でおのおのね次のようなことを言っていることをどのようにお考えになるかということです。

この本の中で小沢氏は、今の選挙制度のもとでは国会にいろいろな意見が反映し、けんけんがくがく議論するので決定に時間がかかり、国際社会の主要国としては許されないような国際的責務の放棄ということが起こる、それを湾岸戦争のときに痛感した、とどんどん即決して国際貢献が果たせるような政治改革が必要である、そのために私はかねてから小選挙区制の導入を主張してきた、このように主張しております。

小沢氏のこの選挙制度改革の動機にあなたは異論をお持ちになっていないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) 山積する国際課題あるいは国内の難題に対して的確に機動的に対応していけるような選挙制度というものが必要である、政治的な仕組みが必要であるということについては私も全く同感でございます。

○藤澤弘君 今紹介したようなこういう政治をやる場合には、即決政治、こういうことをやると、民主主義のルールを無視して強引にやっていると、

す。

具体的な例をいたしましては、つい先日、ウルグアイ・ラウンド成功のためにということであのガットの調整案を受け入れた。あなたはそのときに、これが相当強引なもので、あの農民の悲痛な声を無視し、また国民の世論ということも無視してあの決定を下した、そういうことをせざるを得ない、そういう即決政治、強引な政治、そういうことが必要なんだということをあなたは実感されたんじゃないですか。

○国務大臣(細川護熙君) ウルグアイ・ラウンドの成功裏の終結ということは、これは我が国の利益にとつて極めて重要な問題であると認識をいたしております。

七年余りにわたって世界の多くの国々がそれぞれ利益というものをぶつけ合って今日までやってきたわけでありまして、そういう中で、特に農業に携わる方々の苦悩というものがどれだけ大きなものであるかということについては私も十二分に認識をいたしておりますし、そうしたことをもちろ十分踏まえた上で、しかし、日本の将来のあり方というものを、国益というものを考えたときに苦渋に満ちた決断をせざるを得なかったということでありまして、それは何も専制的に独断でそれを決めたということではなくて、あくまでもできる限り与党の中の、あるいはまた野党の中でもそれぞれ御議論がございましたが、そうした与野党以外の御議論というものも念頭に置きながらそのような決断というものをさせていただいたということでございます。

○藤澤弘君 しかし、あのときの経過を振り返りますと、国会では国会決議を守るということをさんざん言っておられて、裏の方で秘密交渉をやった、このことははっきりしているじゃないですか。だから、この農民の意思を無視して、二枚舌を使って無視してやったと言わざるを得ないんです。

今、国際貢献を考えるということになりますと、この米問題だけではありません。アメリカか

らの経済的な要求というのはたくさんあります。また、自衛隊の海外派兵という強い要求、一層の海外派兵というような問題もあります。ですから、国際貢献のために、こういう国民の意思、国民の気持ち、そういうもの、またあるいは国民が痛みを感じるようなそういう政策を即決で、ほんとに決めていく、そういう国会をつくらなきゃならぬ。

そういう国会というのはどういう国会かというところ、これらの問題で皆がほとんど同じような立場、同じような意見を持っている党派あるいは議員で国会をつくるということ、これが即決政治というものをやっていく基本になってくる。今度の選挙制度改革というのが必要だというのは、そういうところ、本場の動機があるんじゃないですか。

○国務大臣(細川護国) 即決政治即決政治とおっしゃいますが、そういうことを全く考えているということではないということをまず申し上げておきたいと思えます。

今日の我が国におきまして民主主義のルールというものはしっかりと定着してきている、私はそのように思っております。まだもちろん一面において未熟なところもあるとは思いますが、しかしそれなりに私は定着をきつとあるというふうに認識しておりますから、即決政治とあるいは独断専行とかそういったことが言われることのないような政治、しかし、最終的にはもちろんトップに立つ者のリーダーシップというものが発揮されなければならないという場面というものはいろいろあると思います、それにはそれなりに的確に対応できる政治というものがまた必要であろう。その両方がなければそれは政治というものは成り立たない。これはもう改めて申し上げるまでもないことだろうと思っております。

○藤澤弘君 私、この点で石田総務庁長官にもお尋ねしたいんです。

公明党は一九九〇年に公明党の活動方針というのを出されましたが、その中で、国会というものを同じ立場に立つ者だけで構成していく、これが議会制民主主義なんだということを非常に単刀直入に申された、こういう公明党の活動方針というのがございます。「議会制民主主義が機能するための不可欠の要件として」、「理念の共有が前提になければならない」、言葉をかえて言えば「政治観ないし世界観についてのコンセンサスが存在することである」、これが議会制民主主義が機能する前提条件だ、こういうふうな方針には出ております。

こういう国会をつくるのに一番小選挙区制というのには適しているんじゃないか、こういうふうな言わざるを得ないのでありますが、これでは議会制民主主義の否定ということになります、いかがでしょうか。

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。

今、藤澤先生の御指摘、いろいろお伺いをいたしましたけれども、そこには、いわゆる例外的なあり方について何か党が注文をつけているということではないかと思うのでございます。やはり選挙制度でございまして、多くの民意を反映させる、そういうようなことが考えられなければなりません。

今いろいろ議論がございまして、いわゆる民意の集約、民意の反映、そういった議論が並行的に行われているわけでございまして、そういった意味で比例制を採用するというのが民意の反映ということになるわけでございまして、そこにも少数政党の意見の反映というものが当然期待をされてそういう制度になっていくわけでございまして、今御指摘のあった点は、そういった点も十分加味した中で、大勢としては、やはり共通の理念の土壌といたしまして、そういうものが政治を運営する場合には重要な課題になるというところを申し上げておる、このように理解をいたしているところでございます。

○藤澤弘君 私が質問したこととちよつと違うように思いますが、もう今時間がありませんから

先へ行かざるを得ないんですが、民意の反映じゃないんです。議会が共通したコンセンサス、共通した理念、そのもとでのみ議会制民主主義が機能するということですから、反対党の存在というのは前提にされてないんですね、この公明党の方針によりまして。もう全然、民意を反映するなどということは、これは後の言いわけでございます。そう言わざるを得ないと思えます。

それでは、私は次に移りますけれども、そういうような民意を反映せずに、そしてほぼ同じような考え方、こういうもので国会をつくっていくというふうなやり方、それでそうやれば即決政治というのには非常にやりやすくなるわけですから、これも、そういうような国会をつくるためにこの小選挙区制度というのは非常に適しているというふうに私は思います。

その点について質問をいたしますが、小選挙区制というのは、もう御承知のとおり一つの選挙区から一名しか当選者が出ません。今、日本には八つ党があります。計算しやすいように、これまでのように五つの党があったとします。その党がそれぞれ一人の立候補者を立てて一議席を争う、そうなりますと、多数決の原理で最低二〇〇票、ス一票あればその党及び候補者が当選するということになる。これが小選挙区制です。

問題は、このあとの四つの党の立場を支持した国民、ほぼ八〇〇近くになります、この意見は切り捨てられた、こういうことになります。したがって、小選挙区制で民意の集約を図るといのは、日本の現実の政治をこれに基づいて考えてみますと、このように多数の意見を切り捨てて、そして特定の立場だけが国会に反映する、こういうことだと、これは原理的にそうならざるを得ないと思うんです。これは否定できないことだと思えますが、総理、いかがですか。

○国務大臣(細川護国) 小選挙区制度というのは、確かにおっしゃる通りに死に票などの問題も確かにあるわけでございしますが、今回の政治改革の法案におきましては、それを補うという意

味で比例制度というものをあわせて並立制という形で御提案を申し上げているわけでございまして、そういう意味で、そのような御懸念の点につきましては十分これは、十分と申しますか、相当程度これによってこの死に票の問題というものはカバーできる、このように考えているわけでございます。

○藤澤弘君 あなた方がこの小選挙区制の問題を言うと、すぐ並立制でもってカバーしてある、こういうふうな言われるんですが、小選挙区比例代表並立制、今の政府が提案しているこれによっても、あわせてみてもマスコミの計算ではどれも例外なく第一党が三割台、四割台の得票率で六割の議席を国会で占めてしまう、これはあらゆるシミュレーションがこれを証明しているんです。

なぜこういう結果、あわせてみてもこういうふうになるかというところ、小選挙区制というものが持っている本質というのが私が先ほど言ったようなものなんです。その本質に幾ら比例代表をあわせてみてもこの本質が消えないんです。だからあわせてみてもこういう結果が出てくるんです。ですから、小選挙区制の部分では、死に票という言葉がありますけれども、多くの民意、国民の多くの意見、これが切り捨てられてしまう制度だということ、今この部分では総理が認められたところでもあります。ただ比例代表でカバーするんだということだけであります。その点ははっきり認められたものと私は思います。

こういう民意を切り捨てる選挙のやり方というのは、これは憲法に反します。

我が国の憲法では、これは我が党の上田議員、副委員長が本会議で質問したことでもあります、憲法の前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と述べ、憲法四十三条では「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」、こういうふうな憲法で定められているように、国会は国民の代表機関です。その構成を決めるのが選挙です。国民は自分の代表を通じて行動すると前文で書かれ

ているんですから、国民のさまざまな代表が国会にいるというのが日本国憲法の定めであります。ですから、選挙ではさまざまな民意が反映されるようにすることこそ選挙の目的であって、選挙であらかじめいろんな意見を切り捨てるというのは憲法に反するものであります。総理、いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 同じ答弁を繰り返して申し上げるようになるわけですが、二百二十六の比例制というものも加味しているわけでございますから、それによつて相当に死に票というものは救済される、民意というものは吸収されるというのが今日の長い間の御議論を経て結局並立制というところに落ちついてきた。その経緯の中から生まれたのが今日出させていただいているこの政府の提出の法案でございますから、その辺についてはぜひ御理解をいただきますと、こう思っているわけですが。

○藤澤弘君 また同じ並立制が加味されているからいいじゃないかということでございますけれども、じゃ、小選挙区制のそういうやり方、これは憲法に反するとは思ひになりませんか。

○国務大臣(細川護熙君) 私はそうは思っておりません。

○藤澤弘君 私は先ほどの質問で理由を説明いたしました。ですから、反していただただお答えになつても、これは私納得できません。

民意を切り捨て、多くの民意を切り捨ててある民意だけが反映されるようなそういう選挙は、国の憲法の精神からいってやっちゃいかぬのですよ。国会は国民の代表だつていうのでしよう。だから、そこにはさまざまな意見が反映されなきゃいかぬのです。選挙の段階で多数決でもってさまざまな意見を切り捨ててよろしいというのは、憲法の精神じゃない。選ばれてきた議員が、この国会で米はどうする、消費税はどうするとうき、いろいろな議論をして最後の最後は多数決で決める、こういうことはあり得るのです。だけど、選挙の段階であらかじめみんなほかの意見は切り

捨ててしまふというのは憲法の精神じゃないんです。

○国務大臣(山花貞夫君) 小選挙区制は死に票をつくり、これを切り捨てるから憲法に違反する、こういう論旨での御質問だと理解をしております。

ただ、今、先生のお話にもありましたとおり、衆参両院で構成する国会について、午前中の議論でも申し上げましたが、いわば近代の選挙制における公理とも言ふべき原則については憲法で書いてあります。これを受けとめて立法したものでございまして、こうお答えいたしました。まさにその意味におきましては、国民の代表制をどうつくるのかというのが選挙制度についての提案だと思つています。それを皆様に御議論いただいているわけですが。

おっしゃつたとおり小選挙区制イコール民主制度の否定だということならば、世界に単純小選挙区制をとっている国もあるわけでありまして、そういう国は全部民主主義を否定しているのかということは極論ではないでしょうか。「日本の憲法の問題です」と呼ぶ者あり。したがって、日本の憲法も同じくそうし近代選挙の公理というものを土台として、その中でお話しているわけでありまして、今日の衆議院の選挙でも一人区がありまして、あるいは一人区選挙ならば、国会を離れば、県の知事の選挙も一人を選ぶということであるならば、そのほかの民意は全部切り捨てるのか、だから県知事選挙は民主主義を否定するの、かという理屈にはならないのではないでしようか。

その意味におきましては、国政選挙において両方の選挙制度というものをかみ合わせるといふことについての御議論をいただいているわけでありまして、死に票が出るからイコール民主主義の否定であつて憲法に違反する、こういう理屈は若干短絡的ではなからうか、こう思つてるところでございします。

○藤澤弘君 外国のことをちよつと言われました

けれども、私は日本の憲法のことを言っているんですよ、日本の憲法に照らしてどうなのか。イギリスだアメリカだ、そういう話をしているんじゃないんです。日本の憲法では、先ほども言いましたように、国民の民意が反映する国会をつくつて、その国会が政府の首班を決めて内閣をつくつていく、こういう議院内閣制をとっているわけ、だから民意の反映した政権をつくるためにも本当に国民の民意が反映するそういう国会をつくる。そうしてこそ初めて民意の通つた政権ができる。これが日本の政治のあり方なんです。憲法はそう書いてあるんです。

これは意見が違ふという次元の問題じゃないんです。憲法上の問題なんです。憲法がそうだとすることなんです。あなたと私の意見が違ふというんじゃないんです。憲法の問題なんです。どうなんでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 外国のことを言っているんじゃない、日本のことを言っているんだとおっしゃいましたけれども、民主主義の原理は世界共通だと思つています。小選挙区制をとっている国でもやっぱり民主主義の原理に基づいてその国の国民が納得する代表制として小選挙区制の制度をつくつていくということだと思つております。したがって、国は違つても民主主義をたつとばなければならぬ、こうした原則については共通のものとして私は外国の例についてもお話しさせていただきます。

日本の憲法におきましても、そういう原則を憲法自身が掲げる中で、憲法四十七条で、それは国会における議論によつて決める、こうしたシステムになつていくわけでありまして、したがって、それぞれのお立場からいろいろ議論はあるとしても、国民の皆さんに納得いただけるような、できただけわかりやすい、そして民意を反映することのできるような、そして今回の場合には二つの選挙を組み合わせているわけですから、民意の集約、民意の反映、この二つの課題に対してこういう案でやっていきたいと思ひますというのが

政府の提案でございます。

御議論はそれぞれおありになると思ひますけれども、そういう御議論、民主的な議論を踏まえて結論を出していきたい、こう考えているところでございします。

○藤澤弘君 民意を反映させてこそ本当に民意を集約したそういう政権ができるということをお願いしておきたいと思ひます。これが日本の憲法の精神だということでありまして。

あと二分しか残りがなくなりましたので、山花大臣が私の答弁を受けて立たれましたので、私は残された時間、社会党の閣僚としてあなたに質問いたします。

今あなたは民主主義のことを非常に強調されましたけれども、社会党は、これはもうよく議論されたことですけれども、この並立制、今提案されているのは民主主義を根底から破壊するといつて初めのときは反対されたんです。えらい民主主義の概念が違ふじゃないですか。反対されたんです。その後、連立政権のためにはというところで賛成された。その後、定数の比例代表部分と小選挙区制部分、この二百五十と二百五十の問題は絶対に譲れないと党議決定した。ところが、その後またこれを譲つちやつたんです。二百七十四にしちゃつた。これもまた連立政権を云々かんぬんというようなことで合理化された。あなたは社会党の閣僚として、一体どこに政治的節操があるのか、私は聞きたいと思ひます。

それで、きょうこの委員会ではまた新たな修正問題が議論の一つのテーマになりました。それは羽田さんのきのうの記者会見も一つの要因になっている。それで、私は山花さんに御質問したいと思ひます。今度修正が出たら、社会党としては反対だが、連立内閣を云々というところでまた賛成されるんですか。

○委員長(本岡昭次君) 答弁は簡潔に願ひます、時間がありませんので。

○国務大臣(山花貞夫君) 随分前提を置かれての御質問でございます。ただ、共産党の皆さんの考

え方と社会党の考え方は違っておりますので、その点の意見の食い違いはあると思います。

これまで私たちは、それぞれの選挙を通じての国民の審判を重く受けて、そしてそのことに政党として誠実にこたえる、こういう一貫した姿勢で政策選択をしてまいりました。これからもそうした姿勢というものを堅持していきたい、こう思っております。

○藤澤弘君 最後です。一言……

○委員長(本岡昭次君) ちょっと時間ですから、時間を守ってください。

○藤澤弘君 守ります。

それでは、これによって質問を終わります。(拍手)

○下村泰君 与党の皆さん、野党の皆さんの御協力によりまして、私の質問がやっと放送時間に入ります。ただし、それでも二十二分与えられましたが二分はなくなっております。常に国会の中では、外に向かつては公平公平と言いつつけれども、実際、中に向かつては小会派はいつも冷たい目に遭っている、こういうところからまず政治改革をしてほしい、こういうふうに思います。

今回のこの政治改革というのを承っておりますと、どちらかというと選挙制度のことばかりに集中しているようなんですね。それならばそれなりに私は伺いたいと思うんですが、つまり選挙制度の中で、私は十年來言うているんですけれども、障害者の方に向かつて何にもされてない。総理、十年間ですよ、ちっとも進んでない。

例えば政見放送をやりません。私はもう前から、耳の不自由な方のために手話通訳をつけてくれと。堀川正十郎さん、あの方が自治大臣のときにはある程度前向きなこと、私は前向きという言葉は嫌いなんですが、ある希望の持てるお答えが出てきたんです。それ以来まるきりだめなんです。自治省に伺いますというんなことを言うんですが、それはなぜだめなのか、まず自治省、答え

○国務大臣(佐藤観樹君) 下村委員から長い間この問題について御指摘があったことを私も聞いておるわけでございますが、結論を出さなさいかぬところまでかなり来ているのではないかと私も思っております。

ところが難しいかといえますと、一つは放送局の技術的な問題がございます。これは細かいことでございましてけれども、手話をなさる方を含めてやるということになりますと、二台のカメラで撮らなさいかぬというように、公平性をどうするかという問題等があったり、それから政治用語というものはなかなか難しいもので、そのあたりの統一性等もなかなかいかにいかにいうような問題もあるようでございまして、やはりお話しになっていく方の意思というのが手話を通じて正確に伝わるためにはなかなか技術的に、ある程度意識でしようがないのかなというこの御了解をとらなさいかぬ等々、下村委員の方が御専門かとは思いますが、今日まで自治省の中で政見放送研究会というのをずっとやってきて、結論をなるべく早目に出不さなければいかぬと、ひとつつなご一層頑張らせていただきたいと思います。

○下村泰君 ちっとも出ていませんね、今までの答えから。一番私が言いたいの、それじゃ聾啞者同士は意味が通じていないんですか、手話でお互いに話して合っている人たちは意味が通じていないんですか、あれは。通じているからこそ手話というものがあんじゃないですか。

それと一つ、自治省が間違えているのは、日本語のあり方と手話の文化のあり方を両方一緒にくたにしているんです。我々がしゃべるようなぐあいに手話ができません。例えば「ながら」という言葉があります、何々をしながら、この表現がない。ところが手話同士の方は、たばこを吹かしながら歩くというのは、こうやれば済みますよ。手話同士の方が早いんですよ。そういう手話独特の文

化というのがあります。その方たちが政見放送をしている方の横でどんなやればお互いに聾啞者同士、耳の不自由な人はわかるんですよ。それをめったやたらに理屈をこねているのが自治省のあり方なんです。

恐らく自治大臣はおわかりにならないと思うんです。専門家、ちよつと来てください。自治省の専門家が来て答えて。

○政府委員(佐野徹治君) 政見放送研究会におきましていろいろな検討をさせていただいておるところでございます。

現在の検討状況等につきましては先ほど大臣の方から御答弁を申し上げたところでございますけれども、研究会でいろいろな検討の過程におきましても、例えば政見放送によく使用されますような用語の標準化、普及、それからその研修のあり方をどうするかとか、それから政見放送での手話通訳者確保の責任主体のあり方をどうするか、こういうようなことにつきまして現在いろいろ御検討をいただいております。

○下村泰君 あんたも同じじゃないの。検討検討、ボクシングやってるんじゃないんだ。検討検討、どうしようもないな、本当に。

それじゃ、例えば、細川総理大臣がこでしゃべりました、聞いている皆さん一言一句全部覚えてられますか。恐らく正確に覚えてないでしょう。どうですか、言えますか。

一番いい話が、十人並べておいて、だれそれがどこまで覚えてたよ、次の者がしゃべっていき、次の者がしゃべると、これ、伝令ゲームというの。一番最後の者は死んじやうんだ。いかにいかげんかというんですよ、言語を覚えていくのが。してみれば、むしろ手話通訳の皆さんの方が正確に伝えているわけでしょう、聾啞者同士で。

それを何でも検討検討と言っているのかね。本当に情けないな。やってみたら、一回。何にもしないんだ。何にもしないので、ただ検討検討。だから、ボクシングやっているんじゃないって僕らが言うのはそこなの。

ボクシングというのは殴り合うんだ。だって、検討するなら実行してみたらどうですか。その結果がどう出てくるか。しかも、通訳をする方に原稿を渡しておけば、その方はあらかじめきちんとそれを把握するでしょう。そうすると、聾啞者同士の持つてくる文化で手話文化というのがあつたから、お互いがわかるはずなんだ。それをいつまでも検討と。十年前と答が同じなんだ。何をしようんだ、本当に。

ですから、せっかく連立内閣というのは、あれでしょう、それぞれ考えの違った党が全部集まっているわけでしょう。そして、皆さん方の中に自治省の言うのと違った感覚を持った人がいて、やらせまうというのを言ってみたらどうですか。どうですか、自治大臣。

○国務大臣(佐藤観樹君) 下村委員のお怒りは私もごもっともだと思っております。

ただ、委員今言われましたように、聾啞者同士でしゃべるといふのは政治用語をしゃべるわけではないものですか。佐野部長から今答弁ありましたように、そのあたりのことをきちっとしな

きやいかぬこと、現実の問題としましては、このご了解から選挙法が非常に短いものですが、そのあたりの技術的な問題、我々の政見放送でもかなり放送局に迷惑をかけているわけですが、そのあたりのことをちゃんとするように、いずれにいたしましても言われることは私よくわかりますので、さらに早急に取りまとめを急がしまして、私の在任中にでき得る限り実現しますように努力をさせていただきます。

○下村泰君 まだ頼りないな。まだ頼りない。今、選挙用語と言いましたが、そんな難しいことを言っているんですか、選挙用語の中で。

○国務大臣(佐藤観樹君) 政治用語です。

○下村泰君 政治用語だってそんなことではないと思いませんか。政治用語って、全然日本語じゃないわけじゃないでしょう。日本語なんですよ。しかも、字引の中に出てくる熟語よりかもっと簡単な言葉を使っているはずですよ。それをあなたがわ

からないと言ふことはない。
どうですか、総理、これだけ言ってもわからないからどうしようもない。

○国務大臣(細川護熙君) 大至急やるように検討いたします。

○下村泰君 ありがとうございます。本当にやってく下さい。

つまり、耳が不自由だということだけで障害者の手帳をもらっている方が四十万いるんです。ようございますか。そうすると、そういう手帳を嫌がっている人の数を足すとどのくらいかわからないんです。しかも、これから高齢人口がふえればふえるほど難聴者がふえるのです。この途中で聞こえなくなる難聴者の方というのは手話をやりたがらないんです。もうある程度の年になったら覚えにくいでしょう。そうしますと、補聴器ですわね。補聴器を消したらもう全然だめなんですからね。この数が六百万ですよ。よろしゅうございますか。そうすると、高齢者を含めると聾啞者は六百五十万ぐらいいるわけだ。この方たちを無視できないでしょう。ですから、私はお願いをしています。一度、皆さん、お家へ帰ってテレビの音を消して給だけ見てもらいなさい。やってもらいなさい、一回試しに。五分もつかもたないか、恐ろしくあなたの方だったら三分もたないはずだ。いらいらしてくるから。そのくらいこれは大変なんだ。ですから、生まれたときから音の聞こえない人たちにどうしてはどんな苦しみがあるかというのは、これは本当にその方たちの立場に立ってみなさわからないことなんです。

ですから、どうぞひとつ、この方たちも国民の一人一人なんです。今心強くもおっしゃってくださいました。この政権がもたない困るんです。もたすように努力してください。そうしないと困っちゃうんです。ほかへ行くと、また最初からやり直さなきゃいかぬ。よろしくお願いします。それで、総理、今私が一番困るのは、私の場合

はテレビやながか長過ぎました。劇場も寄席も、活動写真も出たことあります。そうしますと、飲み屋へ行ってもすし屋へ行っても、そこらへちよつと寄つても、パジャが要らないんですよ。顔がパジャみたいなものなんです。そうすると、その人たちが言うのは、国会って今何やってんだい、こういう質問ですよ。今の細川総理も、それからここにいらつしやる閣僚の皆さんも、どうしてこの内閣が生まれたかというのはいやうおわかりでございすわね。国民には飽き足りなかつたんです。

今までの政権じゃ飽き足りないわけでしょう。余りにもひど過ぎた。もちろん全部が悪いわけじゃありませんが、中にすこい方がいて、金の延べ棒の上に寝てみたりなんて方がいるわけですよ。その姿を想像しただけでぞっとするけれども、そういうことがあつたんで、国民がこれじゃたまらない、もうちよつと何とかしてくれないかというのが今回の選挙でこういう結果になつたわけでしょう。

だから、その方たちにしてみればこんな四十日もずつと、それこそ私に言わせりゃくだらないことをごちよちよやって、国会っていうのは一体何やってるんだと。私は、これ、正直な言葉だと思ひます。羽田外務大臣はよく私の弟子やなんかと一緒に飲んだり食つたりしていますから我々寄席の雰囲気というのがよくわかる方ですから、もう改めて申し上げるまでもないけれども。

ですから、一般庶民というのは、中選挙区も小選挙区もないんですよ。むしろ逆に選挙に金がかかるから小選挙区にしたというせりふが出てくればうそつきと言ふんですよ。一般の人は、中選挙区よりも小選挙区になつたら範囲が狭いから余計金を使うじゃないか。使うやつは絶対使う。

例えば、総理に伺いますが、イバチバ選挙って御存じですか。
○国務大臣(細川護熙君) いや、何のことかわかりません。

○下村泰君 別にクイズを出しているわけじゃないんですよ、私は。東京ではイバチバ選挙というところと千葉の選挙なんです。そのくらい茨城県と千葉県は実弾射撃がすごいですよ。

これは私の経験を申し上げますが、千葉県下のある町長選挙へ行つたんです。立候補者二人いるんです。私が応援しに行つたのは、私の兄貴がたまたま向こうにおつてそれが世話になつておるものでそれから応援に行つたんです。私の見てる前で封筒を配つて歩いてるんですよ。私が応援演説をしている最中ですよ。おい、ちよつと待て、おまえ何をやってるんだ。中に二千円入つていんですよ。おい、いいかげんにしろ、応援に来てしゃべっているおれの目の前でそんなことをするな、もう来ないと言つて、その明るる目から行きませんでしつたけれどもね。

朝刊と夕刊に現金が入つてゐる。それ、どっちが入れたか地元の人にはわかつてゐるんですよ。これがすごい。それで、これを訴えるやつは一人もいない。しかも、町民が一萬五千人いて、有権者が八千人いるんですよ。ようござんすか、一萬五千人の町民で有権者が八千人ですよ。両方の候補者が届けた人間の数を合わせると一萬五千になるんですよ。一人で二人。こうなんですよ。これがもう千葉県の、ちよつと失礼ですが、千葉県の皆さんに悪いけれども、茨城県と千葉県はこう。だから、これをイバチバ選挙と言ふんですよ。こういう選挙じゃあかぬ。

ですから、中選挙区が小選挙区になればまた使つたろうと、みんな一般の人はそう思つていますよ。ですから、一体どこが政治改革なんですよ。一般の人の感覚の政治改革というのは、通常、企業にお勤めしている人が、例えば刑事が来てごらんない、もう白い目で見られますよ。一回来たらもう首ですよ。国会議員をごらんない。パジャつけて平気な顔をしてゐるじゃないですか。そういうことをやめてくれ、何々をしたら首にしてくれ、辞職してくれ、これが一般の庶民の感覚なんですよ。

総理、こういう私の言つたことに対してどういふふうにお感じになりますか。
○国務大臣(細川護熙君) おつしやることはよくわかります。一番国民の多くが感じておられることは今おつしやつたことに大体集約されてゐるんじゃないか、私もそのように思つております。

さはさりながら、やはりそのためには今提案をしております。これは何も今提案をしてゐるから無理にこじつけてそういうことを申し上げてゐるつもりではなくて、本当に制度的な観点から、選挙制度の問題についてもあるいはまた政治資金のあり方についても、今のままではこれはいかんともしがたい。それを少しでも改善をしていくという努力がどうしても必要だというふうに私は認識をしております。

○下村泰君 こういうふうな話も出ていますよ。例えば政治資金規正法ですね。個人献金、それから団体献金、企業献金、これはなくなつてゐるわけじゃないんですよ。いろいろと方法をとつて抜け穴を残してあるわけですよ。形として。その上にこの政党助成金というのがあるんですよ。そうすると、一般庶民の人が見たら、ふざけるなこのやろうという感覚なんです。

政治資金、いわゆる企業も団体も個人も全部献金というものをなくして、申しわけございませう、これじゃ政治活動ができませんので、国民の皆さん、一杯のコーヒー分だけただかせてください。これなら話はわかるというんです。これならわかる。そのかわり、ちよつとでもおかしなことをしたらすぐにやめなさいかぬ。そして公民権停止。これも当然のことなんです。それなら納得できるというんです。

ところが、こつちの方に都合のいいことを残しておいて、その上に助成金を出せとは何事だ。これが本当のやらぶつたくりじゃないかと。庶民の感覚というのはこういうものなんです。ここへ来ている方たちは少し麻痺してゐる。つまり永田町の理論というのが全部の理論だと思つてゐるんですよ。永田町から有楽町へ行くと意見が違ふ

んですよ。

こういうところを本当にもう少ししっかり踏まえ、踏まえなという言葉も嫌いだが、考えてほしいんです。そうしなければ本当に庶民のための政治、国民のための政治なんてできないんじゃないかと思いますが、官房長官、いきなりで恐れ入りますが答えてください、別にこんなものは通告するほどのことじゃないんで。

○国務大臣(武村正義君) 国民の皆さんのお気持ちを大変わかりやすい表現でお話をいただきました。改めて国民の皆さんから見た政治改革の必要性を私も再認識をさせていただいた心境であります。

今回の改革は、今、委員のおっしゃる目的からしますと、基本にかかわる第一歩だというふうには認識をいたします。この四法案が通ればこれで国民の期待する政治改革がで上がるというふうには思っておりません。ぜひその勢いで、政治改革の第二弾、第三弾、一緒に取り組んでいかねばならぬという気持ちでございます。

○下村泰君 何かびんとこないんですけれども。私はちょうど五十九分三十秒でやめようと思っております、びったりこの放送の中へ入れようと思っております。

ここで一つ、一番気に入らないのがあの三％条項です。あれは一番気に入らないんです。私たちの二院クラブは二・九幾つなんです。そうすると、おまえのところはもう来るな、そういう感じなんです。あくまでもあれは衆議院のやり方であって参議院じゃないというんならそれはそれで結構なんですけれども、これは両方へまたがるんですね。またがりますね。そうすると、これはとても納得できる条項じゃないんです。

答えてください。

○国務大臣(山花貞夫君) 御指摘の問題については、きょうも朝からずっと議論しているところでございますけれども、先生の御指摘につきましては十分わかります。

新しい制度をつくる、そこでここでの線を引い

たというところからきているわけでありまして、政府の提案としてはこれだということを出しているわけですが、きょうも議論ありましたとおり、十分御議論いただいて、そのことを我々としても重く受けとめてこれから進みたい、こう思っております。

○下村泰君 ちょうど時間が参りましたのでこの辺で終わらせていただきますけれども、もう少し微に入り細に入りみんなが納得いくような方法をもっともっと突き詰めて私は探していただきたいと思います。これだけの顔ぶれがそろってつまらないものがで上がるんじゃないかと思えますよ、そのために期待をされているんですから。

細川総理のことを私はほかへ行つて弁護していませんから、細川総理というのは一億円も塀に使ったのかと言うから、あれは金粉が入っているんだ、そう言っていますから、どうぞひとつ頑張ってください。(拍手)

○委員長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時散会

平成六年一月十日印刷

平成六年一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局